
第3期土浦市まち・ひと・しごと創生

人口ビジョン・総合戦略

令和7年3月

土浦市



我が国では、世界に類を見ない急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行しており、少子化による生産年齢人口の減少によって、労働力不足や需要の減少による経済規模の縮小など、様々な問題が生じている中、平成 27（2015）年度から国と地方が一丸となって始めた「地方創生」の取組も 10 年目を迎えようとしております。

この間、本市では、国の長期ビジョン及び総合戦略を踏まえ、令和 2（2020）年 3 月に、第 2 期土浦市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」を策定し、人口減少と地域経済縮小の克服や、まち・ひと・しごとの創生による経済の好循環の確立に向けて、様々な施策を展開してまいりました。その結果、本市の人口は約 20 年ぶりに増加に転じるなど一定の成果がでていたものの、将来的には自然減の拡大に伴い、人口減少が進行していくことが予想されております。

このような中、国においては、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化するため、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、「地方に仕事をつくる」、「人の流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「魅力的な地域をつくる」という 4 つの取組を進めていくこととしております。

本市におきましても、持続可能な社会の実現に向けて、本市の実情に即した人口の長期的展望を改めて明示するため、国の最新の将来人口推計を基に、第 3 期土浦市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」を策定するとともに、第 2 期総合戦略の進捗状況や国・県の動向、市民の皆様からの御意見などを踏まえ、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 か年を計画期間とする、第 3 期土浦市まち・ひと・しごと創生「総合戦略」を策定いたしました。

今後は、この「人口ビジョン」「総合戦略」に基づき、市民の誰もが個性と多様性を互いに尊重し、それぞれの夢や希望がかない、生きがいを感じ、その人らしく暮らせるまち、さらには若者や女性にも選ばれるまちを目指して、全庁を挙げて「地方創生」の取組を推進してまいります。

最後に、第 3 期土浦市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」の策定に当たり、貴重な御意見、御提案を頂きました多くの市民の皆様を始め、熱心に御審議を賜りました土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議委員の皆様や関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 7 年 3 月

土浦市長 **安藤 真理子**

目 次

第3期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

1	はじめに	1
	(1) 土浦市人口ビジョンの位置付け	1
	(2) 国の長期ビジョン	1
2	土浦市の人口動態分析	3
	(1) 総人口・世帯数の推移	3
	(2) 年齢階層別人口の推移	7
	(3) 自然動態（出生・死亡）の推移	10
	(4) 社会動態（転入・転出）の推移	13
	(5) 昼夜間人口等の状況	21
	(6) 総人口の推移に与えてきた自然動態・社会動態の影響	25
	(7) 産業別就業者の推移	26
	(8) 地区別の人口動態分析	32
3	将来人口推計	37
	(1) 将来人口推計	37
	(2) 将来人口のシミュレーション	43
	(3) 人口変化が地域に与える影響	55
4	人口の将来展望	61
	(1) 将来展望検討のための基礎データ等	61
	(2) 人口の将来展望	68

第3期土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1 総合戦略とは	81
(1) 総合戦略策定の目的	81
(2) 総合戦略の位置付け	81
(3) 総合戦略の対象期間	81
(4) 総合戦略の進行管理	81
(5) 第2期からの見直しの視点	82
2 基本的な考え方	87
3 国の最新の動向	88
4 戦略分野と基本施策	89
戦略分野Ⅰ「結婚・出産・子育ての応援、誰もが活躍できる地域社会の創造」 ..	90
戦略分野Ⅱ「地域経済の活性化を通じた持続性ある雇用基盤の確立」	97
戦略分野Ⅲ「暮らしやすさの向上による人口還流の創造」	102
戦略分野Ⅳ「長期的な視野に立った魅力ある地域の創造」	108

資料編

1 第3期人口ビジョン・総合戦略の体系と成果指標・KPIの考え方（概要）	115
（1）第3期人口ビジョンと総合戦略との関係.....	115
（2）第3期総合戦略の展開（戦略分野と基本施策）.....	116
2 策定経過	124
3 土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議	125
（1）土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱.....	125
（2）委員名簿.....	127
（3）意見書.....	128

第3期土浦市まち・ひと・しごと創生

人口ビジョン

1 はじめに

(1) 土浦市人口ビジョンの位置付け

ア はじめに

- ・国では、人口減少社会の克服と地方経済の再生を柱とする地方創生を推進するため、平成 26 (2014) 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、「長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。
- ・本市においても、このような動きに迅速かつ的確に呼応し、本市の実情に即した人口の長期的展望と、人口減少の克服（抑制）に向けたより実効性の高い施策を立案・展開していくため、平成 27 (2015) 年 10 月に土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を策定しました。
- ・現在、令和 2 (2020) 年 3 月に策定した令和 2 (2020) 年度から令和 6 (2024) 年度までの 5 年間を対象期間とする第 2 期人口ビジョン・総合戦略に基づき、本市の持続的な発展に向けて全庁を挙げて取り組んでおります。
- ・この度、第 2 期人口ビジョン・総合戦略の対象期間の終了に伴い、令和 7 (2025) 年度から令和 11 (2029) 年度までの 5 年間を対象期間とする第 3 期人口ビジョン・総合戦略を新たに策定します。

イ 人口ビジョン策定の目的

- ・人口ビジョンにおいては、人口の現状について分析するとともに、「人口」を切り口とした本市の目指すべき方向を明示します。

ウ 第 9 次土浦市総合計画との関係

- ・本市における最上位計画である「第 9 次土浦市総合計画」では、本市の活力を支えるための将来人口目標として「令和 13 (2031) 年に 128,000 人」を掲げています。
- ・本ビジョンでは、これを 1 つの前提として捉えつつも、改めて本市の人口の現状について整理・分析を行いながら、本市を取り巻く環境変化を加味した目標設定を行っていくこととします。

エ 対象期間

- ・本ビジョンの対象期間（目標年度）は、国の最新の将来人口推計を踏まえ令和 52 (2070) 年とし、長期的な展望を持った取組を進めていくこととします。

(2) 国の長期ビジョン

- ・国の長期ビジョンでは、「人口減少時代の到来」を人口問題に対する基本認識とし、①「東京一極集中」の是正、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、③地域の特性に即した地域課題の解決、の 3 点が基本的視点として掲げられています。
- ・また、これら基本的視点を踏まえながら、目指すべき将来の方向を、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持するとし、令和 42 (2060) 年の目標人口を「1 億人程度」と定めています。

国の長期ビジョン

人口問題に対する基本認識	「人口減少時代」の到来
今後の基本的視点	
○3つの基本的視点	①「東京一極集中」の是正、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現 ③地域の特性に即した地域課題の解決
○国民の希望の実現に全力を注ぐことが重要	

↓

目指すべき将来の方向	将来にわたって「活力ある日本社会」を維持する
○若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する	○人口構造が「若返る時期」を迎える
○人口減少に歯止めがかかると、2060年に1億人程度の人口が確保される	○「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050年代に実質GDP成長率は1.5~2%程度が維持される。
地方創生がもたらす日本社会の姿	
◎地方創生が目指すべき将来の方向	
○自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。	○地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。
○外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。	○東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。
地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく	

2 土浦市の人口動態分析

本市の将来人口を展望するに当たり、本市の人口推移や人口構造上の特徴・課題を把握するため、過去から現在に至る人口推移等を分析します。

(1) 総人口・世帯数の推移

ア 総人口

- ・昭和 50 (1975) 年から平成 2 (1990) 年にかけては、5 年間で 7,500 人 (年平均で 1,500 人) を上回る人口増加がみられていました (高成長期)。
- ・本市の人口は、平成 2 (1990) 年以降の低成長期を経て減少に転じておりましたが、令和 2 年 (2020) 年国勢調査の結果、前回 (平成 27 (2015) 年) に比べ、1,270 人の増加に転じており、現在 14 万人程度で推移しています。

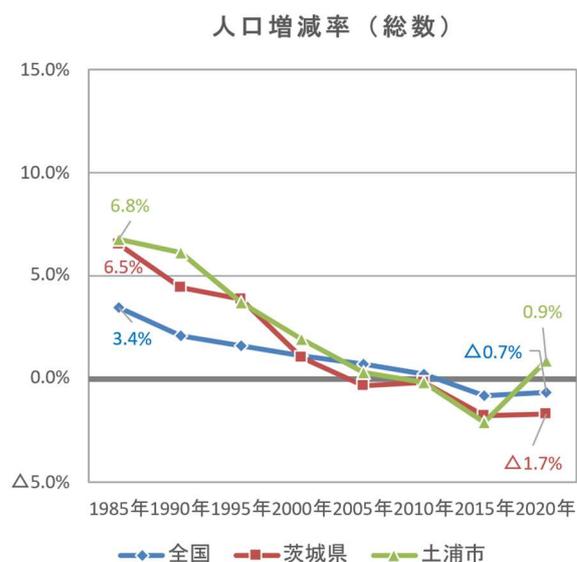


※ 年齢不詳を含む。

出典：令和 2 (2020) 年まで総務省「国勢調査」、令和 5 (2023) 年茨城県「常住人口調査」
(各年 10 月 1 日現在)

- ・次に、前回調査年からの増減を示す人口増減率について、全国及び茨城県と比較します。
- ・昭和 60（1985）年には、各地でばらつきはあるものの、増減率はプラスでしたが、平成 27（2015）にはすべての地域でマイナスに転じています。
- ・直近では、全国及び茨城県がマイナスであるのに対して、本市は 0.9%のプラスに転じております。

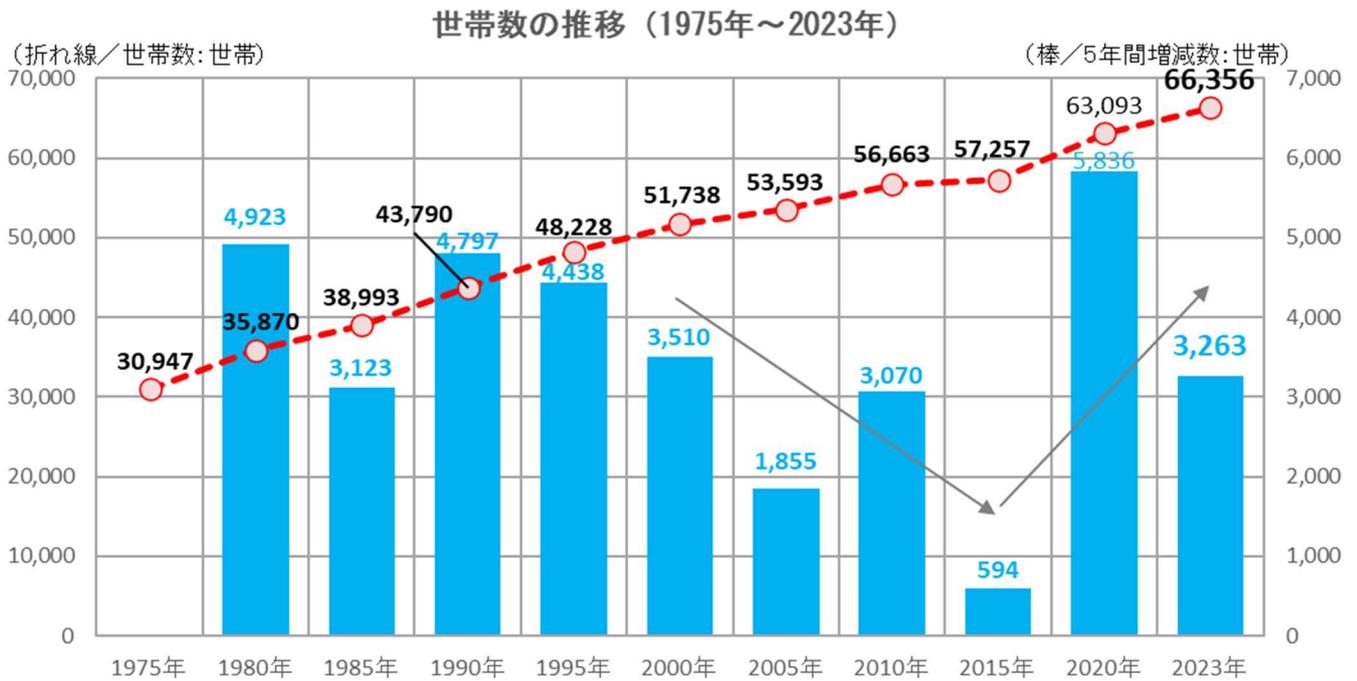
※人口増減率 = (当該調査年の人口 - 前回調査年の人口) / (前回調査年の人口) × 100



出典：総務省「国勢調査」及び茨城県資料を基に土浦市作成

イ 世帯数

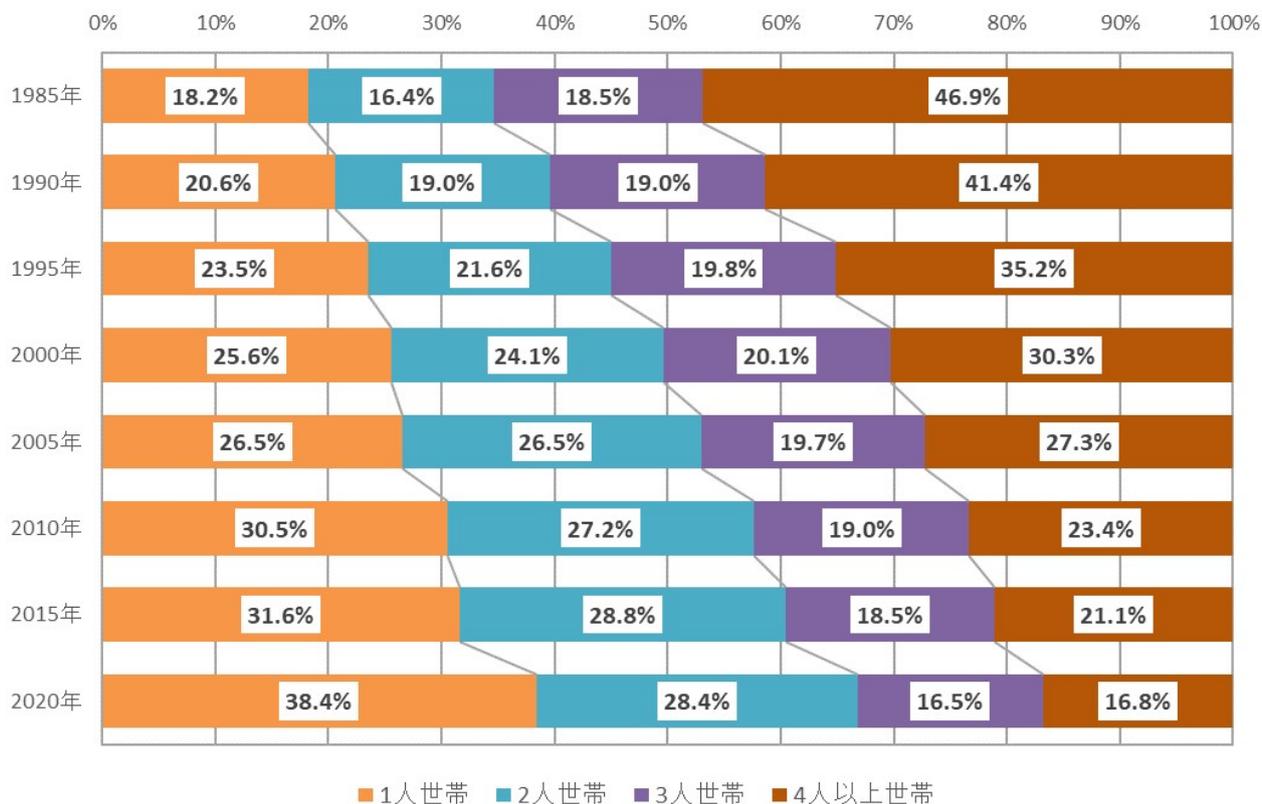
- 世帯数は、昭和 50（1975）年以降、一貫して増加しております。人口増加の鈍化・減少への転換に応じる形で、増加幅は縮小傾向にありましたが、直近では人口増加に転じたことに伴い、増加幅が大きくなっております。



出典：令和 2（2020）年まで総務省「国勢調査」、令和 5（2023）年茨城県「常住人口調査」（各年 10 月 1 日現在）

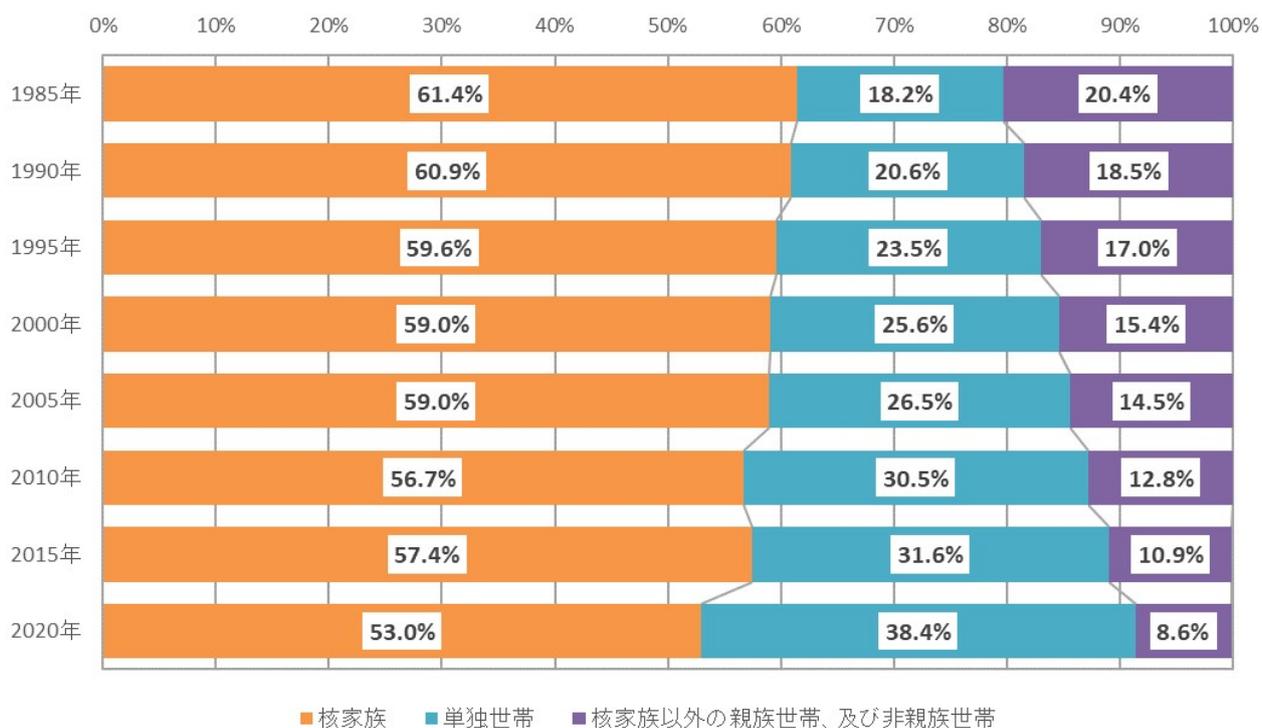
- 世帯人数別の世帯構成割合をみると、1人世帯及び2人世帯は、昭和 60（1985）年に約 3 割であったものが、令和 2（2020）年には約 7 割を占めている一方、昭和 60（1985）年に約 5 割を占めていた 4 人以上の世帯は、令和 2（2020）年には約 2 割まで縮小しています。また、3人世帯についても、構成割合においては、平成 12（2000）年をピークに縮小を始めており、世帯規模の縮小は著しく進行しています。
- 世帯の家族類型の構成割合をみると、核家族世帯の構成割合が年々縮小する一方で、単独世帯の構成割合は年々上昇しています。

一般世帯(構成人数別)構成割合の推移



出典：総務省「国勢調査」

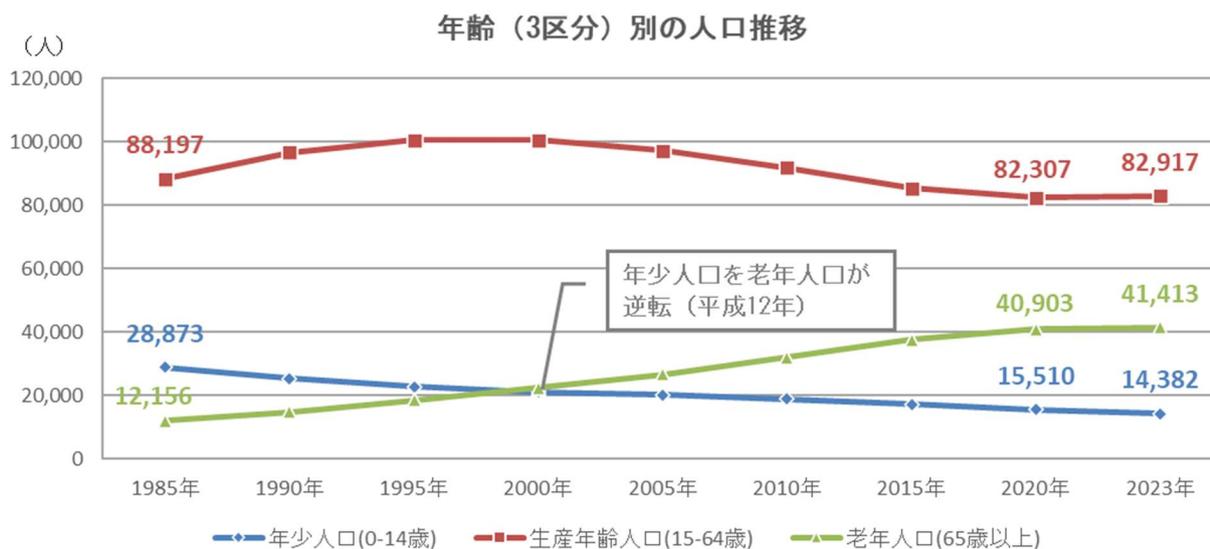
世帯の家族類型別一般世帯構成割合の推移



出典：総務省「国勢調査」

(2) 年齢階層別人口の推移

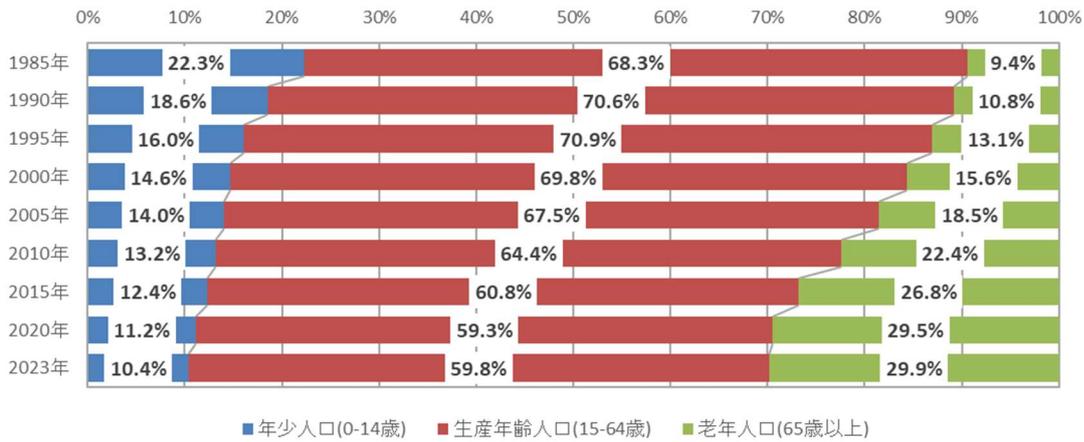
- 本市の人口を年齢（3区分）別に整理すると、年少人口は昭和60（1985）年頃までは横ばいで推移していたものの、以降は継続して減少傾向にあります。
- 一方で、老年人口は昭和60（1985）年以降、増加傾向が継続しており、平成12（2000）年には年少人口数を逆転しました。また、昭和60（1985）年では9.4%程度だった構成割合は、令和2（2020）年には29.9%にまで上昇しています。
- また、生産年齢人口は平成12（2000）年をピークに減少傾向にありましたが、直近では増加に転じております。
- 昭和60（1985）年と令和5（2023）年の人口ピラミッドを比較すると、第1次ベビーブーム世代が老年人口に移行したことで、老年人口については大幅に増加している一方で、年少人口については第2次ベビーブーム世代が生産年齢人口に移行したことで大幅に減少しています。
- また、第1次ベビーブーム世代の老年人口への移行に加え、第3次ベビーブームが到来しなかったことなどにより、生産年齢人口は大幅に減少しております。
- 男性と女性数の比較では、令和5（2023）年は、60歳代前半以上の年齢階層において女性の数が男性のそれを上回っており、これまでと同様に、高齢になるほど女性の比率が高くなっています。



※ 年齢不詳を除く。

出典：令和2（2020）年まで総務省「国勢調査」、令和5（2023）年茨城県「常住人口調査」（各年10月1日現在）

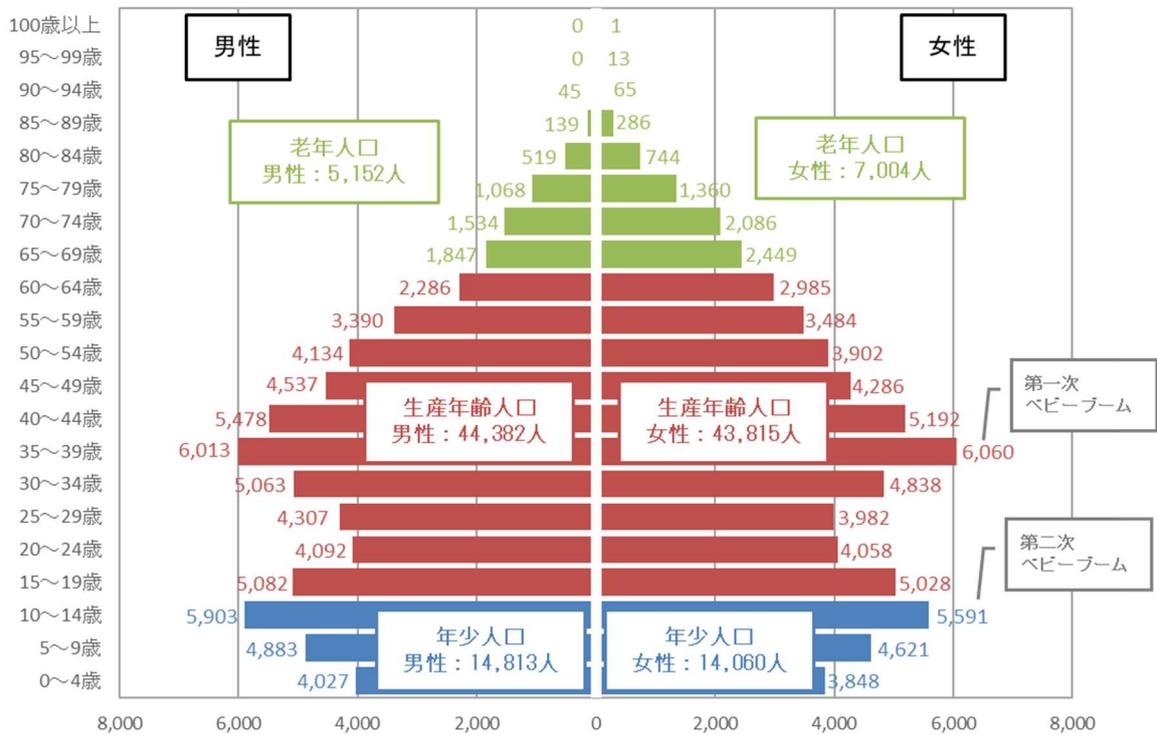
年齢（3区分）別の人口構成割合



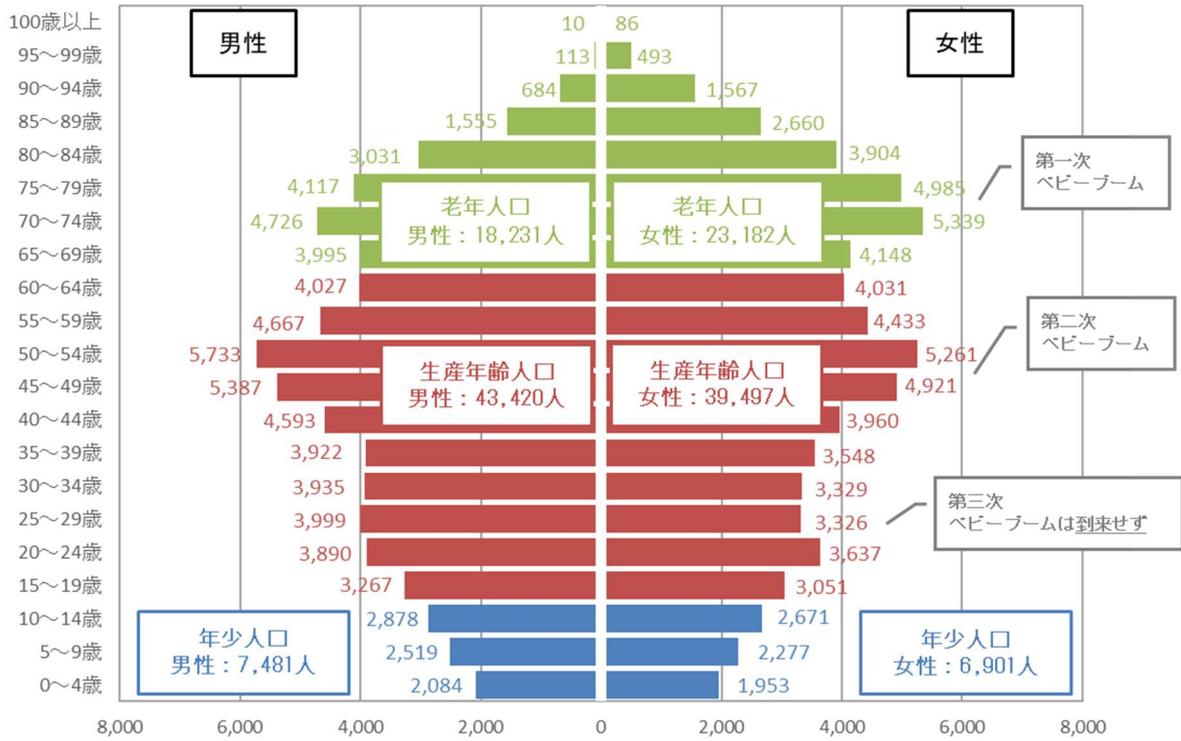
※ 年齢不詳を除く。

出典：令和2（2020）年まで総務省「国勢調査」、令和5（2023）年茨城県「常住人口調査」（各年10月1日現在）

人口ピラミッド（1985年）



人口ピラミッド (2023年)



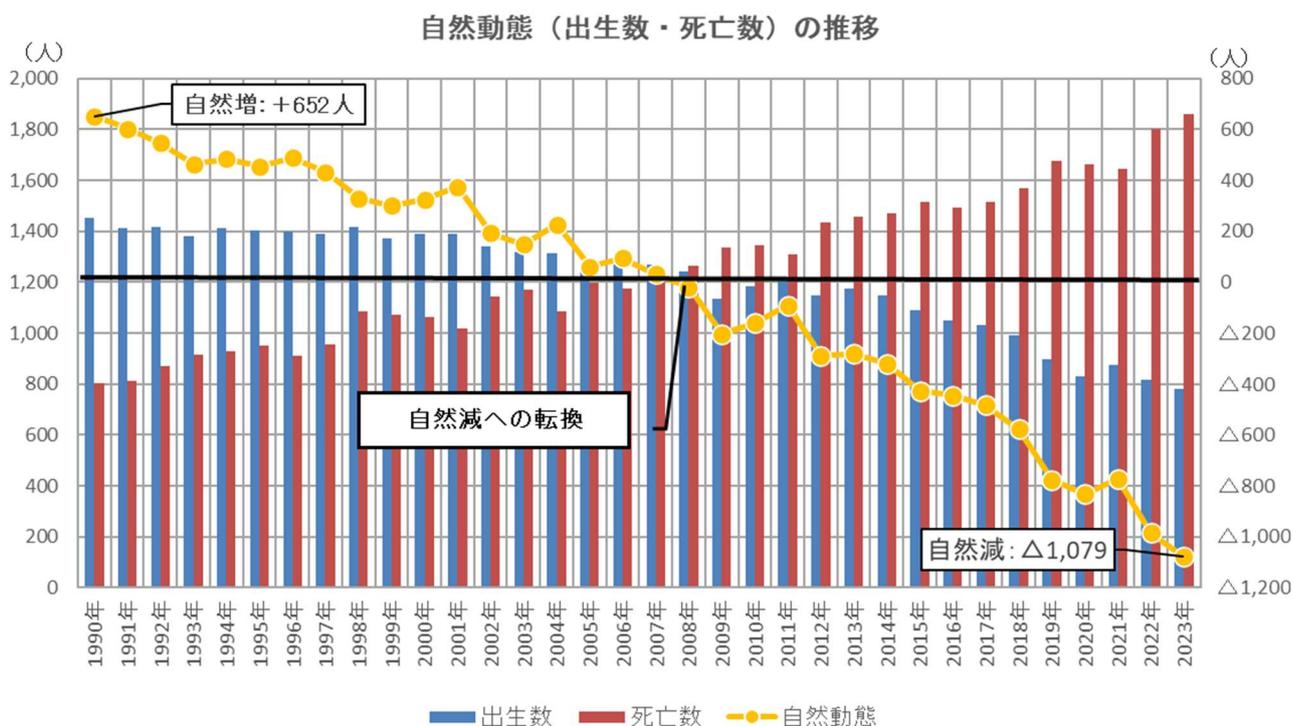
※ 年齢不詳を除く。

出典：昭和 60 (1985) 年総務省「国勢調査」、令和 5 (2023) 年茨城県「常住人口調査」

(各年 10 月 1 日現在)

(3) 自然動態（出生・死亡）の推移

- ・本市の自然動態は、国よりやや早い平成 20（2008）年より自然減（死亡数が出生数を上回る状態）が続いています。
- ・平成 13（2001）年以降緩やかに減少が続いていた出生数は、平成 21（2009）年の 1,135 人を底に概ね横ばい傾向でしたが、平成 27（2015）年以降減少を始めており、令和 5（2023）年には 781 人となっています。一方、死亡数は、高齢化の進行により年々増加傾向にあり、今後もしばらくはこうした傾向が続くものと思われます。
- ・また、本市の合計特殊出生率は、平成 17（2005）年頃までは茨城県平均をやや下回るものの、全国平均とほぼ同様の推移でしたが、その後は全国平均を下回る水準で推移しております。直近では、本市は、全国、茨城県とともに低下傾向に転じています。



出典：平成 24（2012）年まで茨城県「茨城県保健福祉統計年報」、平成 25（2013）年～令和 5（2023）年茨城県「常住人口調査」

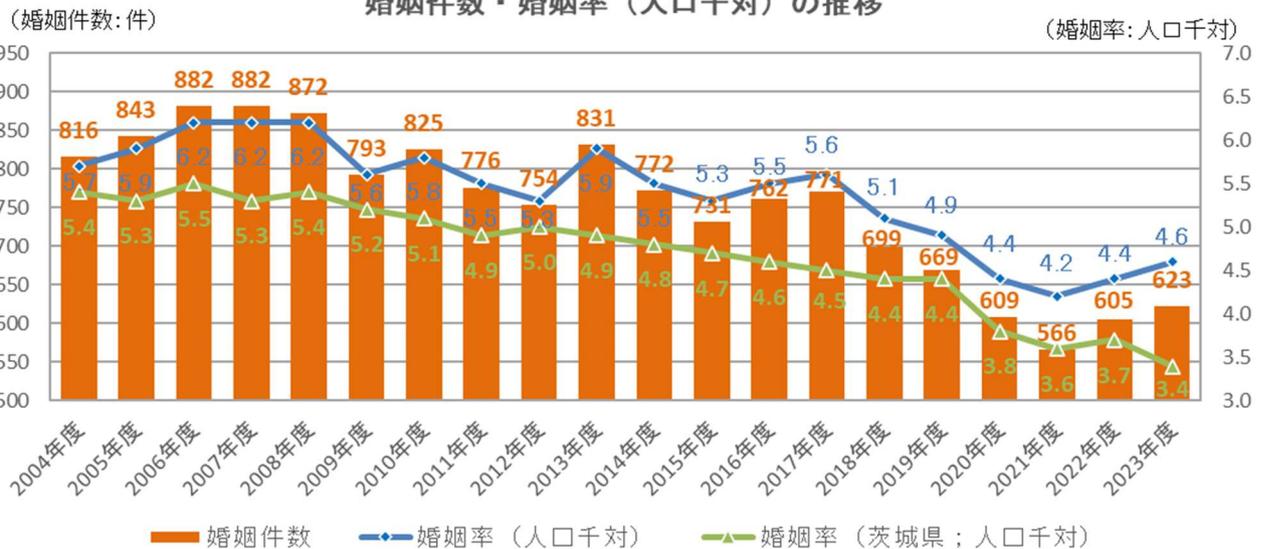
合計特殊出生率(出生率との比較)



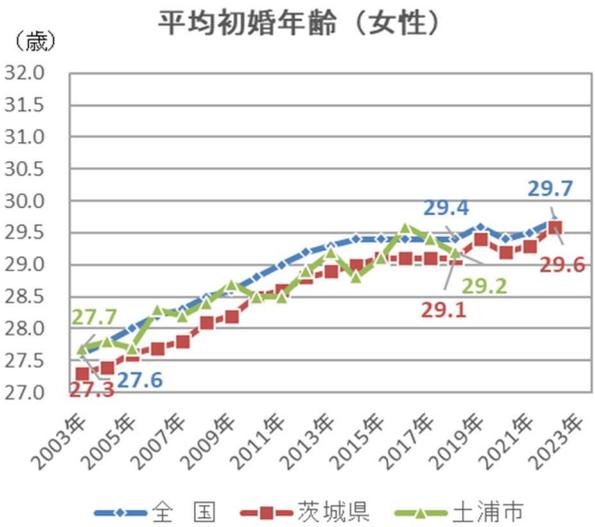
出典：土浦市

- ・ 少子化の大きな要因として考えられる婚姻の状況をみると、本市の婚姻件数は、年々減少傾向にありましたが、令和3（2021）年をボトムに増加に転じており、直近では623件となっています。婚姻率については、年々減少傾向にありましたが、一貫して県より高い値を示しており、令和3（2021）年をボトムに上昇に転じています。
- ・ 平均初婚年齢をみると、男性、女性ともに年々上昇傾向にあり、全国では、ここ20年間で、男性は1.7歳、女性は2.1歳上昇していることから、晩婚化が進んでいることがうかがえます。
- ・ 次に、20歳代及び30歳代の年齢（5歳階級）別の未婚率をみると、全ての年齢階層において男性の未婚率が女性に比べて高く、男女ともに未婚率は、年々上昇傾向にあります。また、女性については、特に20歳代後半から30歳代前半までの年齢階層の未婚率がこれまで大幅に上昇してきましたが、近年では、20歳代前半の年齢階層の未婚率が上昇していることから、晩婚化・非婚化が進行していることがうかがえます。

婚姻件数・婚姻率（人口千対）の推移



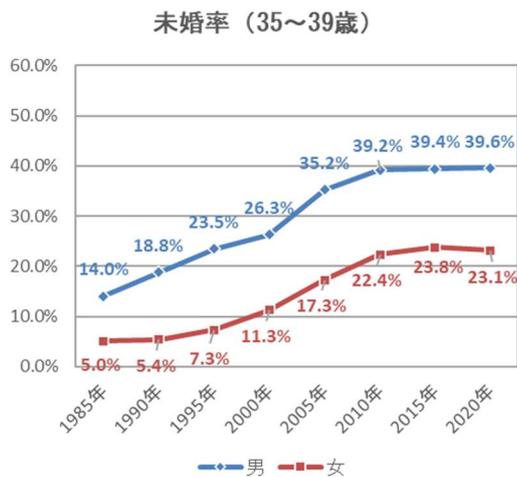
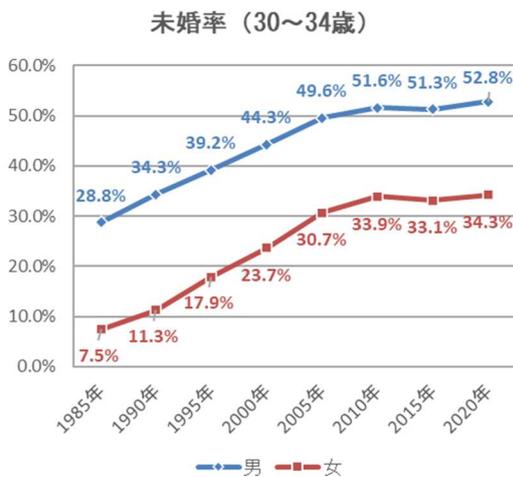
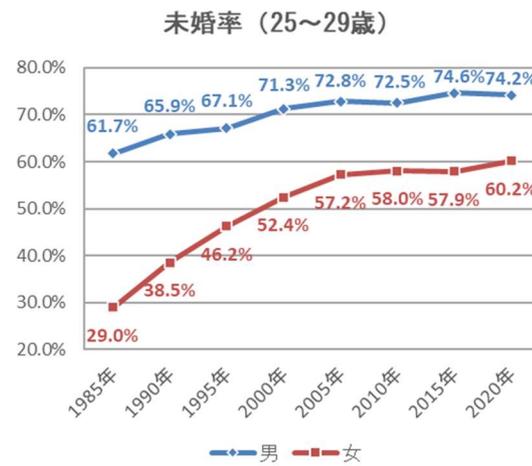
出典：茨城県「人口動態統計」



出典：全国及び茨城県 茨城県「人口動態統計」

土浦市

茨城県「茨城県保健福祉統計年報」（平成30年（2018年）まで）

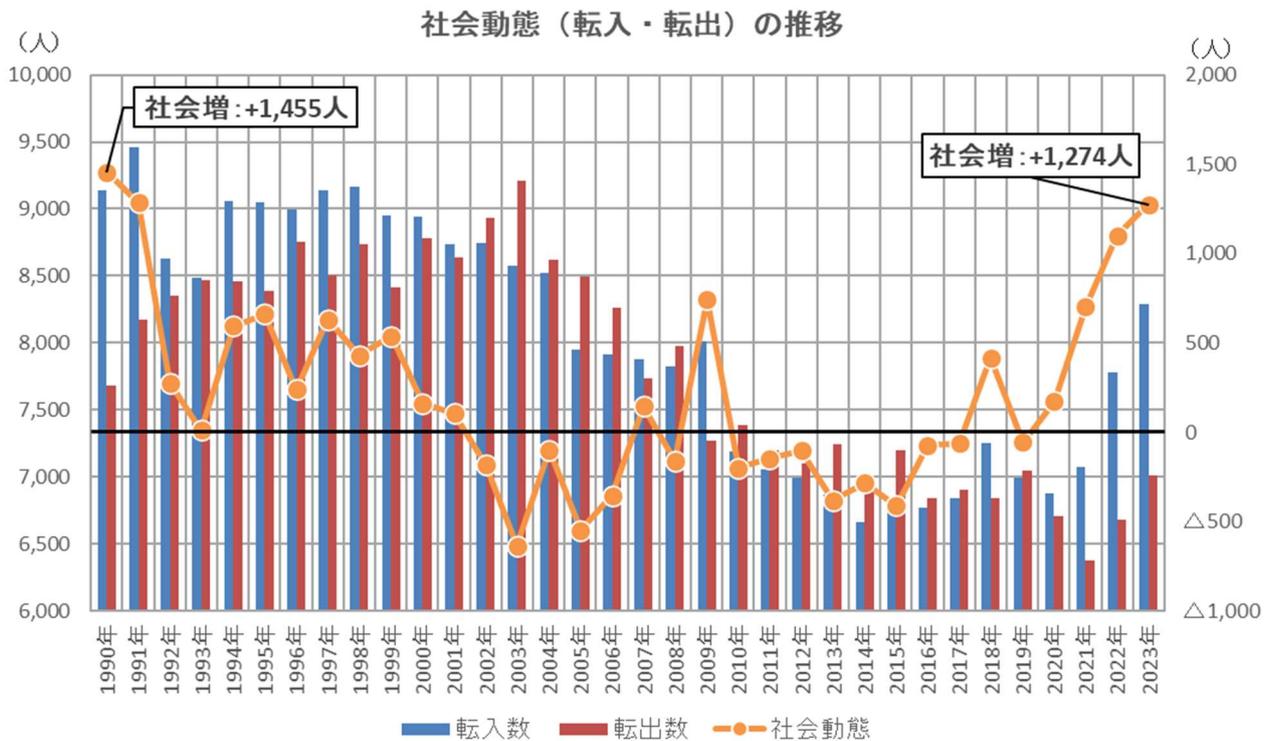


出典：総務省「国勢調査」

(4) 社会動態（転入・転出）の推移

ア 転入・転出者数

- ・本市の転入数は、平成3（1991）年時には9,458人の転入者がいましたが、平成10（1998）年以降漸減傾向にあり、平成26（2014）年には6,667人にまで減少しました。その後、緩やかに持ち直していましたが、令和4（2022）年から増加幅を拡大し、直近では、8,287人となっています。
- ・一方、転出数は、平成15（2003）年の9,209人をピークに、全体的には減少傾向にあります。直近3年では、令和3（2021）年をボトムに緩やかに増加しており、直近では、7,013人となっています。
- ・転入数から転出数を差し引いた純移動数は、一部の年を除き、平成14（2002）年以降マイナス（転出の超過）で推移しており、その傾向が平成27（2015）年には△411人まで拡大しましたが、令和2（2020）年以降はプラス（転入の超過）に転じており、直近では+1,274人であることから、大幅な転入超過となっています。

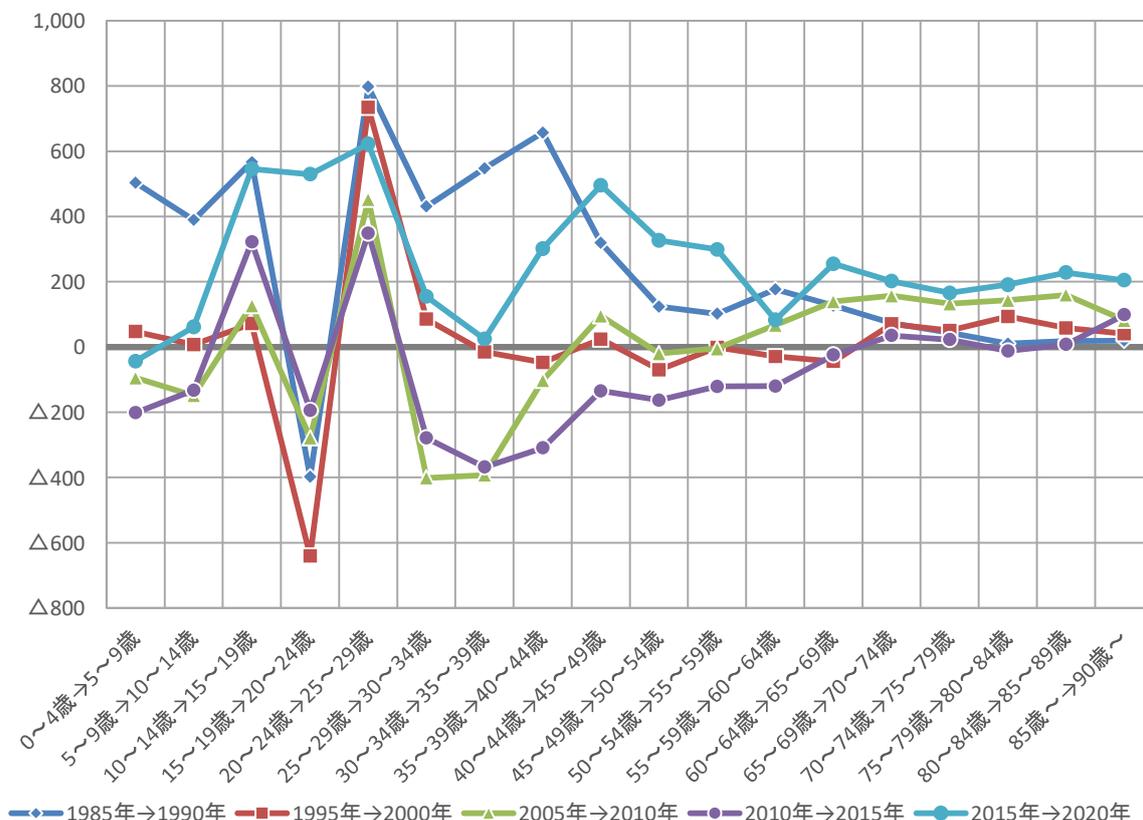


出典：平成24（2012）年まで茨城県「茨城県保健福祉統計年報」、平成25（2013）年～令和5（2023）年茨城県「常住人口調査」

イ 年齢（5歳階級）別社会移動（純移動数）の状況

- ・2015年→2020年における年齢（5歳階級）別社会移動（純移動数）の状況をみると、これまで転出超過が継続していた「15～19歳→20～24歳」が大幅な転入超過に転じています。また、「40～44歳→45歳～49歳」以上の年代においては、概ね過去30年間で最も高い転入超過の傾向となっています。

年齢（5歳階級）別社会移動（純移動数）の状況【全体】



※「○歳→□歳」：X－5年に○歳に該当する人が、X年までの5年間に社会移動で何人増減したかを示す。

出典：総務省「国勢調査」

厚生労働省「都道府県別生命表」に基づきデジタル田園都市国家構想実現会議事務局作成

ウ 地域間移動の状況

（ア）茨城県内の人口移動の状況

- ・本市と茨城県内各市町村との間の社会移動の状況をみると、一貫して転入超過の状況にあります。地域ごとにみると、県南地域以外の地域との間では転入超過が継続している一方、つくば市、阿見町を始めとする県南地域内では転出超過が継続していましたが、直近では、阿見町をはじめとした4市町を除いた地域との間で、転入超過となっています。（p19 参照）

土浦市⇄茨城県内の人口移動の状況の推移

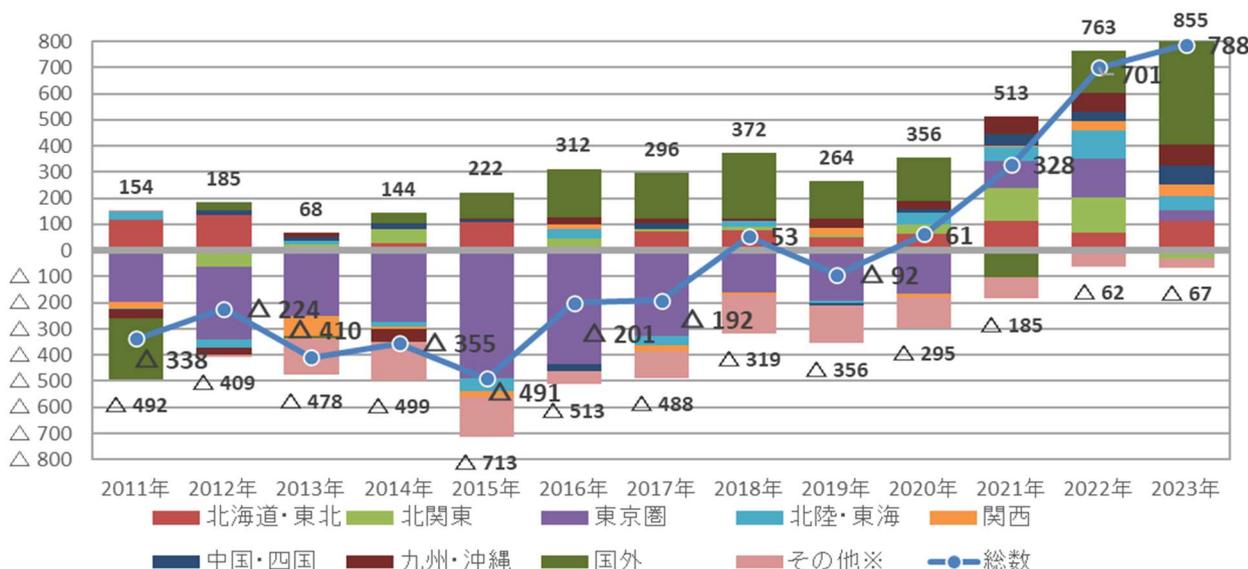


出典：茨城県「常住人口調査」

(イ) 茨城県外の人口移動の状況

- 本市と茨城県外との間の社会移動の状況をみると、転出超過の状況にありましたが、平成 28 (2016) 年以降改善してきており、直近では、転入超過に転じています。転入超過に転じた主な要因としては、東京圏 (東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県) への転出超過が縮小し、令和 3 (2021) 年から転入超過に転じたことが挙げられます。また、国外との間では、平成 23 (2011) 年及び令和 3 (2021) 年を除き、転入超過が進んでおり、本市にも国際化の波が押し寄せつつあることがうかがえます。

土浦市⇄茨城県外の人口移動の状況の推移



※その他 転入者：従前の住所地が不明、帰化、職権による記載等

転出者：転出先の住所地が不明、国籍離脱、職権による消除等

出典：茨城県「常住人口調査」

(ウ) 年齢ごとの社会移動の状況

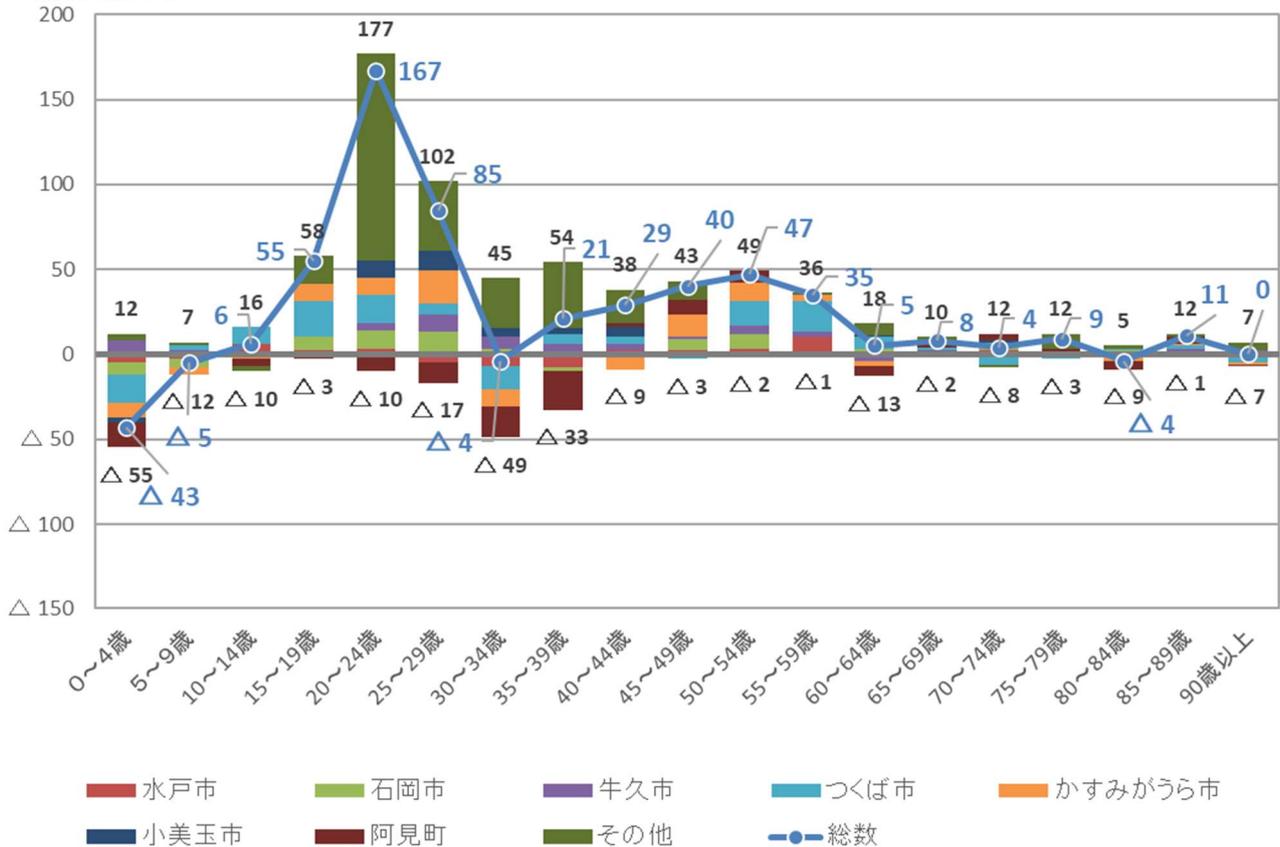
- 令和5（2023）年の県内の年齢（5歳階級）別の社会移動の状況をみると、10歳代後半から20歳代後半までの年齢階層において転入超過が顕著となっています。

これは、本市に所在する大学その他の教育機関等への進学や市内企業への就職を機に、本市に住む方が多いことなどの理由が想定され、つくば市からの転入が多くなっています。

- 一方、0～4歳、30歳代前半において、転出者数が多くなっており、出産を機に、近隣市町村にマイホームなどを購入し、世帯単位で転出する人が多いなどの理由が想定され、阿見町への転出が多くなっています。

土浦市⇄茨城県内の社会移動数（年齢5歳階級）総数（2023年）

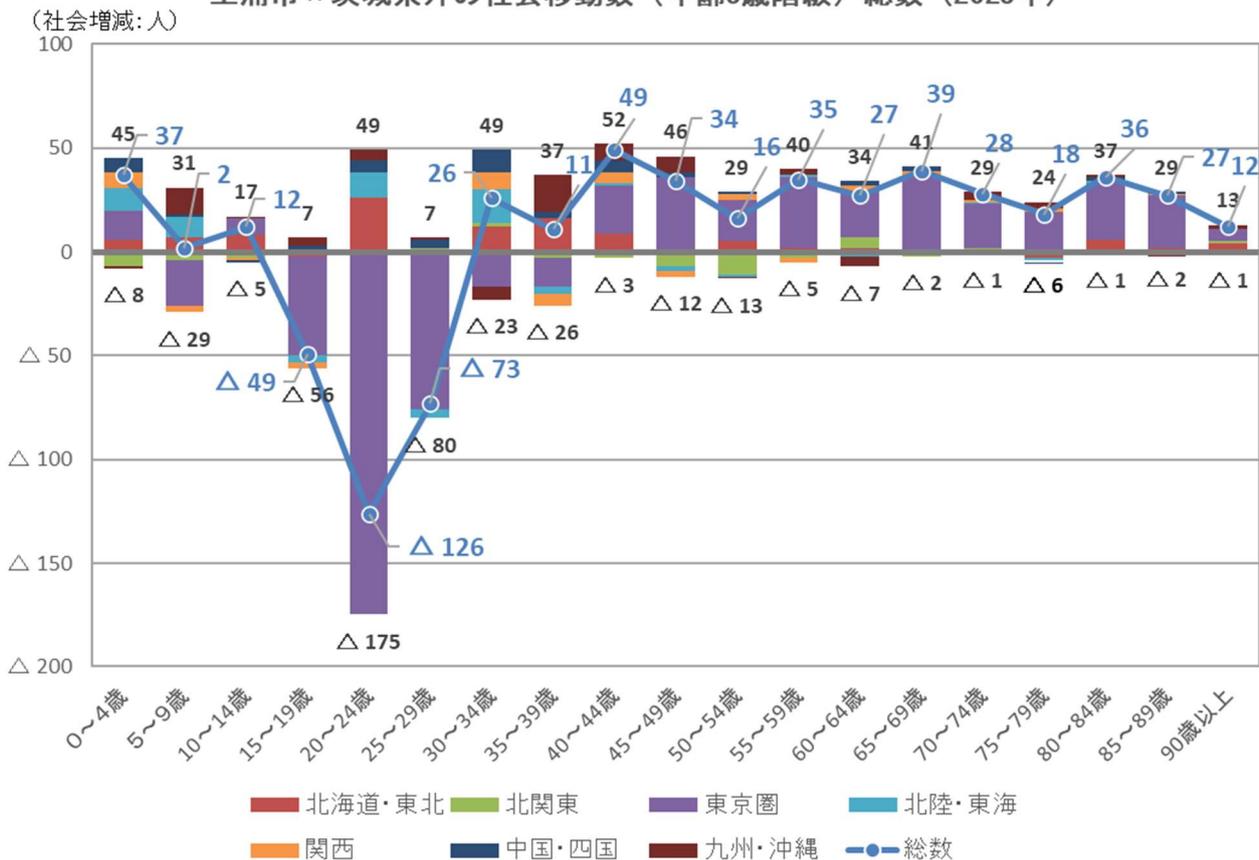
（社会増減：人）



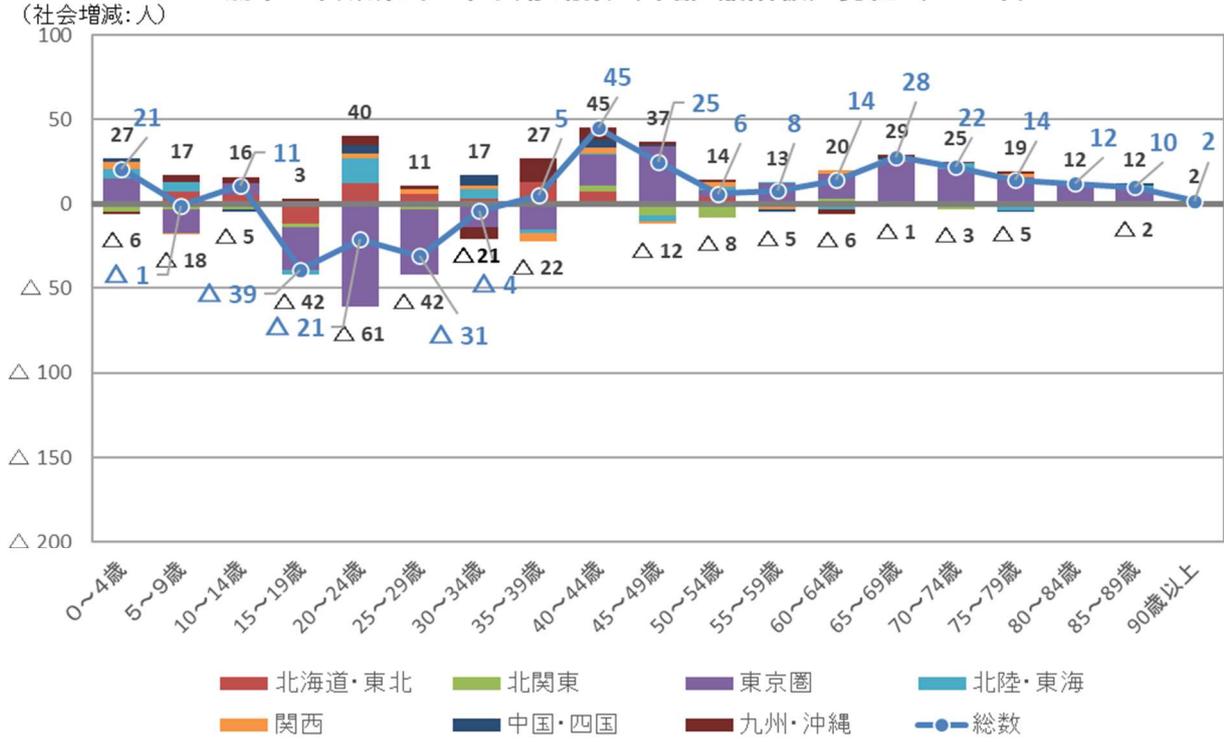
出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

- ・令和5（2023）年の県外の年齢（5歳階級）別の社会移動の状況をみると、10歳代後半から20歳代の年齢階層において、東京圏への転出者数が多く、特に女性において大幅な転出超過となっています。これは、大学その他の教育機関等への進学や企業への就職を機に東京圏に転出することが多いなどの理由が想定されます。
- ・上記以外の年齢階層においては、すべての年齢階層において転入超過となっています。

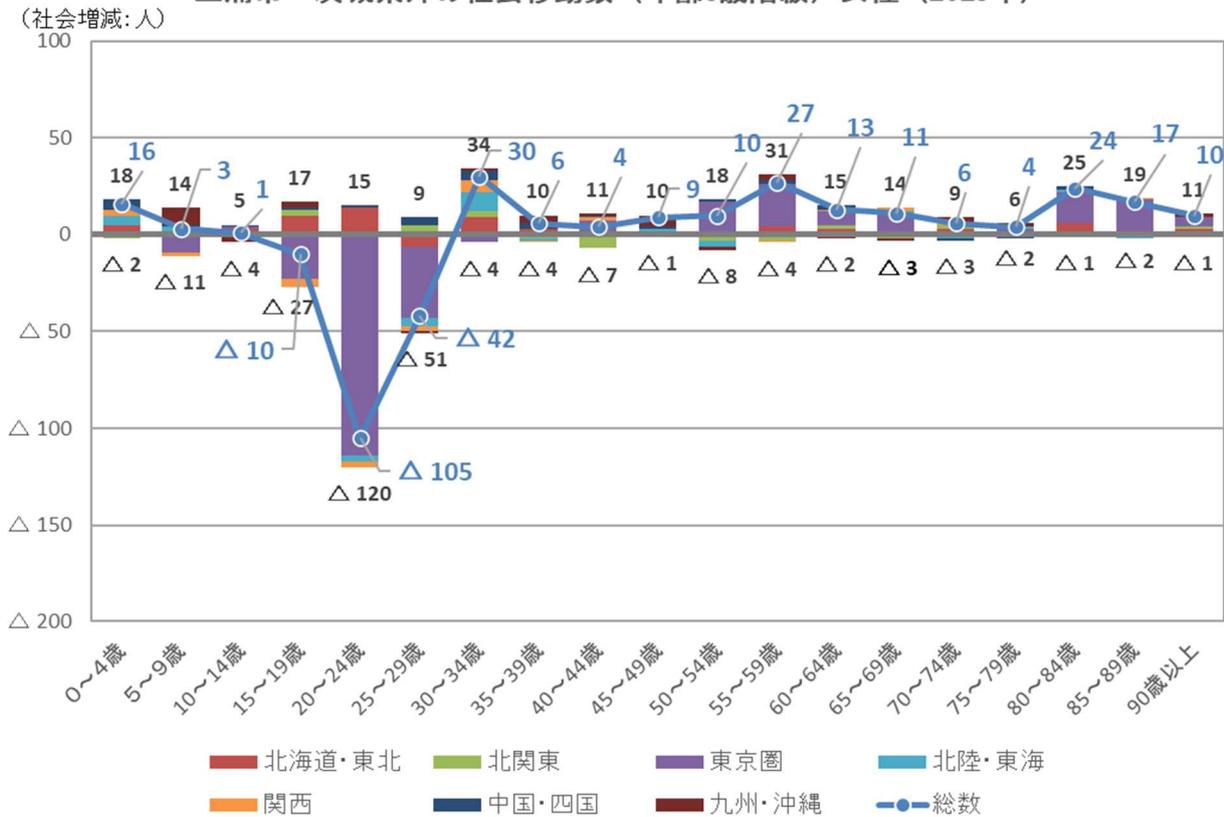
土浦市⇄茨城県外の社会移動数（年齢5歳階級）総数（2023年）



土浦市⇄茨城県外の社会移動数（年齢5歳階級）男性（2023年）

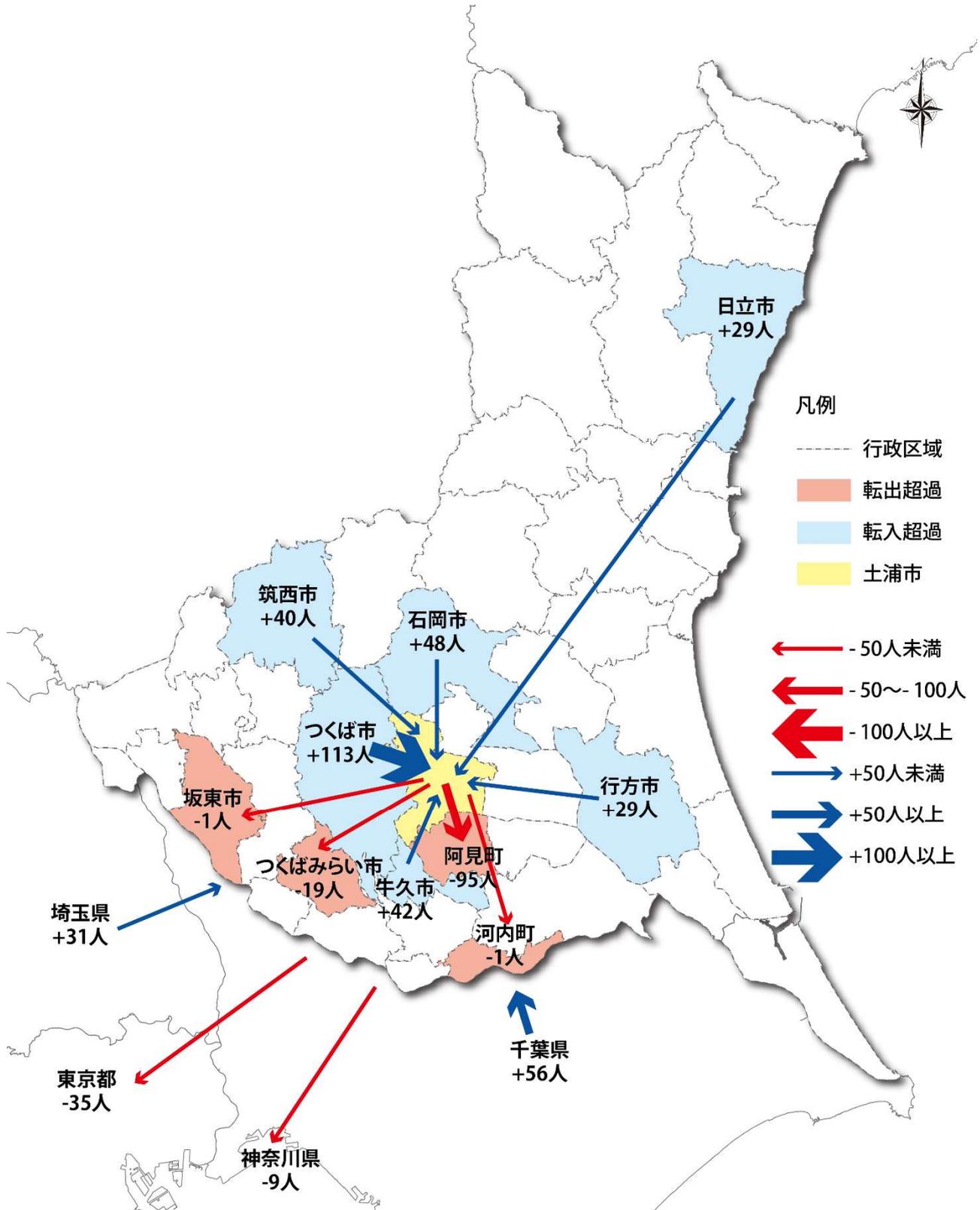


土浦市⇄茨城県外の社会移動数（年齢5歳階級）女性（2023年）



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

土浦市と茨城県内外との社会移動（純移動数）（2023年）

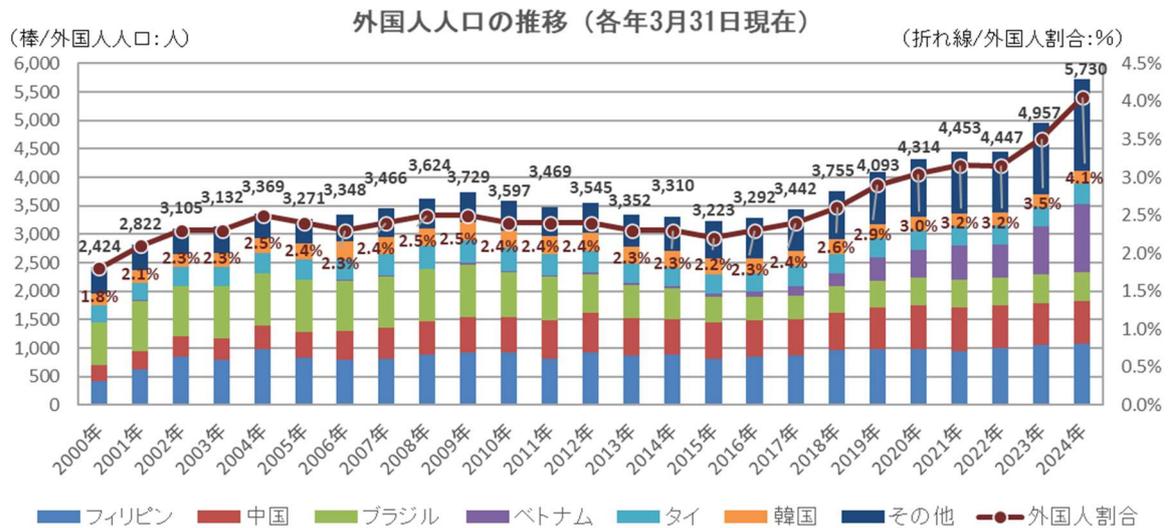


※転入超過数・転出超過数 県内はそれぞれ上位5位までの市町村を掲載（2023年は、転入超過上位は6市、転出超過は4市町のみ）

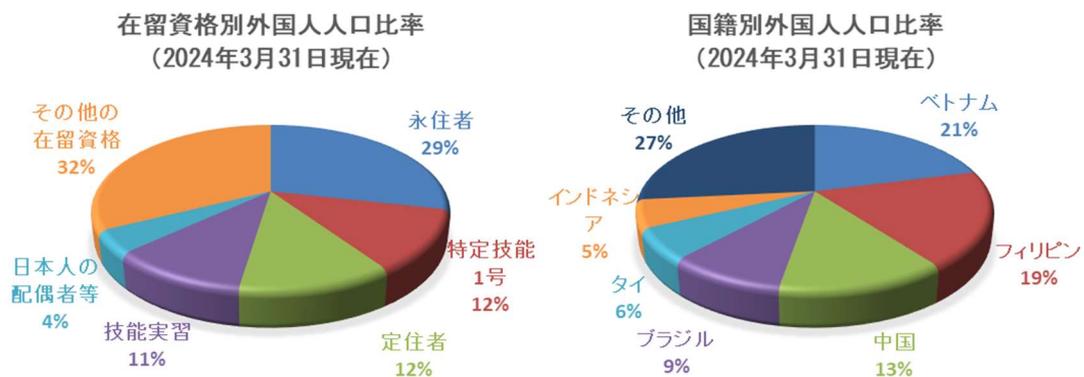
出典：茨城県「常住人口調査」

(参考) 外国人人口の推移

- 本市における外国人人口は、近年は、年々上昇しており、令和6年（2024）年3月末において、5,730人となり、本市の総人口の4.1%を占めます。これは、平成17（2005）年3月末の数値と比較した場合、2,459人、総人口に占める割合は、1.7%上昇しており、特に近年、増加が顕著であるといえます。
- 在留資格でみた場合、永住者が29%と最も多く、ついで特定技能1号（12%）、定住者（12%）、技能実習（11%）と続きます。
- 国籍別でみた場合、最も多いのがベトナムで21%となり、ついでフィリピン（19%）、中国（13%）と続きます。
- 今後も増加を続けると思われる外国人については、減少を続けると思込まれる労働力の確保の観点からも、人口ビジョンにおいて注視すべき事柄であるといえます。



出典：土浦市作成



出典：土浦市作成

「永住者」・・・法務大臣が永住を認める者→法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）在留期間は無期限。原則10年在留等法律上の要件あり。

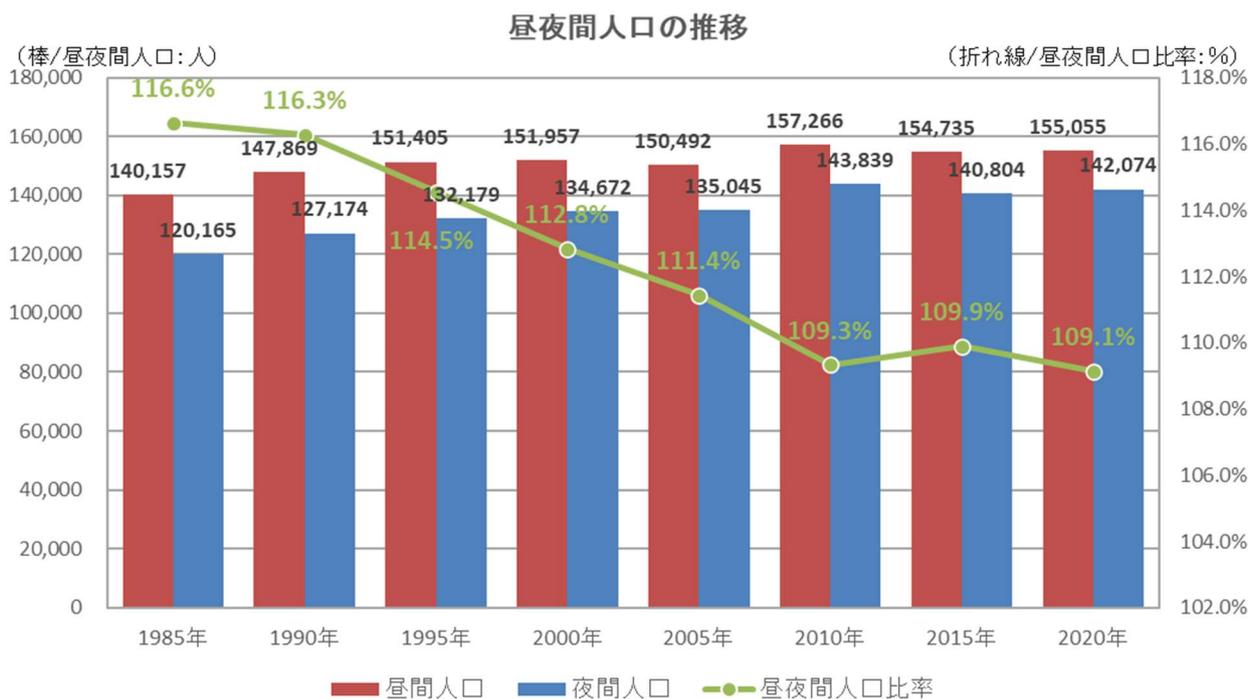
「定住者」・・・法務大臣が特別な理由を考慮し、5年を超えない範囲で一定の在留期間を指定して居住を認める者→日系3世、外国人配偶者の連れ子等
在留期間は5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

「技能実習」・・・技能実習制度（国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年）に限り、受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度）の対象者の在留資格のこと。

「特定技能1号」・・・特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人に対する在留資格のこと。（1年を超えない範囲で指定の期間ごとの更新。最長5年）

（５）昼夜間人口等の状況

- ・昼夜間人口については、本市は、通勤や通学によって昼間に流入する人口が多いことから、昼夜間人口比率は、昭和60（1985）年以降一貫して100%を超えています。また、隣接5市町の直近の昼夜間人口比率については、つくば市が105.5%、牛久市が86.9%、石岡市が93.6%、かすみがうら市が85.7%、阿見町が93.7%となっており、これに対して、本市は109.1%と高い比率を示していることから、本市が周辺地域との関係において、拠点性を担っていることを示しているといえます。

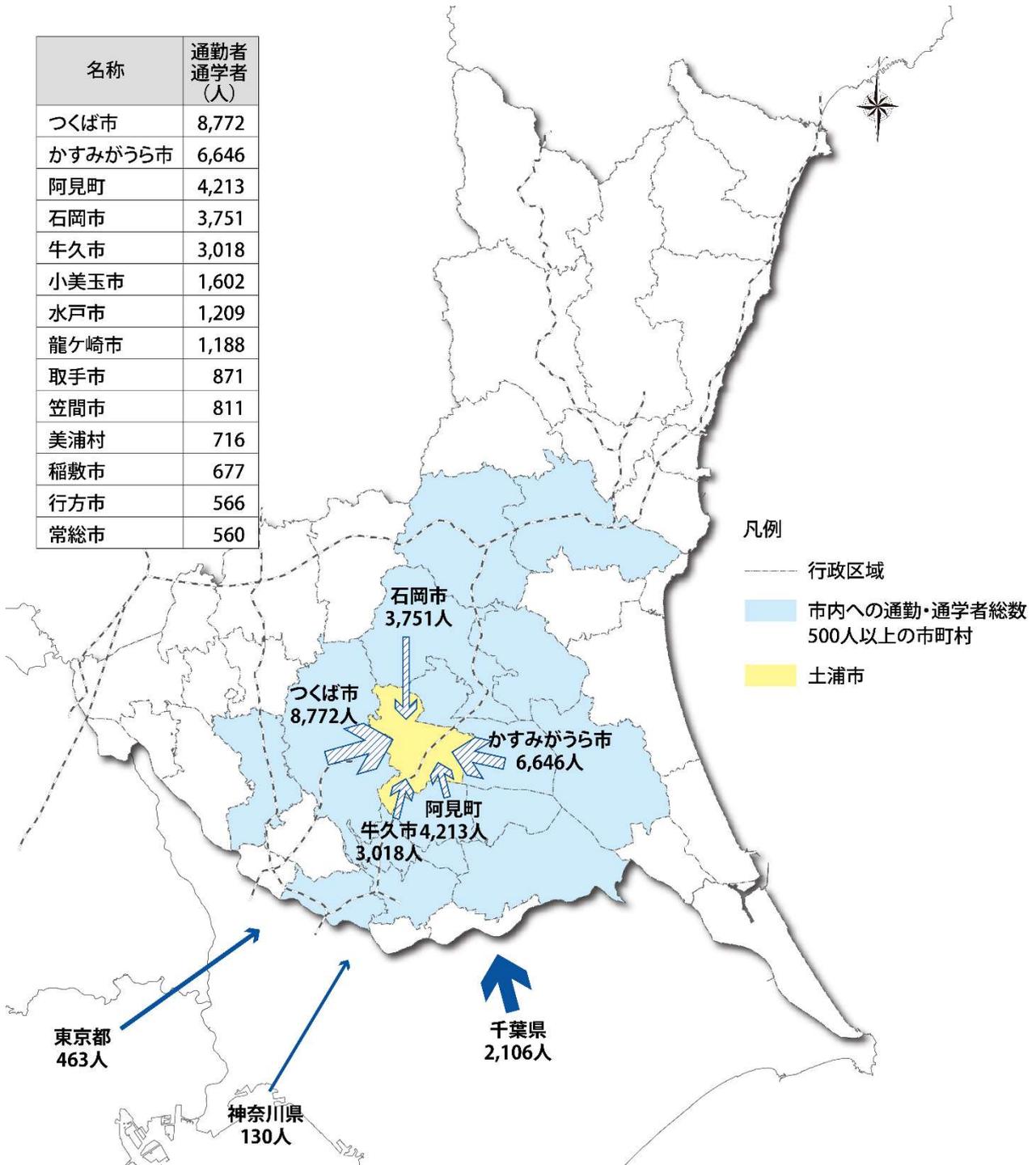


※ 労働力不詳を含み、年齢不詳を除く。

出典：総務省「国勢調査」を基に土浦市作成

土浦市への通勤・通学者数

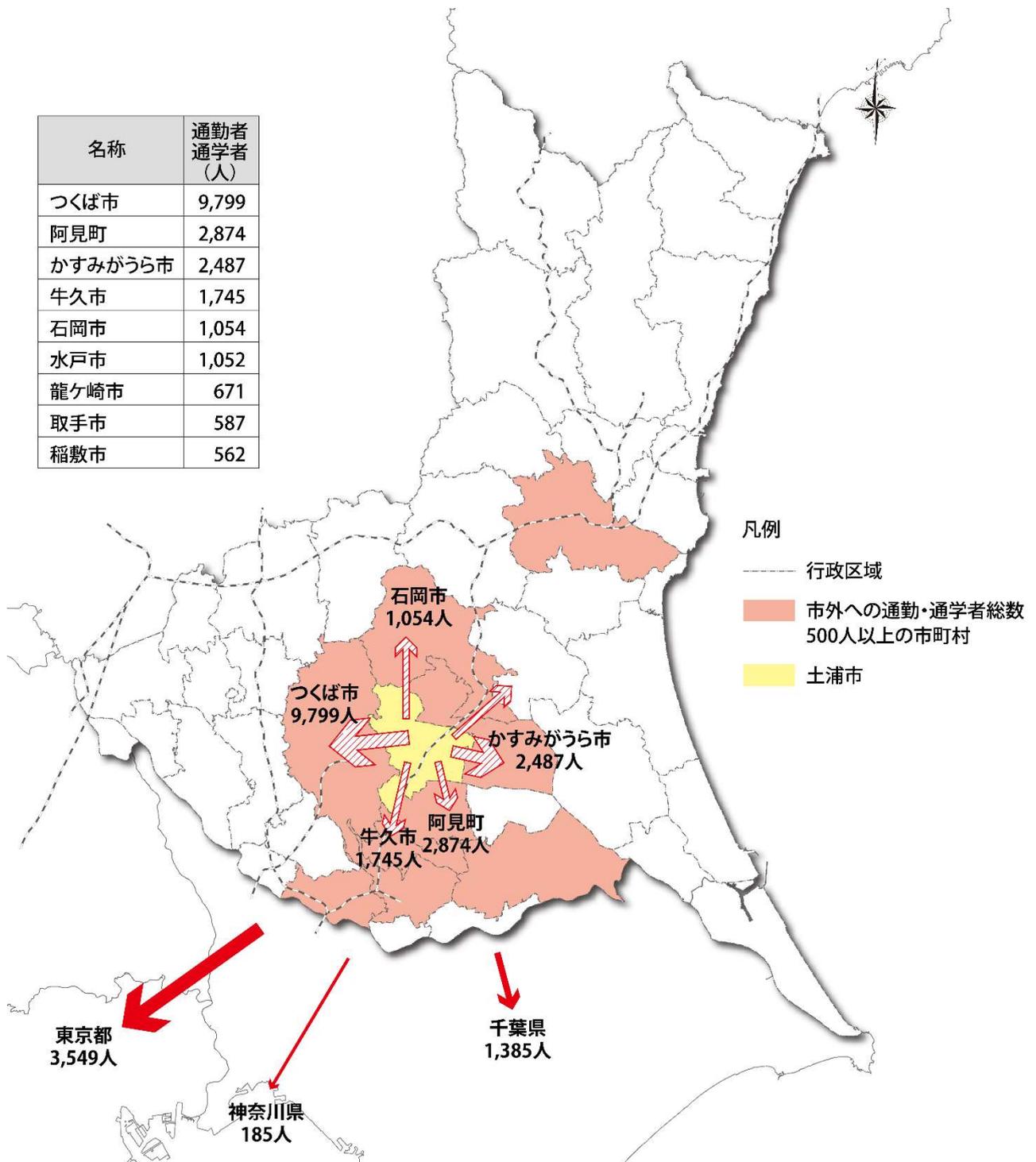
名称	通勤者 通学者 (人)
つくば市	8,772
かすみがうら市	6,646
阿見町	4,213
石岡市	3,751
牛久市	3,018
小美玉市	1,602
水戸市	1,209
龍ヶ崎市	1,188
取手市	871
笠間市	811
美浦村	716
稲敷市	677
行方市	566
常総市	560



出典：令和2（2020）年国勢調査

土浦市在住の通勤・通学者数

名称	通勤者 通学者 (人)
つくば市	9,799
阿見町	2,874
かすみがうら市	2,487
牛久市	1,745
石岡市	1,054
水戸市	1,052
龍ヶ崎市	671
取手市	587
稲敷市	562



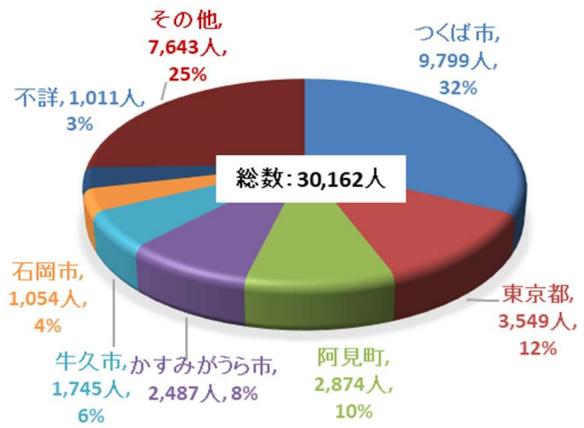
出典：令和2（2020）年国勢調査

- ・通勤・通学圏についてみると、つくば市やかすみがうら市から本市へ通勤・通学してくる方が多く存在する一方で、本市に常住する通勤・通学者の多くは、つくば市や東京都へ通っています。
- ・市内への通勤・通学者と合わせて、住民の通勤・通学行動面からは、本市とつくば市の高い一体性が確認されます。また、本市が東京の通勤・通学圏内にあり、高い利便性があることがうかがえます。

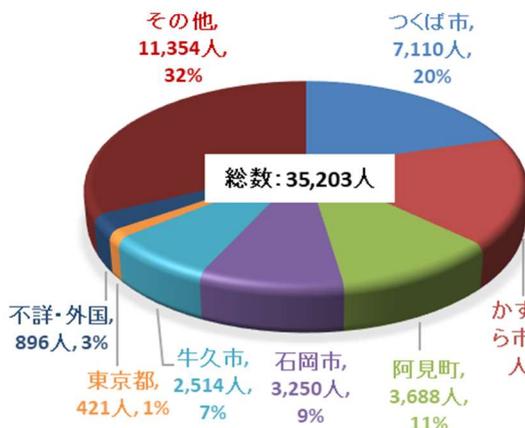
土浦市内への通勤・通学者数
(2020年)



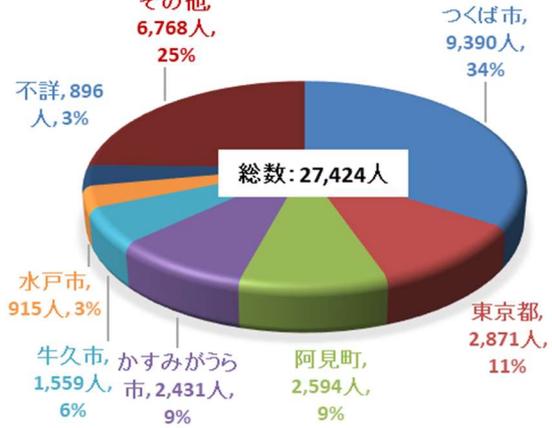
土浦市在住の通勤・通学者数
(2020年)



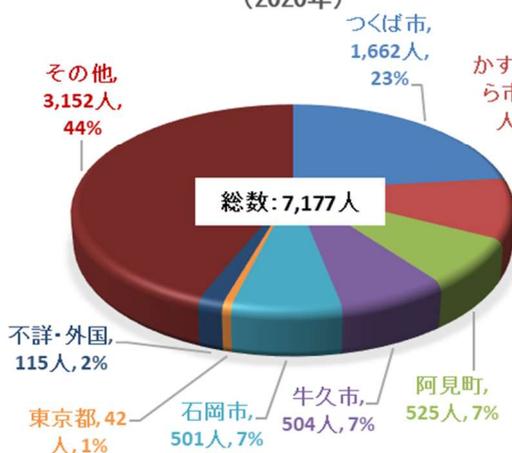
土浦市への通勤者数
(2020年)



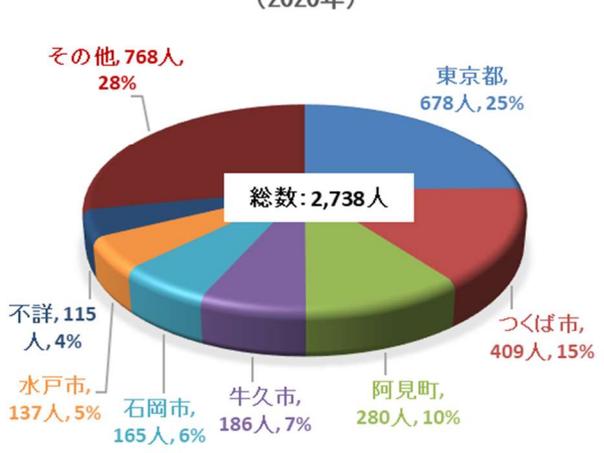
土浦市在住の通勤者数
(2020年)



土浦市への通学者数
(2020年)



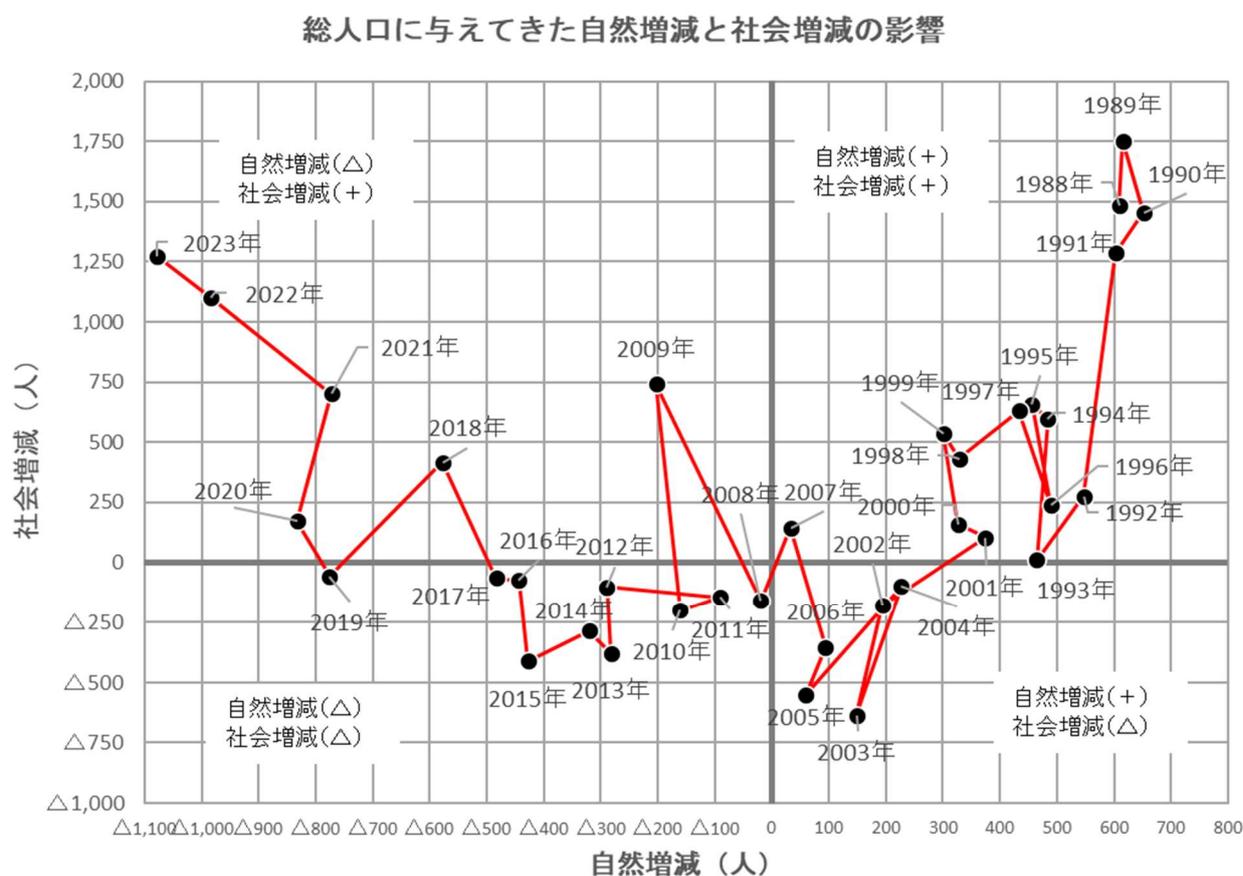
土浦市在住の通学者数
(2020年)



出典：総務省「国勢調査」

(6) 総人口の推移に与えてきた自然動態・社会動態の影響

- ・本市の総人口の推移に、自然動態・社会動態がどのような影響を与えてきたかを、下図をもとに整理します。
- ・昭和 63 (1988) 年～平成 13 (2001) 年にかけては、自然動態・社会動態ともに増加を確保しており、両面が総人口の増加に寄与しています。ただし、年を追うごとに、特に社会増が縮小してきていることが分かります。
- ・平成 14 (2002) 年～平成 18 (2006) 年にかけては、自然増を維持してはいるものの増加幅は年々縮小し、加えて社会減に転じたことにより総人口はほぼ横ばいでの推移となりました。
- ・その後は、平成 19 (2007) 年や平成 21 (2009) 年のように、社会増がみられる年もありましたが、自然減に転じたことで、総人口の減少が続いておりました。
- ・直近では、自然減の減少幅は広がっているものの、自然減を上回る社会増の拡大により、総人口が増加に転じていることから、今後の動向を注視する必要があります。



出典：平成 24 (2012) 年まで茨城県「茨城県保健福祉統計年報」、平成 25 (2013) 年～令和 5 (2023) 年茨城県「常住人口調査」

(7) 産業別就業者の推移

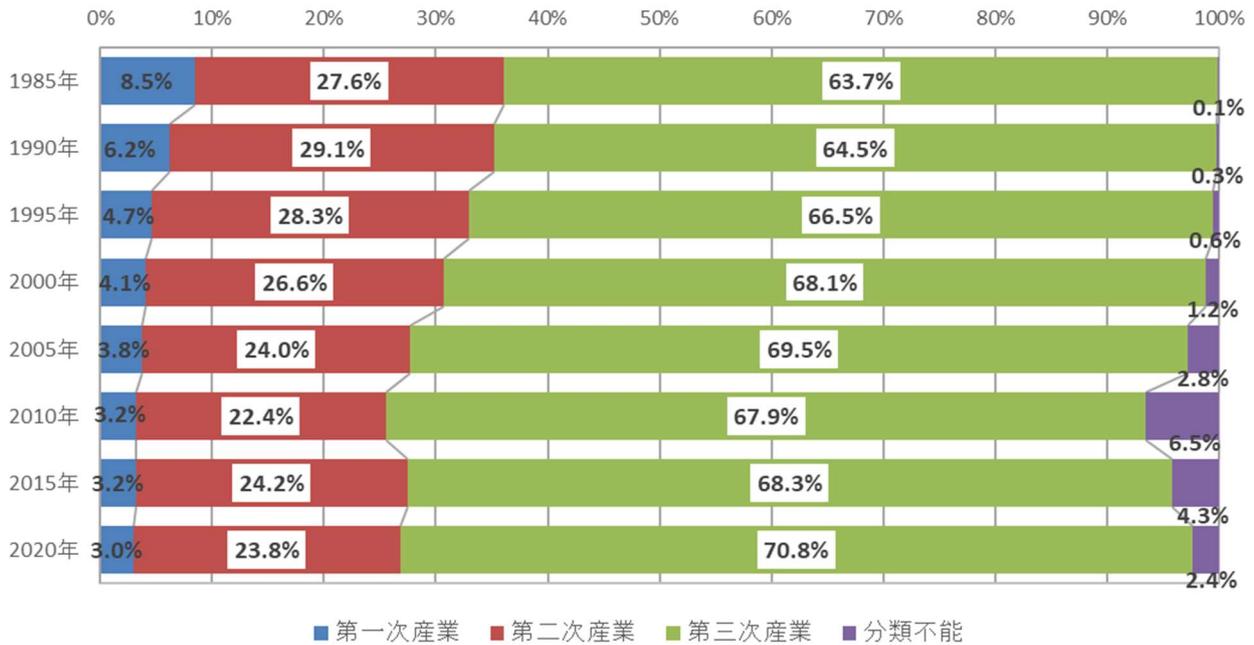
ア 産業別就業人口

- ・本市の産業（3区分）別の就業者総数は、平成7（1995）年をピークに緩やかに減少しており、直近では、64,518人となっています。
- ・産業別にみた場合、第3次産業への就業者数が最も多く、ついで第2次産業、第1次産業となります。
- ・時系列でみた場合、第1次産業への就業者数は一貫して減少傾向にあり、第2次産業は平成7（1995）年、第3次産業は平成12（2000）年をピークに減少傾向にあります。また、第1次産業への就業者数は、昭和60（1985）年と比較した場合、約6割減となります。
- ・産業別の人口割合をみた場合、昭和60（1985）年には8.5%を占めていた第1次産業への就業者は直近では3.0%まで減少する一方で、昭和60（1985）年には63.7%であった第3次産業への就業者は直近では70.8%を占めており、第3次産業への集中が顕著になっています。



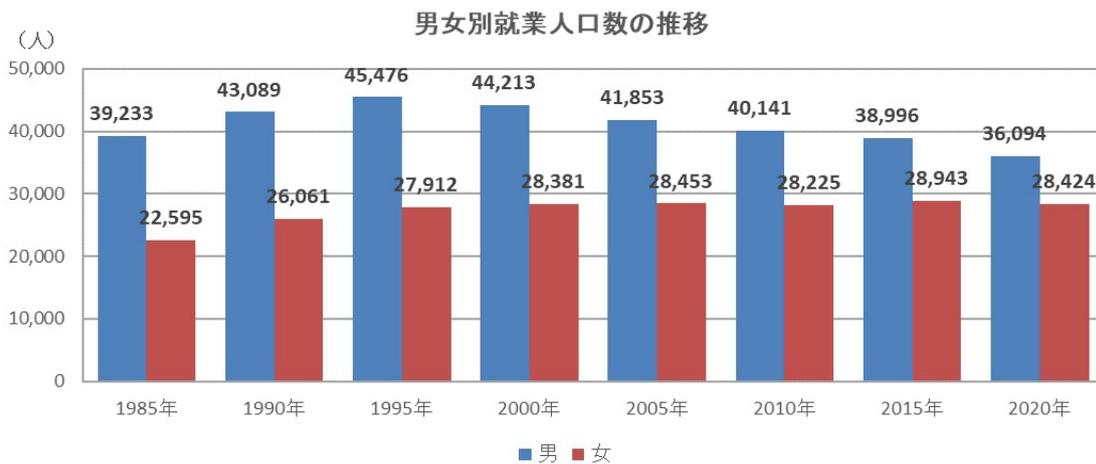
出典：総務省「国勢調査」

産業（3区分）別就業人口割合の推移



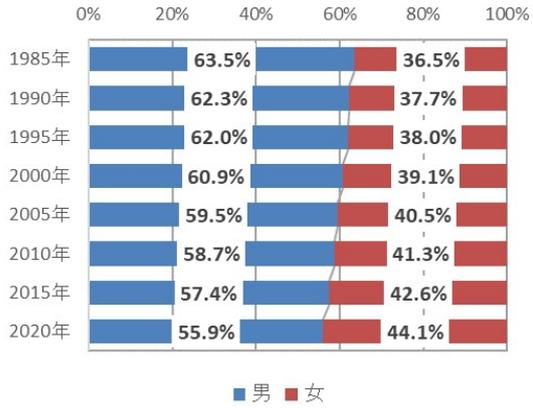
出典：総務省「国勢調査」

- ・また、就業者数の推移を男女別にみた場合、男性は平成7（1995）年から減少しているのに対し、女性は平成7（1995）年以降ほぼ横ばいで推移しています。構成割合についても、昭和60（1985）年と比べ、女性は7.6%拡大し、現在の男女比率は約6対4となっていることから、女性の社会進出が進んできたことがうかがえます。また、産業別では第3次産業、第1次産業、第2次産業の順で女性の構成割合は高くなっており、第1次産業の女性離れと第3次産業における女性の進出が目立っています。

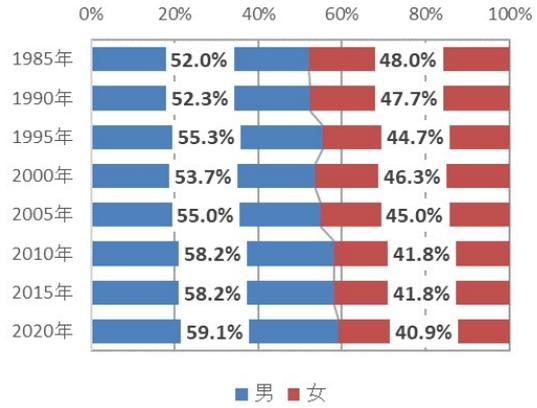


出典：総務省「国勢調査」

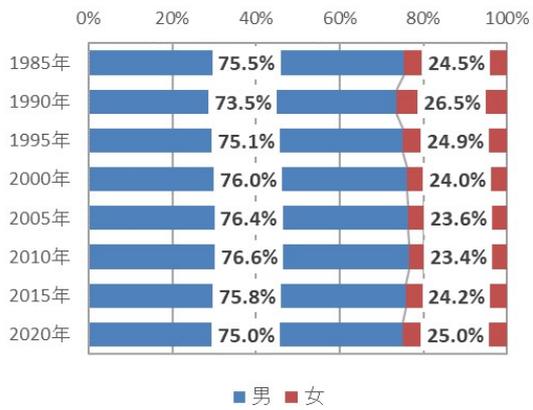
男女別就業人口割合（総数）



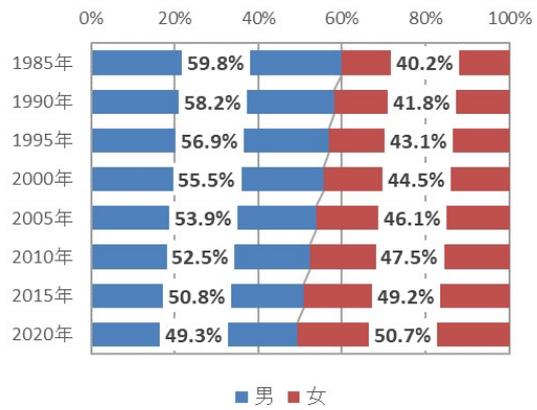
男女別就業人口割合（第1次産業）



男女別就業人口割合（第2次産業）



男女別就業人口割合（第3次産業）

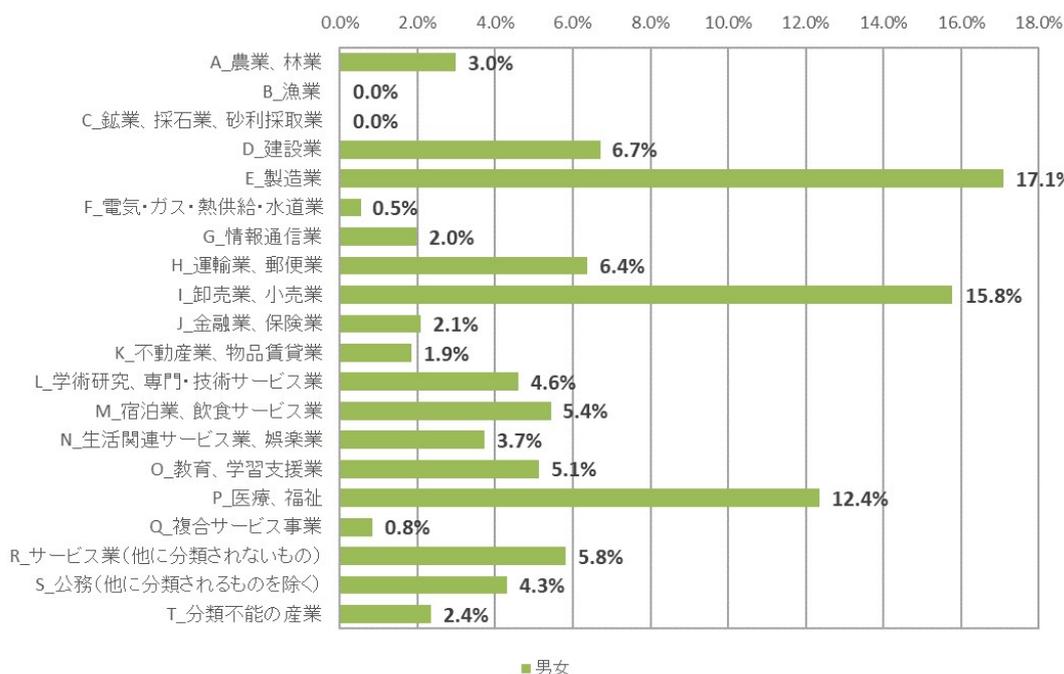


出典：総務省「国勢調査」

イ 産業別の就業者の状況

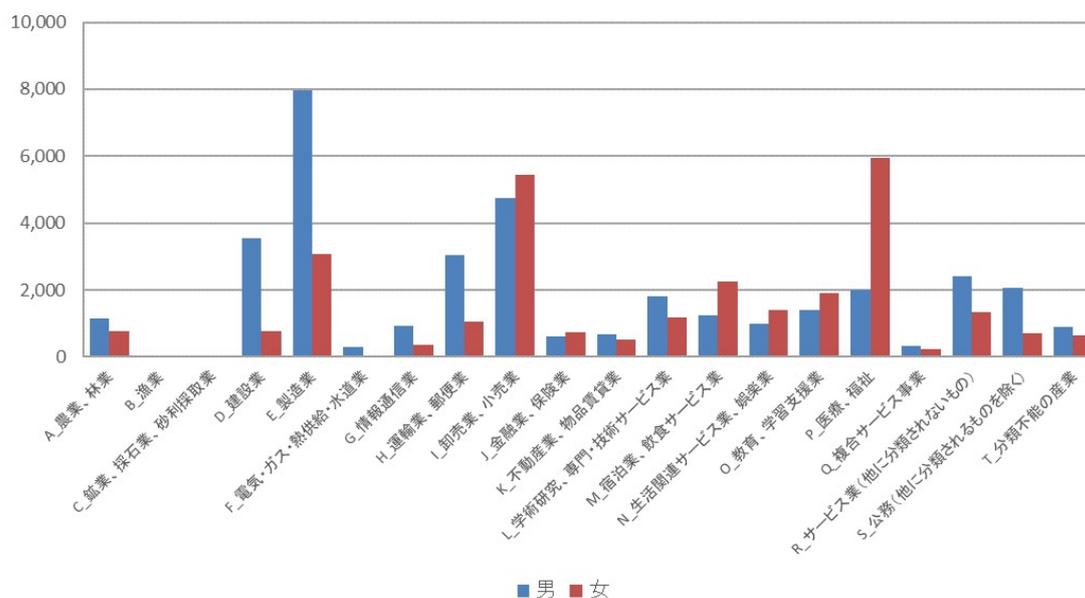
- ・令和2（2020）年の産業別就業者の構成割合をみると、製造業や卸売・小売業への就業者が多数を占めており、医療・福祉や建設業がこれに続いています。
- ・男女別では、製造業や卸売・小売業において男性就業者が多く、医療・福祉や卸売・小売業において女性就業者が多いことがうかがえます。

産業別就業者構成割合（総数）（2020年）



出典：総務省「国勢調査」

産業別就業者数（男女別）（2020年）

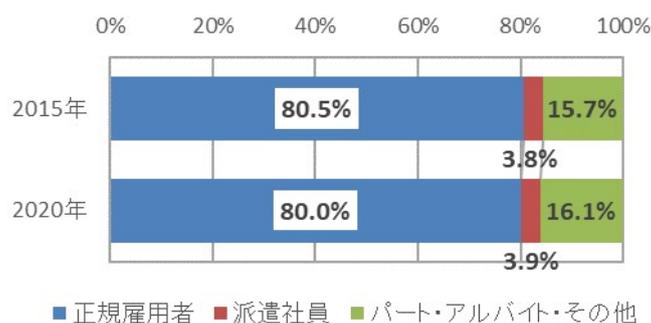


出典：総務省「国勢調査」

ウ 産業別・雇用形態別の就業者の状況

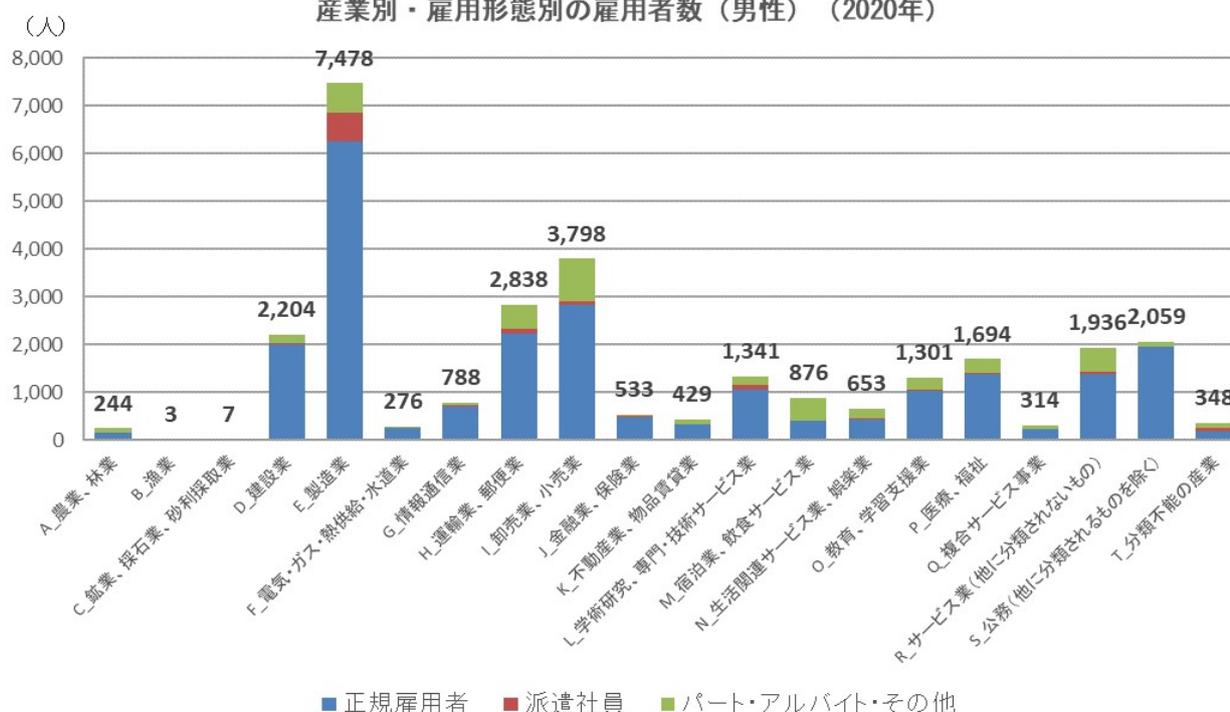
- 産業別の雇用者を雇用形態別に整理すると、男性においては、8割が正規雇用者、2割が非正規雇用者となっています。また、平成27（2015）年と令和2年（2020）年を比べると、正規雇用者の割合は、若干減少しています。
- また、業種ごとにみた場合、全体的に正規雇用者が大半を占める中で、就業者数の多い製造業においては、派遣社員の割合が他の業種に比べて高くなっています。

産業別・雇用形態別の雇用者構成割合
（男性）（全体）



出典：総務省「国勢調査」

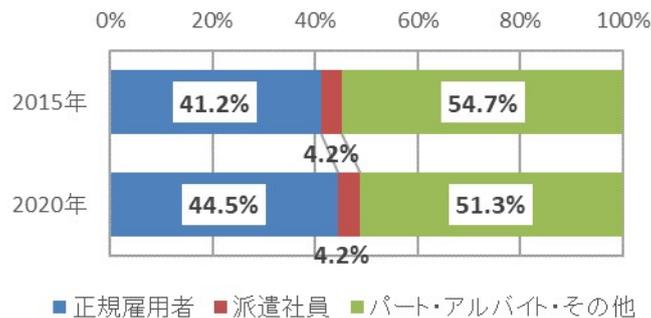
産業別・雇用形態別の雇用者数（男性）（2020年）



出典：総務省「国勢調査」

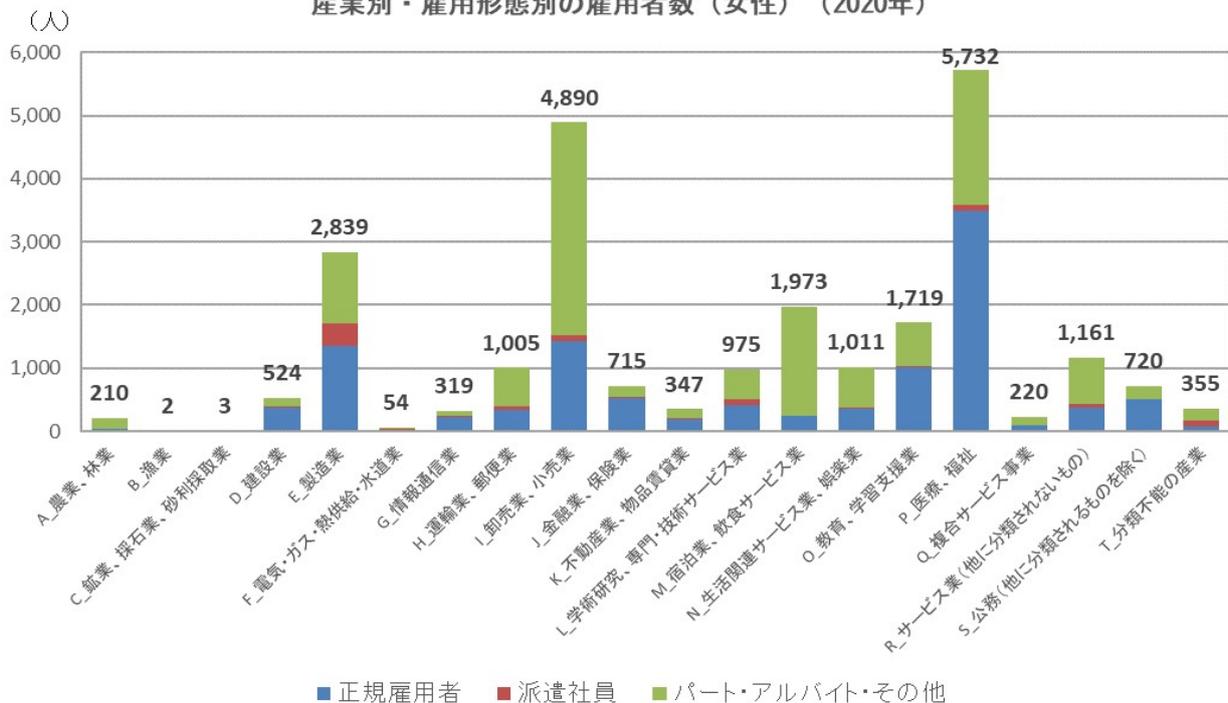
- ・次に、女性においては、男性と異なり、約4割が正規雇用者で約6割が非正規雇用者となっています。また、平成27(2015)年と令和2年(2020)年を比べると、正規雇用者の割合は、若干増加しています。
- ・また、業種ごとにみた場合、就業者数の多い医療及び福祉、卸売業及び小売業、製造業や宿泊業及び飲食サービス業などの業種において、パートタイマー等の非正規者の割合が高くなっており、特に、宿泊業及び飲食サービス業においては、9割近くを占めています。

産業別・雇用形態別の雇用者構成割合
(女性) (全体)



出典：総務省「国勢調査」

産業別・雇用形態別の雇用者数(女性) (2020年)



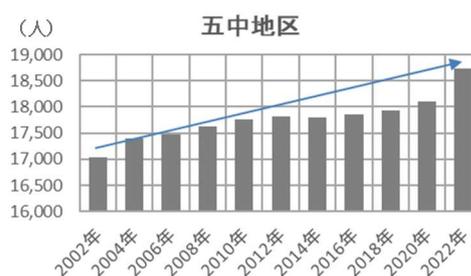
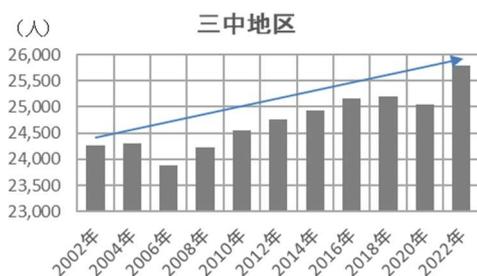
出典：総務省「国勢調査」

(8) 地区別の人口動態分析

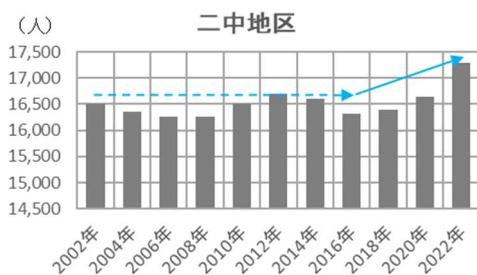
ア 人口の推移

- ・平成14(2002)年と令和4(2022)年の対比では、荒川沖駅西側を中心とする三中地区及びおおつ野の開発が進む五中地区で人口増加が継続しています。
- ・一中地区では、駅前の複数のマンション建設、二中地区、四中地区及び都和中地区では、小規模開発による宅地の分譲や共同住宅の建設などの影響により、増加に転じています。
- ・一方で、市北部に位置する新治地区や市南東部に位置する六中地区では、人口の大幅な減少となっています。

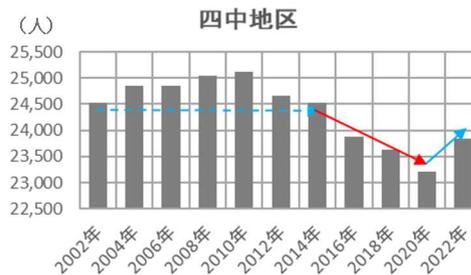
【人口増加地区】



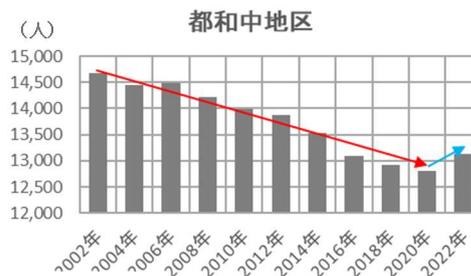
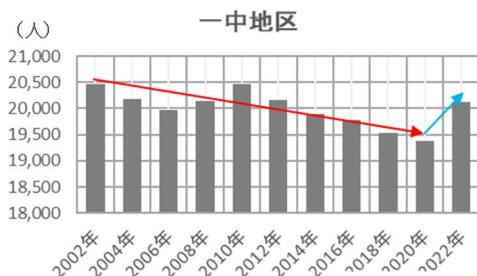
【人口横ばいから増加に転じた地区】



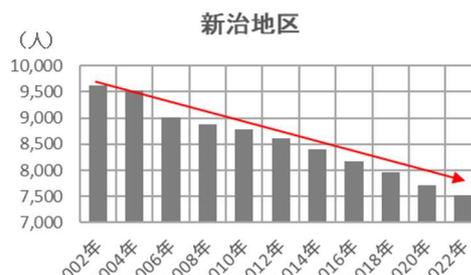
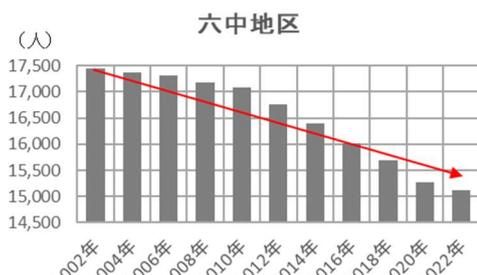
【人口減少から増加に転じた地区】



【人口減少から増加に転じた地区】



【人口減少の地区】



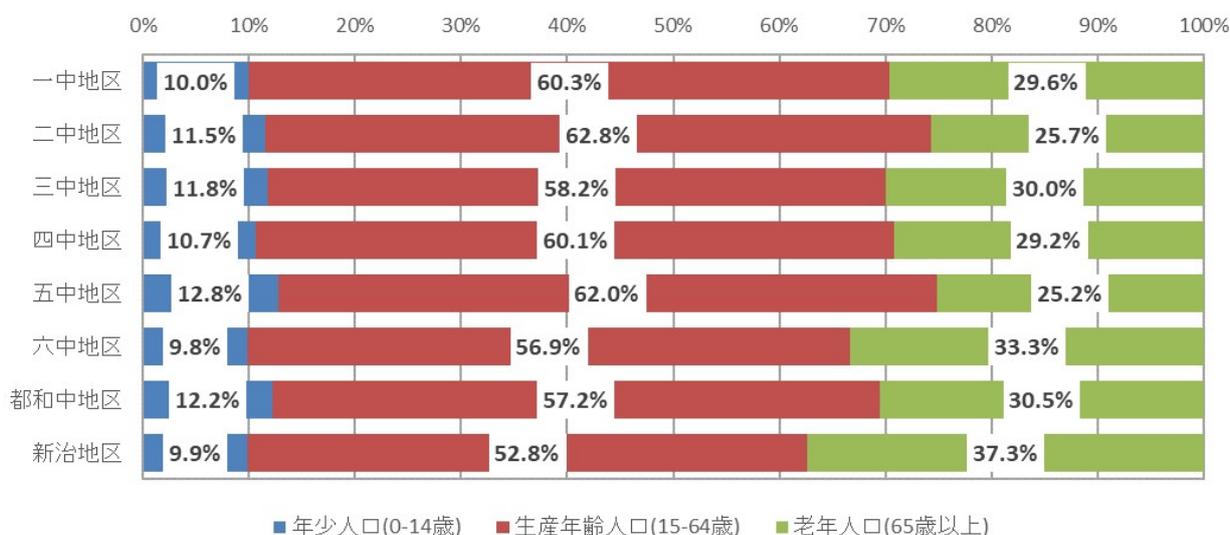
出典：茨城県「町丁字別人口調査」(各年4月1日現在)

イ 年齢階層別人口の推移

- ・本市の人口の年齢構成を地区別にみると、以下のような特徴に整理されます。

一中地区	年少人口、生産年齢人口ともに本市のおよそ平均的な姿で減少している一方で、老年人口については増加率は低い。また、年少人口比率は本市平均より低いことから、今後人口減少が加速化する懸念がある。
二中地区	本市全体と比較した場合、年少人口割合、生産年齢人口割合は比較的多い。また、ピーク時からの年少人口減少率も本市の中では最も低く、少子化の進行スピードは遅い。
三中地区	本市の中では、ピーク時からの年少人口減少率は低い。一方で、高齢者数は、2.5倍の増となっている。
四中地区	年齢3区分の人口構成割合、人口減少率ともに本市全体とほぼ同じとなっており、およそ平均的な姿で少子高齢化が進行している。
五中地区	本市では、最も年少人口比率が高く、高齢化率が低いが、ピーク時から高齢者数が2.8倍となっている。また、生産年齢人口の減少率が低いことから、今後生産年齢人口の加齢とともに、一気に高齢化率が進行する可能性がある。
六中地区	ピーク時から年少人口、生産年齢人口ともに減少率が高い一方で、高齢者は2.6倍に増加しており、少子高齢化のスピードが最も高い。
都和中地区	年少人口比率は2番目に高いが、ピーク時からの年少人口減少率が高く、少子化が進んでいる。
新治地区	ここ25年間で年少人口数は約5割、生産年齢人口は約4割の減となる一方で高齢者が全体の約4割を占めており、本市で最も少子高齢化が進行している。老年人口を除き、年齢階層が下がるほど人口数が少ない傾向が顕著にみられる。

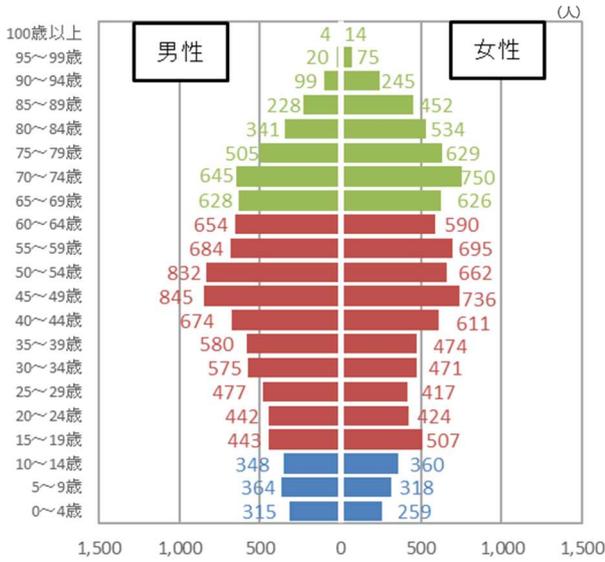
地区別の年齢（3区分）構成（2020年）



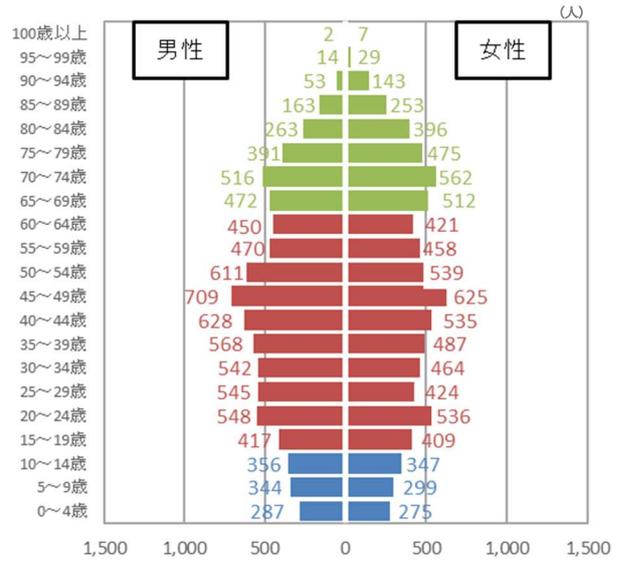
※ 年齢不詳を除く。

出典：総務省「国勢調査」

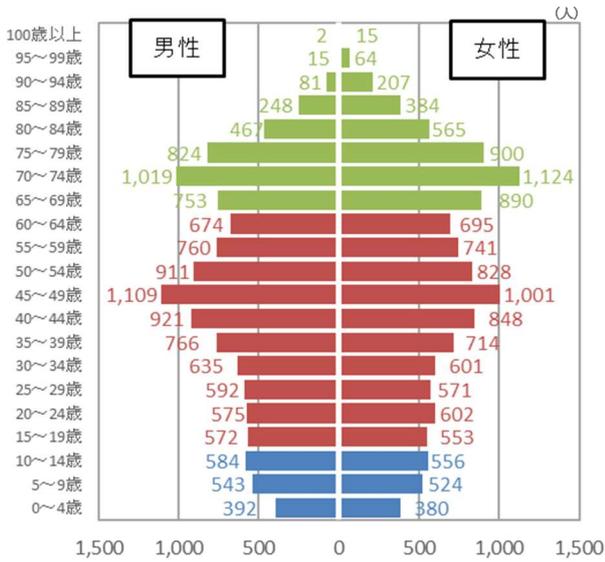
一中地区 (2020年)



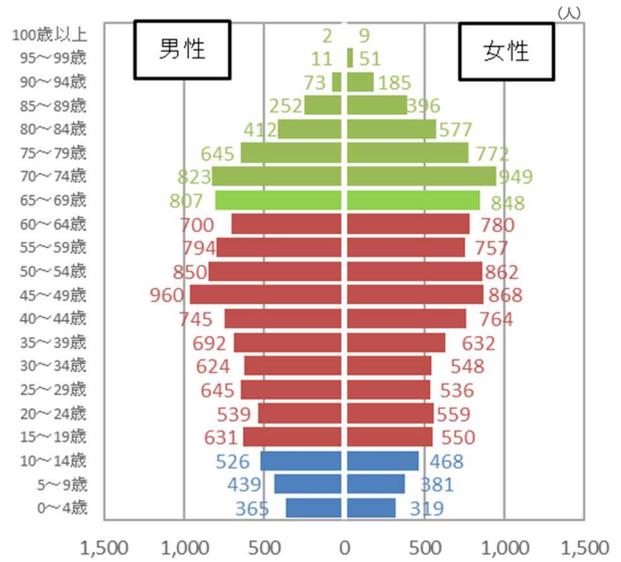
二中地区 (2020年)



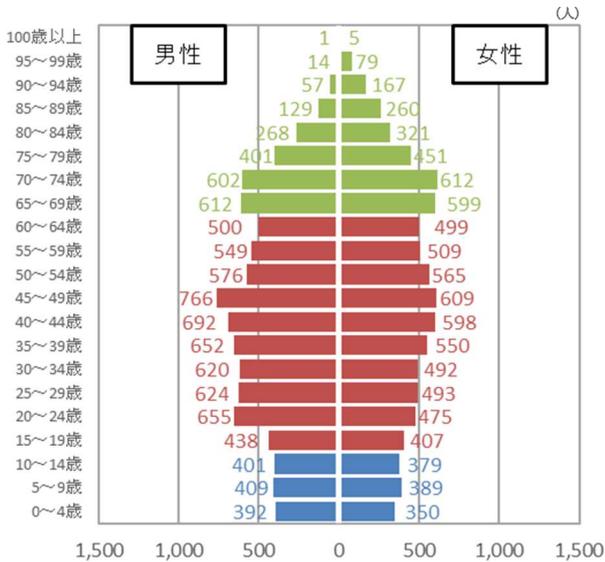
三中地区 (2020年)



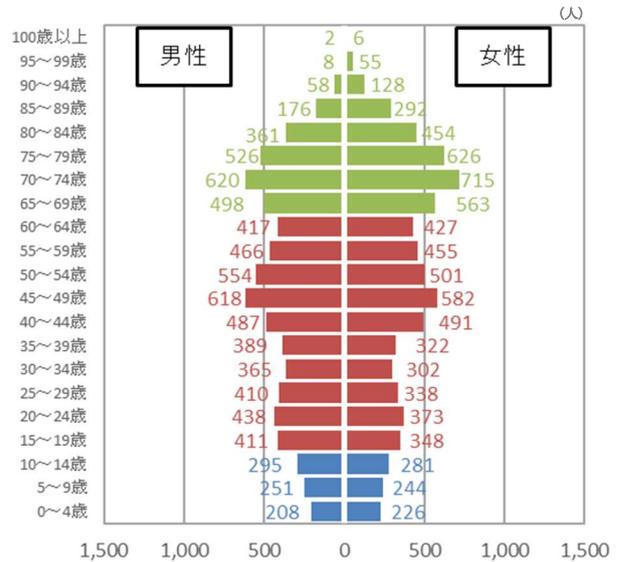
四中地区 (2020年)

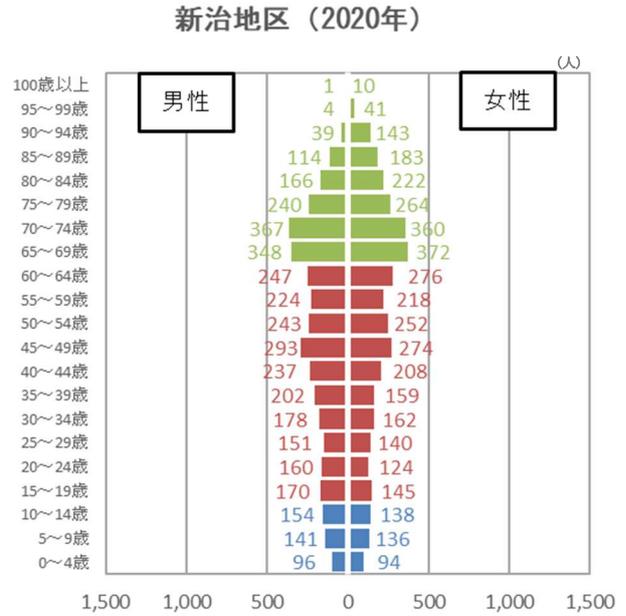
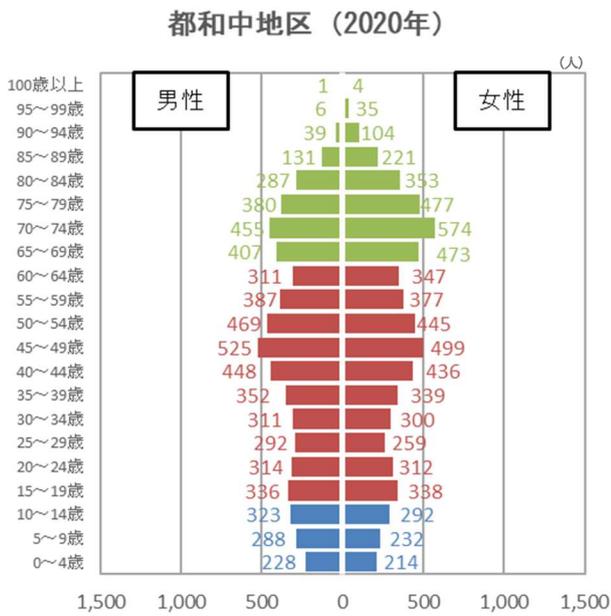


五中地区 (2020年)



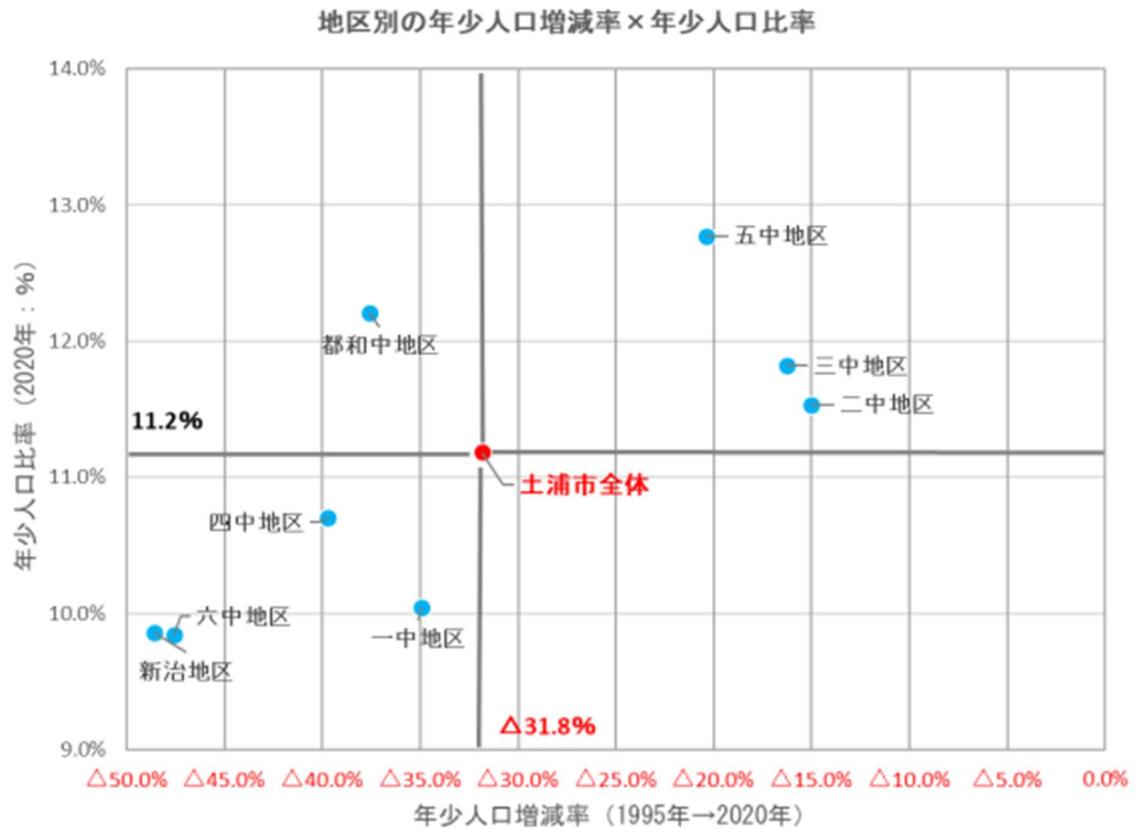
六中地区 (2020年)





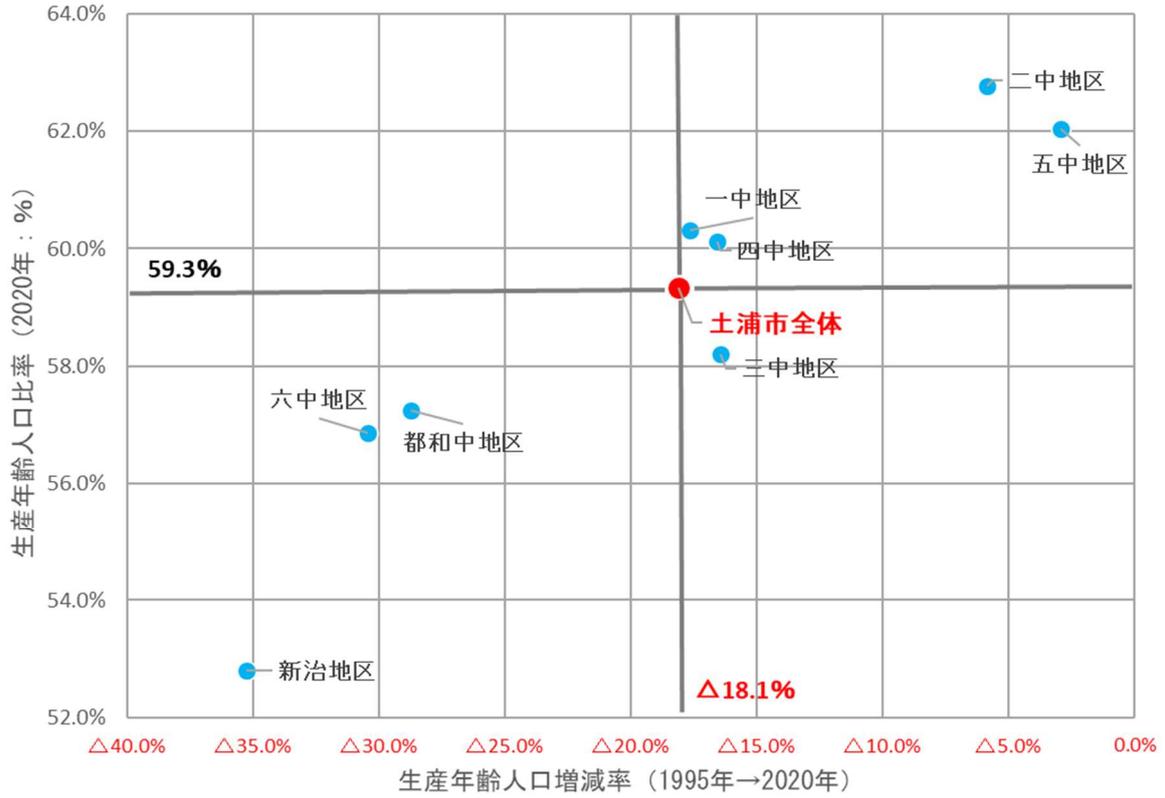
※ 年齢不詳を除く。

出典：総務省「国勢調査」

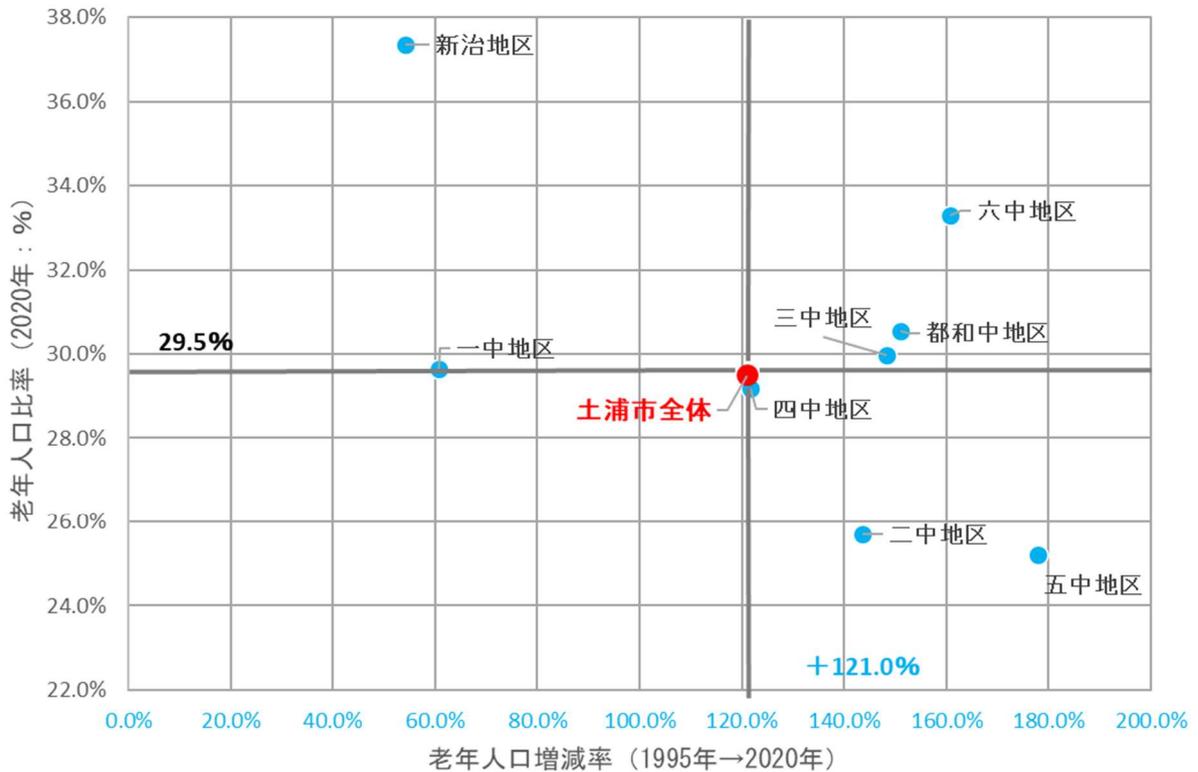


出典：総務省「国勢調査」

地区別の生産年齢人口増減率×生産年齢人口比率



地区別の老年人口増減率×老年人口比率



出典：総務省「国勢調査」

3 将来人口推計

本市の将来人口を展望する前提として、最も一般的な「将来人口推計」データである国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）の推計を整理するとともに、本市における施策の検討の参考となるよう、いくつかの仮定条件を設定し直したシミュレーションを行い、自然動態・社会動態の変化が本市の将来人口全体に与える影響度を分析します。

（１）将来人口推計

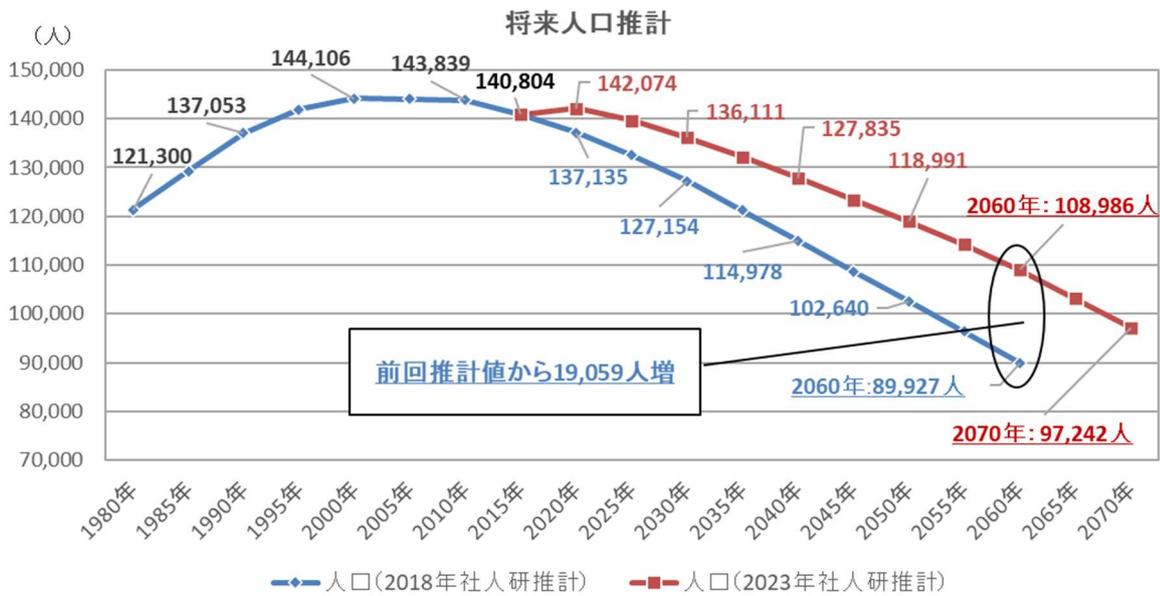
第3期「人口ビジョン」においては、社人研の「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）（以下「令和5（2023）年社人研推計」といいます。）を基に整理します。ここで、令和5（2023）年社人研推計の推計基礎の概要は、以下のとおりとなります。

■令和5（2023）年社人研推計の推計基礎【概要】

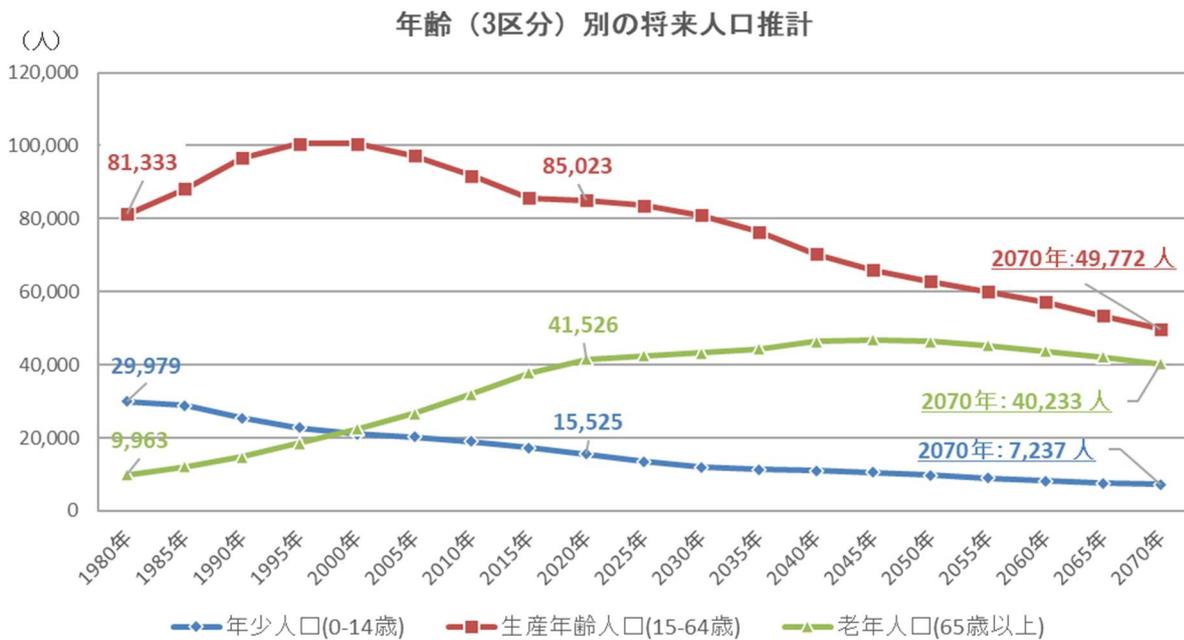
- 出生に関する仮定
 - ・ 現状の出生率が大きく変動しない前提
（令和7（2025）年1.119→令和37（2050）年1.193、以降横ばい）
- 死亡に関する仮定
 - ・ 各年齢階層に応じて現状実績を踏まえ「生存率」を設定
- 移動に関する仮定
 - ・ 平成17（2005）～22（2010）年、平成22（2010）～27（2015）年、平成27（2015）～令和2（2020）年の3期間に観察された地域別の平均的な人口移動傾向が令和27（2045）～32（2050）年まで継続すると仮定

以上を踏まえて、前回との比較も合わせて、将来人口推計をみると次のように整理されます。

- ・ 令和5（2023）年社人研推計では、本市の人口は、今後も継続的に減少を続け、推計を令和52（2070）年まで伸ばした場合、同年には97,242人にまで減少することが予想されます。ここで、直近の数値（令和2（2020）年：142,074人）と比べると、44,832人ももの減少（減少率31.5%）となります。また、平成30（2018）年社人研推計との比較では、移動に関する仮定で転出超過が改善し、転入超過の推計となることから、令和42（2060）年において、19,059人増加することとなり、人口減少のペースは減速する推計となります。
- ・ 年齢別にみると、年少人口及び生産年齢人口については、令和52（2070）年にはそれぞれ7,237人、49,772人となり、現状からはおよそ半減すると推計されます。一方老年人口については、今後も緩やかに増加を続けますが、令和27（2045）年の46,904人をピークに減少を始め、令和52（2070）年には40,233人となると推計されます。このように、地域の活力を支える生産年齢人口と老年人口との差は、大きく縮小することになります。
- ・ 平成30（2018）年社人研推計に基づく第2期人口ビジョンと比較すると、令和42（2060）年において、総人口は大幅に増となりますが、年少人口が減となる推計となっています。
- ・ また、年齢（3区分）別の人口比率をみた場合、年少人口及び生産年齢人口は減少を続け、令和52（2070）年にはそれぞれ7.4%、51.2%となる一方で、老年人口は増加を続け、令和52（2070）年には41.4%となり、10人に4人が高齢者となる推計となっています。



出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

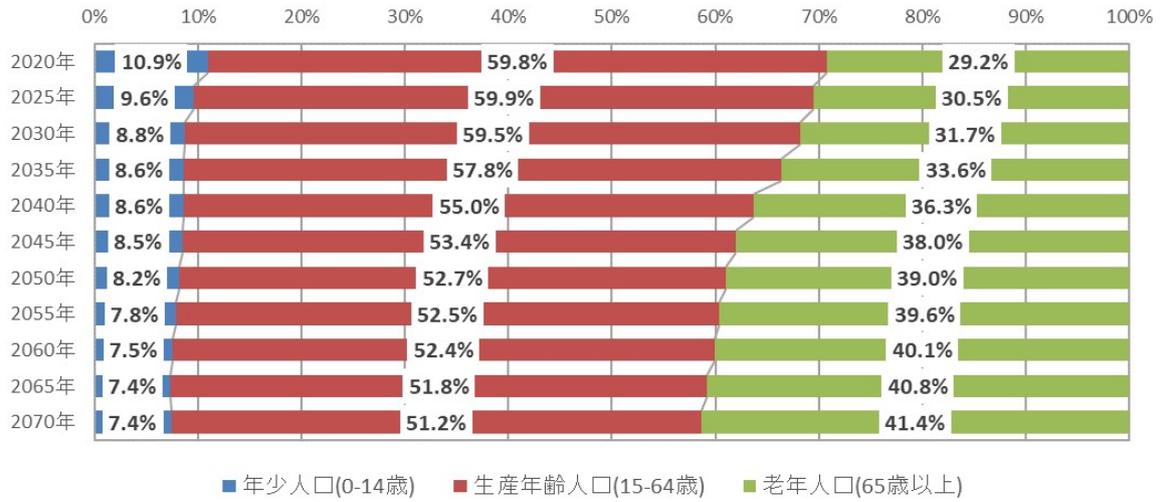


出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

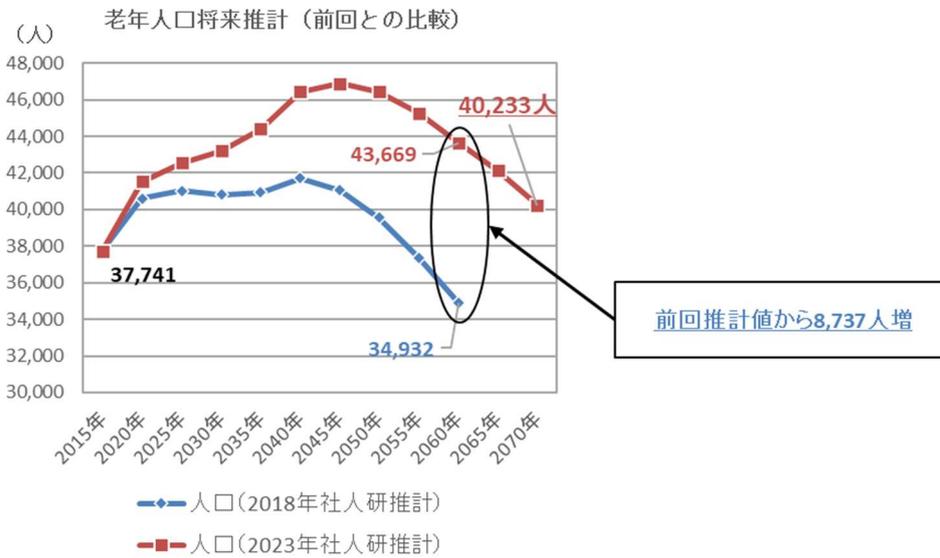
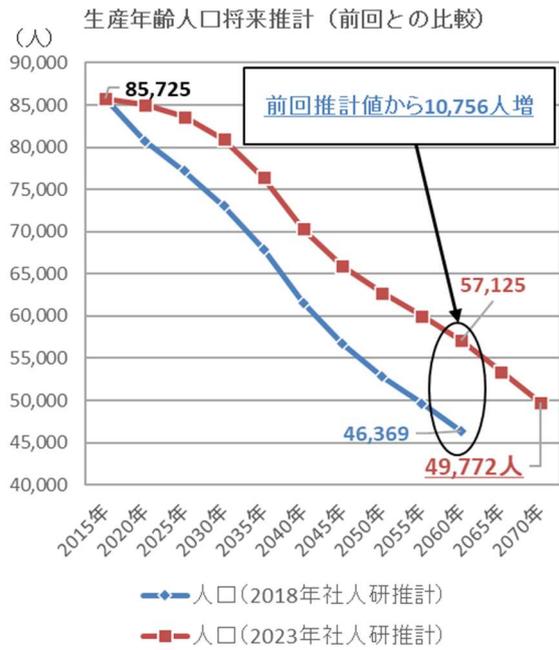
年/区分	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
総人口	142,074人	139,586人	136,111人	132,181人	127,835人	123,328人	118,991人	114,283人	108,986人	103,182人	97,242人
年少人口	15,525人	13,441人	11,945人	11,343人	11,046人	10,527人	9,785人	8,951人	8,191人	7,617人	7,237人
人口比率	10.9%	9.6%	8.8%	8.6%	8.6%	8.5%	8.2%	7.8%	7.5%	7.4%	7.4%
生産年齢人口	85,023人	83,599人	80,953人	76,440人	70,351人	65,897人	62,750人	60,039人	57,125人	53,421人	49,772人
人口比率	59.8%	59.9%	59.5%	57.8%	55.0%	53.4%	52.7%	52.5%	52.4%	51.8%	51.2%
老年人口	41,526人	42,545人	43,212人	44,398人	46,438人	46,904人	46,456人	45,293人	43,669人	42,144人	40,233人
人口比率	29.2%	30.5%	31.7%	33.6%	36.3%	38.0%	39.0%	39.6%	40.1%	40.8%	41.4%

出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

年齢（3区分）別の人口比率の変化（2023年社人研準拠）

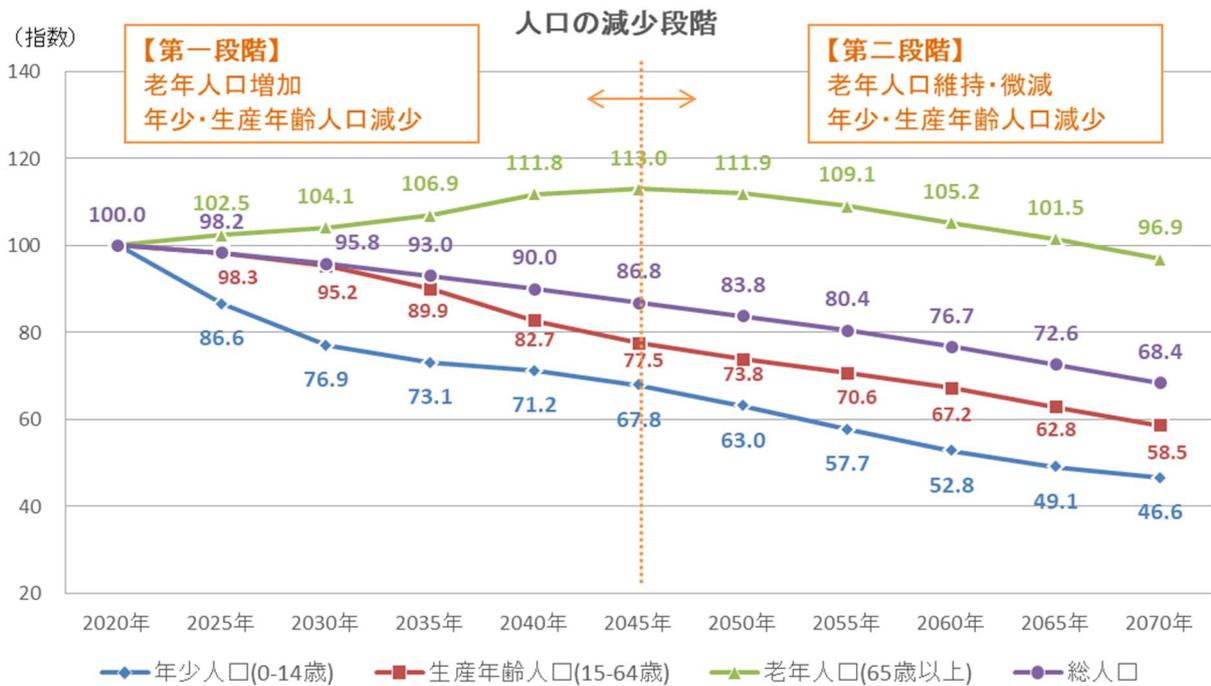


出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成



出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

- また、本市の人口減少段階を整理すると、現状の「第一段階」（年少人口・生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は増加）が令和27（2045）年まで続き、以降「第二段階」（老年人口も維持～微減へ）に移行することとなります。これは、平成30（2018）年社人研推計に基づく第2期人口ビジョンと比べ、第二段階に移行する時期が遅くなっております。



出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

[参考] 人口の減少段階

第一段階	年少人口・生産年齢人口の減少＋老年人口の増加＝総人口減少
第二段階	年少人口・生産年齢人口の減少＋老年人口の維持・微減＝総人口減少
第三段階	年少人口・生産年齢人口の減少＋老年人口の減少＝総人口の急速な減少

[参考2] 県内市町村の人口増減状況（対2020年）の推移

2020年を 100とした指数	市町村（割合）		
	2030年	2040年	2050年
100超	4市町村 (9.1%) つくば市、守谷市、つくばみらい市、阿見町	3市町村 (6.8%) つくば市、守谷市、つくばみらい市	3市町村 (6.8%) つくば市、守谷市、つくばみらい市
90~100	21市町村 (47.7%) 水戸市、 土浦市 、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、銚田市、小美玉市、茨城町、東海村、境町	7市町村 (15.9%) 水戸市、 土浦市 、牛久市、ひたちなか市、神栖市、東海村、阿見町	2市町村 (4.5%) 水戸市、牛久市
80~90	18市町村 (40.9%) 日立市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、潮来市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、桜川市、行方市、大洗町、城里町、美浦村、河内町、八千代町、五霞町、利根町	13市町村 (29.5%) 古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、鹿嶋市、那珂市、坂東市、銚田市、小美玉市、茨城町、境町	6市町村 (13.6%) 土浦市 、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、東海村、阿見町
70~80	1市町村 (2.3%) 大子町	12市町村 (27.3%) 日立市、石岡市、北茨城市、笠間市、潮来市、常陸大宮市、筑西市、かすみがうら市、大洗町、美浦村、八千代町、五霞町	9市町村 (20.5%) 古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、那珂市、小美玉市、境町
60~70	0市町村 (0.0%) —	8市町村 (18.2%) 常陸太田市、高萩市、稲敷市、桜川市、行方市、城里町、河内町、利根町	9市町村 (20.5%) 石岡市、笠間市、潮来市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、銚田市、茨城町、八千代町
60以下	0市町村 (0.0%) —	1市町村 (2.3%) 大子町	15市町村 (34.1%) 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、稲敷市、桜川市、行方市、大洗町、城里町、大子町、美浦村、河内町、五霞町、利根町
うち50以下	—	—	稲敷市、大子町、河内町
全 体	44市町村 (100.0%)	44市町村 (100.0%)	44市町村 (100.0%)

出典：令和5（2023）年社人研推計を基に土浦市作成

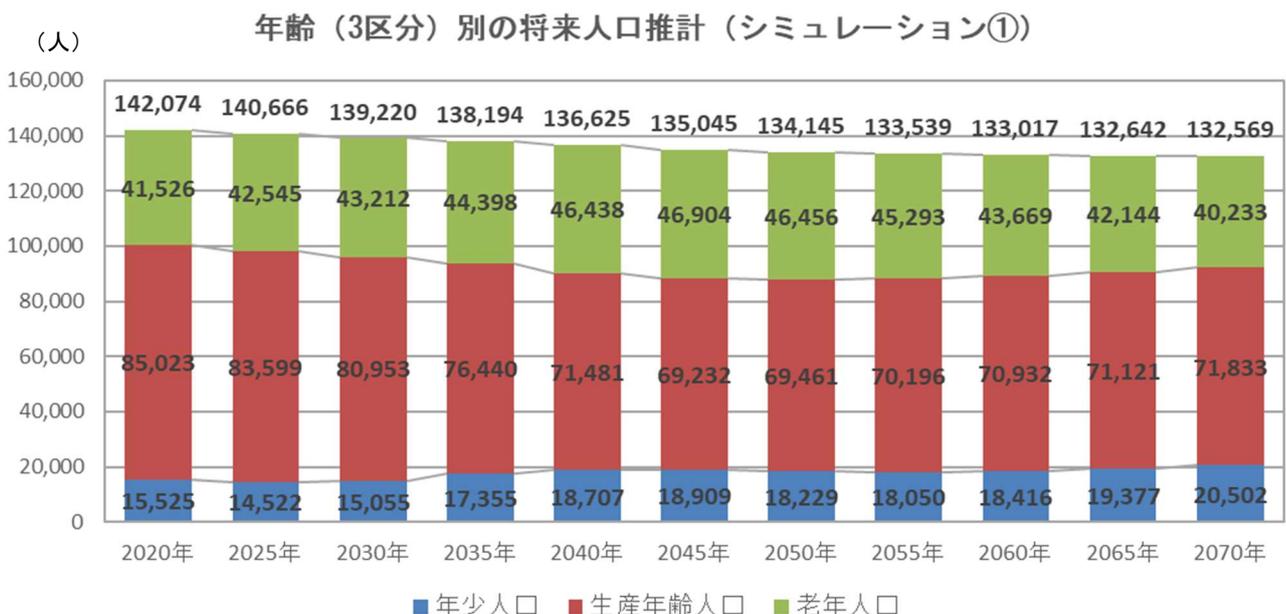
(2) 将来人口のシミュレーション

- 本市の将来人口を展望しつつ、戦略展開ターゲット設定等に当たっての基礎データとするため、第2期人口ビジョンと同様に(1)を基準推計としながら、複数の仮定条件に基づいたシミュレーションを整理しました。
- この項で仮定した各シミュレーションデータは、以下のとおりです。

①	「社人研の将来人口推計」＋「合計特殊出生率が令和17(2035)年までに人口置換水準(≒2.1)まで上昇」した場合
②	「社人研の将来人口推計」＋「社会移動(純移動)がゼロ(転入者数と転出者数が均衡)」となった場合
③	「社人研の将来人口推計」＋「合計特殊出生率が令和17(2035)年までに人口置換水準(≒2.1)まで上昇」＋「社会移動(純移動)がゼロ(転入者数と転出者数が均衡)」となった場合(上記①と②のミックス)

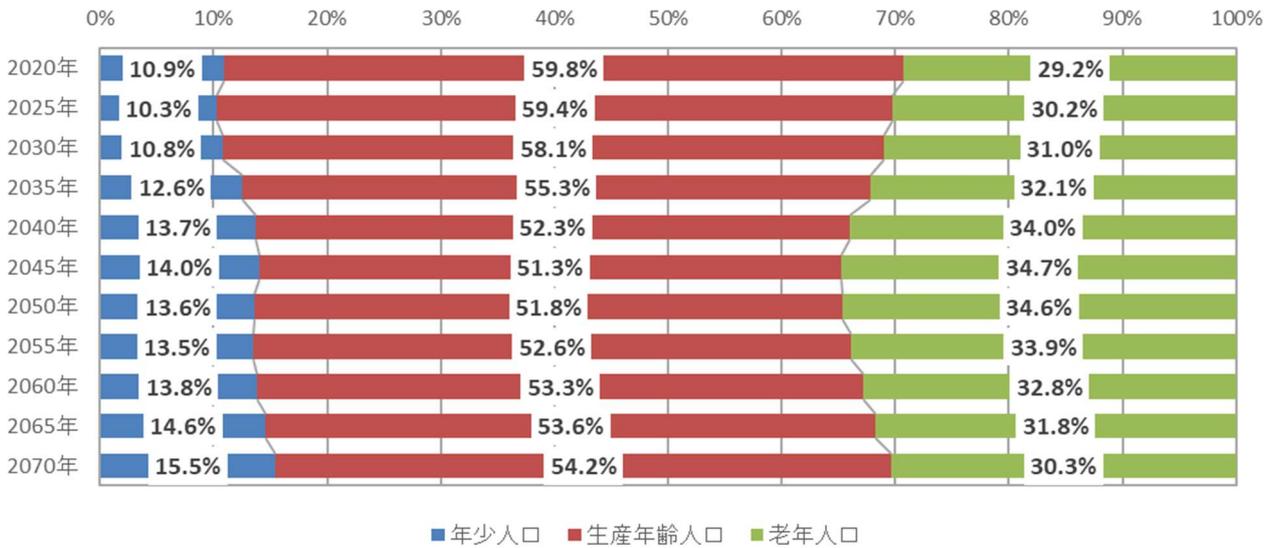
ア シミュレーション①の概要

- 本市の合計特殊出生率(令和2(2020)年で1.10)が、今後令和17(2035)年にかけて人口置換水準である2.1まで回復したと仮定すると、本市の令和52(2070)年の総人口は132,569人となります。
- 令和2(2020)年(142,074人)からは9,505人の減少(減少率6.7%)となりますが、出生率が大きく変動しないとしていた社人研の推計と比べ、出生数の増加が直接影響する年少人口を中心に35,000人余りの増加効果が確認され、総人口は、将来的に緩やかな減少が継続するものの、130,000人程度で安定して推移する見込みです。
- 年齢(3区分)別の人口比率については、年少人口割合については令和7(2025)年を、生産年齢人口割合については令和27(2045)年をボトムに増加に転じます。一方、老年人口割合については、令和27(2045)年をピークに低下に転じます。



出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

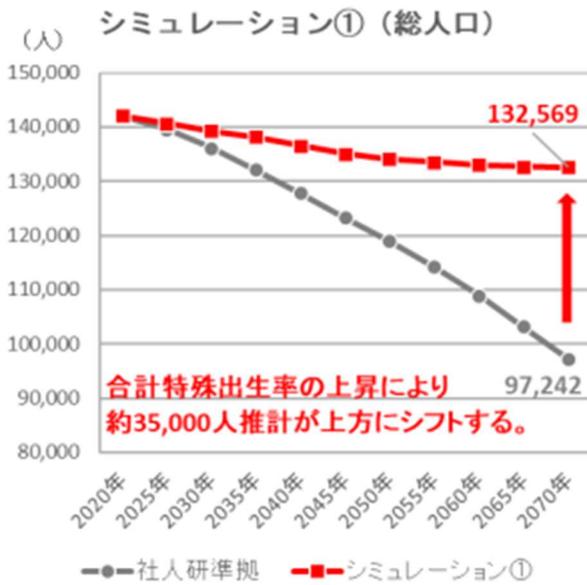
年齢（3区分）別の人口比率の変化（シミュレーション①）



出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

年/区分	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
総人口	142,074人	140,666人	139,220人	138,194人	136,625人	135,045人	134,145人	133,539人	133,017人	132,642人	132,569人
年少人口	15,525人	14,522人	15,055人	17,355人	18,707人	18,909人	18,229人	18,050人	18,416人	19,377人	20,502人
人口比率	10.9%	10.3%	10.8%	12.6%	13.7%	14.0%	13.6%	13.5%	13.8%	14.6%	15.5%
生産年齢人口	85,023人	83,599人	80,953人	76,440人	71,481人	69,232人	69,461人	70,196人	70,932人	71,121人	71,833人
人口比率	59.8%	59.4%	58.1%	55.3%	52.3%	51.3%	51.8%	52.6%	53.3%	53.6%	54.2%
老年人口	41,526人	42,545人	43,212人	44,398人	46,438人	46,904人	46,456人	45,293人	43,669人	42,144人	40,233人
人口比率	29.2%	30.2%	31.0%	32.1%	34.0%	34.7%	34.6%	33.9%	32.8%	31.8%	30.3%

出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成



出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

【自然動態の比較】

年/区分	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
社人研準拠	△ 4,766人	△ 5,610人	△ 6,265人	△ 6,866人	△ 7,110人
シミュレーション①	△ 3,686人	△ 3,578人	△ 3,362人	△ 4,155人	△ 4,380人
年/区分	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
社人研準拠	△ 7,076人	△ 7,410人	△ 7,934人	△ 8,304人	△ 8,261人
シミュレーション①	△ 4,134人	△ 4,063人	△ 4,100人	△ 3,856人	△ 3,448人

出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

イ シミュレーション②の概要

- ・合計特殊出生率の大幅な上昇がなく、加えて社会移動（転入・転出）が今後は均衡（転入者数＝転出者数となり純移動がゼロの状況）した場合、本市の令和52（2070）年の人口は、76,813人となります。
- ・令和2（2020）年（142,074人）からは65,261人の減少（減少率45.9%）となり、転入超過が続くとした社人研の推計と比べ、20,000人余りの減少が確認され、今後、本市の社会増の規模が縮小した場合には、人口の増減を大きく左右する要因となります。

年齢（3区分）別の将来人口推計（シミュレーション②）

(人)

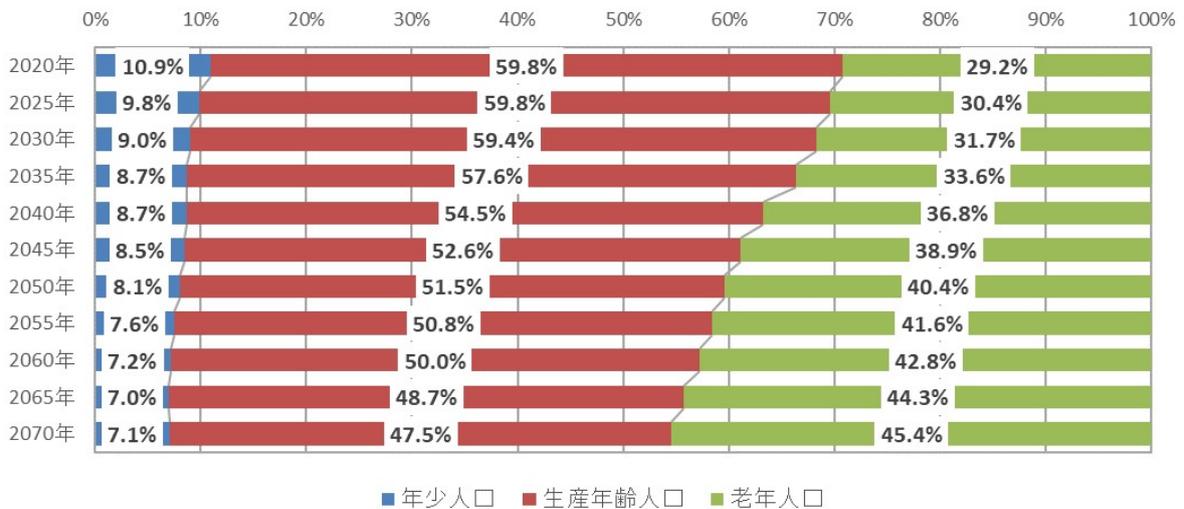


出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

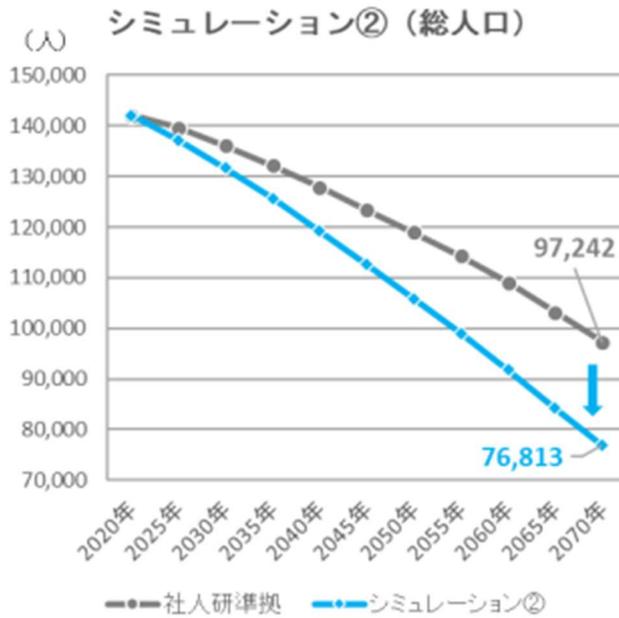
年/区分	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
総人口	142,074人	137,245人	131,742人	125,733人	119,245人	112,579人	105,921人	99,028人	91,738人	84,206人	76,813人
年少人口	15,525人	13,490人	11,836人	10,954人	10,408人	9,607人	8,562人	7,491人	6,583人	5,923人	5,441人
人口比率	10.9%	9.8%	9.0%	8.7%	8.7%	8.5%	8.1%	7.6%	7.2%	7.0%	7.1%
生産年齢人口	85,023人	82,036人	78,195人	72,483人	64,997人	59,161人	54,574人	50,322人	45,910人	40,978人	36,466人
人口比率	59.8%	59.8%	59.4%	57.6%	54.5%	52.6%	51.5%	50.8%	50.0%	48.7%	47.5%
老年人口	41,526人	41,718人	41,711人	42,296人	43,839人	43,811人	42,786人	41,215人	39,246人	37,305人	34,905人
人口比率	29.2%	30.4%	31.7%	33.6%	36.8%	38.9%	40.4%	41.6%	42.8%	44.3%	45.4%

出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

年齢（3区分）別の人口比率の変化（シミュレーション②）



出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成



「社人研の将来人口推計」及び「シミュレーション①」が転入超過の推計だったところ、社会移動の均衡により約20,000人推計が下方にシフトする。

出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

ウ シミュレーション③の概要

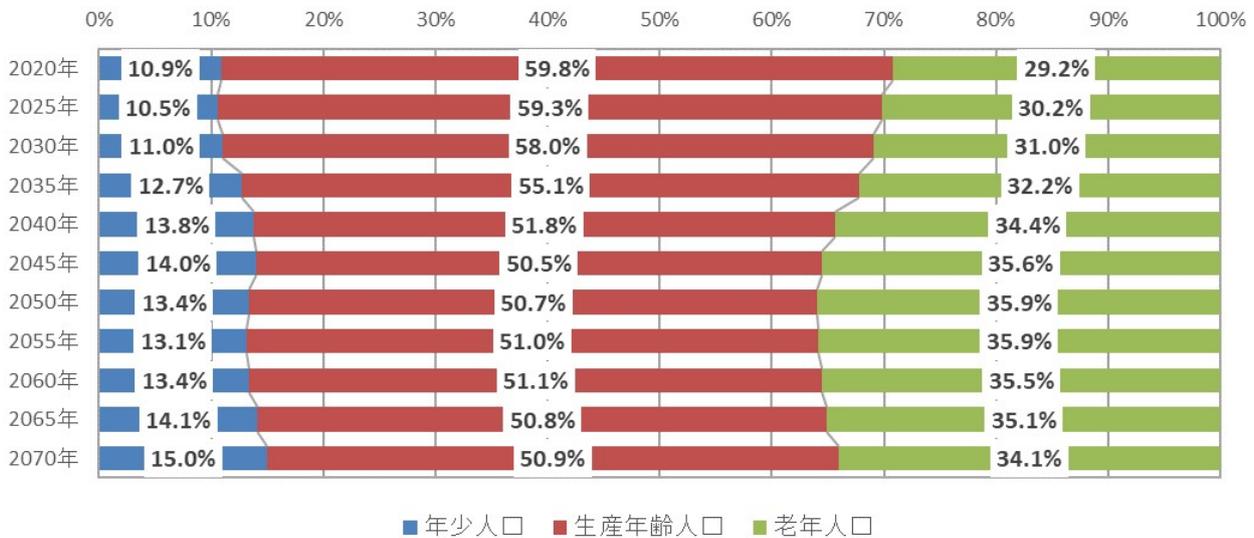
- ・ 合計特殊出生率が、今後令和 17 (2035) 年にかけて人口置換水準である 2.1 まで回復し、なおかつ社会増がなくなる (転入者=転出者となり純移動がゼロとなる) とする仮定では、本市の令和 52 (2070) 年の総人口は 102,505 人となります。
- ・ 令和 2 (2020) 年 (142,074 人) からは、39,569 人の減少 (減少率 27.9%) となりますが、社人研の推計と比べ、出生数の増加が直接影響する年少人口を中心に 5,000 人余りの増加効果が確認されます。
- ・ 年齢 (3 区分) 別の人口比率については、年少人口割合については令和 17 (2035) 年以降 12.7%から 15.0%を推移し、生産年齢人口割合については令和 17 (2035) 年をピークに 51%程度となり、老年人口割合については、令和 32 (2050) 年をピークに低下に転じます。

年齢（3区分）別の将来人口推計（シミュレーション③）



出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

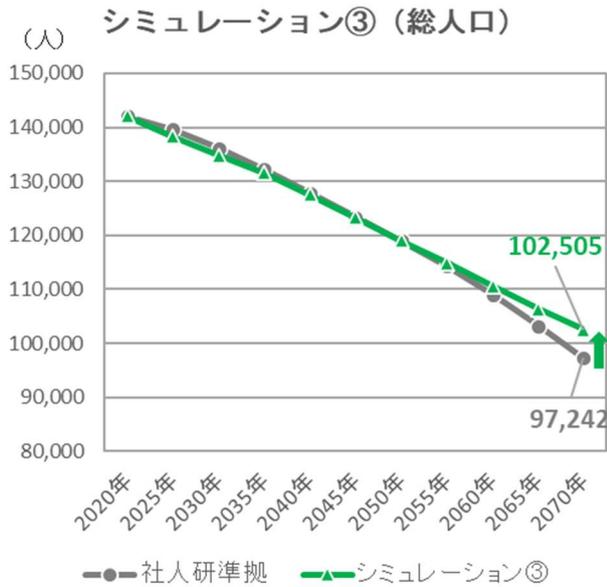
年齢（3区分）別の人口比率の変化（シミュレーション③）



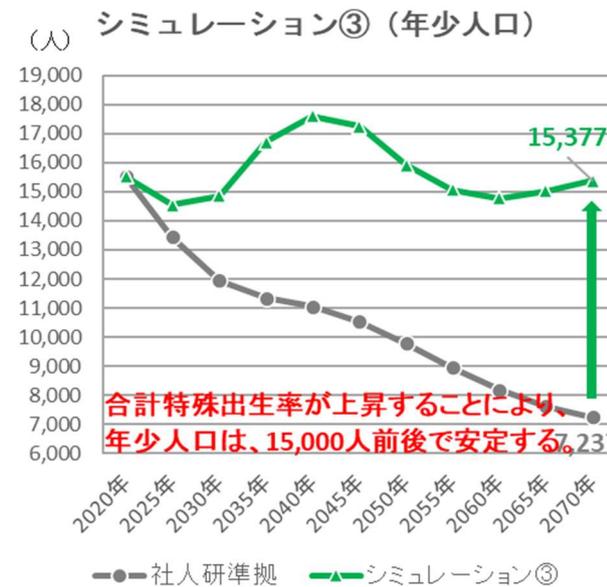
出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

年/区分	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
総人口	142,074人	138,307人	134,765人	131,496人	127,503人	123,238人	119,037人	114,849人	110,555人	106,385人	102,505人
年少人口	15,525人	14,553人	14,860人	16,717人	17,605人	17,247人	15,924人	15,073人	14,771人	15,031人	15,377人
人口比率	10.9%	10.5%	11.0%	12.7%	13.8%	14.0%	13.4%	13.1%	13.4%	14.1%	15.0%
生産年齢人口	85,023人	82,036人	78,195人	72,483人	66,058人	62,180人	60,327人	58,561人	56,538人	54,049人	52,223人
人口比率	59.8%	59.3%	58.0%	55.1%	51.8%	50.5%	50.7%	51.0%	51.1%	50.8%	50.9%
老年人口	41,526人	41,718人	41,711人	42,296人	43,839人	43,811人	42,786人	41,215人	39,246人	37,305人	34,905人
人口比率	29.2%	30.2%	31.0%	32.2%	34.4%	35.6%	35.9%	35.9%	35.5%	35.1%	34.1%

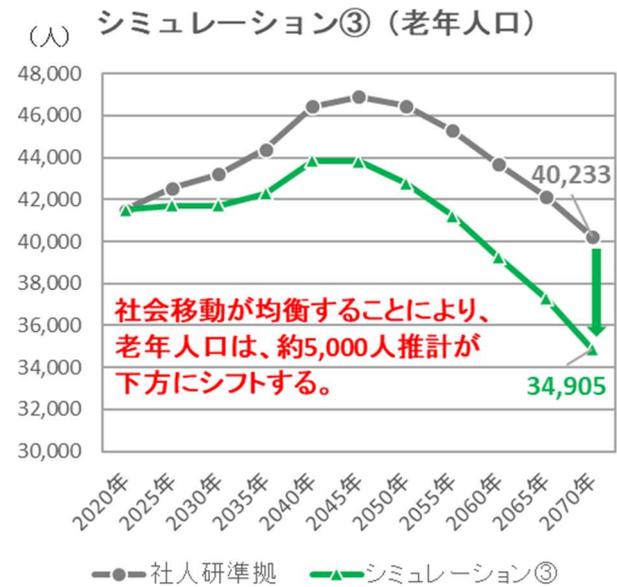
出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成



社会移動が均衡している状況下で、
合計特殊出生率が上昇することにより、
約5,000人推計が上方にシフトする。



合計特殊出生率が上昇することにより、
年少人口は、15,000人前後で安定する。



社会移動が均衡することにより、
老年人口は、約5,000人推計が
下方にシフトする。

出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

【自然動態の比較】

年/区分	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
社人研準拠	△ 4,766人	△ 5,610人	△ 6,265人	△ 6,866人	△ 7,110人
シミュレーション③	△ 3,767人	△ 3,542人	△ 3,269人	△ 3,993人	△ 4,265人
年/区分	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
社人研準拠	△ 7,076人	△ 7,410人	△ 7,934人	△ 8,304人	△ 8,261人
シミュレーション③	△ 4,201人	△ 4,188人	△ 4,294人	△ 4,170人	△ 3,880人

出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

エ 将来人口推計のシミュレーションのまとめ

- ・以上のシミュレーション結果をまとめると次のようになります。

【シミュレーション①】

「社人研の将来人口推計」＋「合計特殊出生率が令和 17（2035）年までに人口置換水準（≒2.1）まで上昇」した場合

- ・年少人口を中心に 35,000 人余りの増加効果があります。総人口は、将来的に緩やかな減少が継続するものの、13 万人程度で安定して推移する見込みです。
- ・年齢（3 区分）別の人口比率については、年少人口割合については令和 7（2025）年を、生産年齢人口割合については令和 27（2045）年をボトムに増加しています。老年人口割合については、令和 27（2045）年をピークに低下しています。

【シミュレーション②】

「社人研の将来人口推計」＋「社会移動（純移動）がゼロ（転入者数と転出者数が均衡）」となった場合

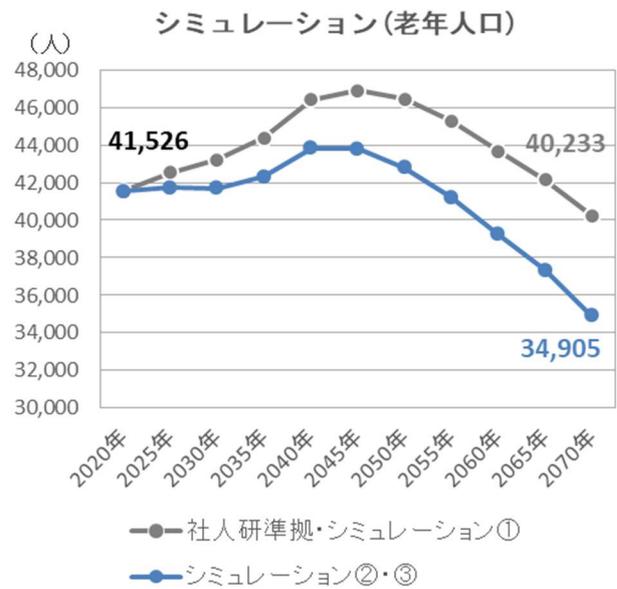
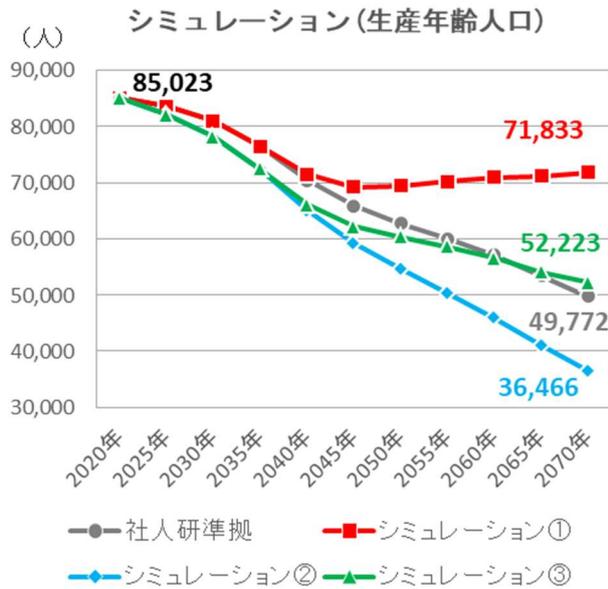
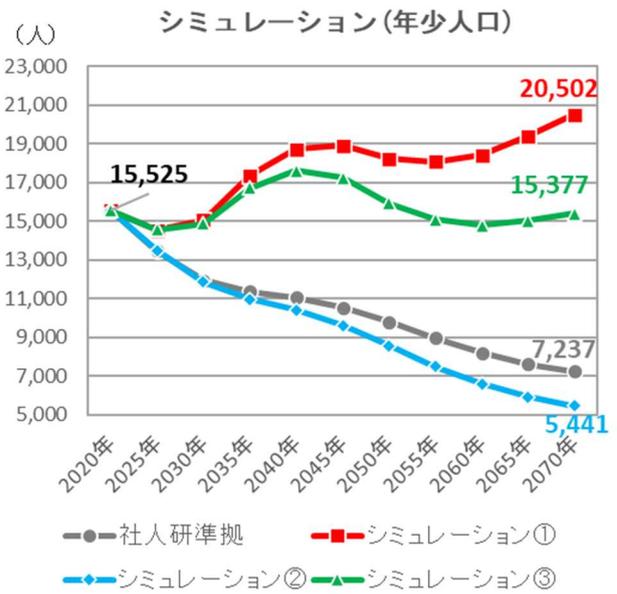
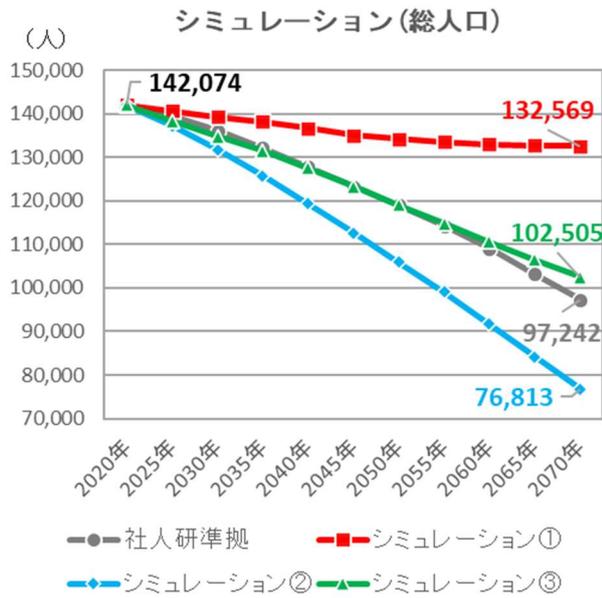
- ・65,000 人余りの減少の影響（減少率 45.9%）があり、今後、本市の社会増の規模が縮小した場合には、人口の増減を大きく左右する要因になり得えます。

【シミュレーション③】

「社人研の将来人口推計」＋「合計特殊出生率が令和 17（2035）年までに人口置換水準（≒2.1）まで上昇」＋「社会移動（純移動）がゼロ（転入者数と転出者数が均衡）」となった場合（上記①と②のミックス）

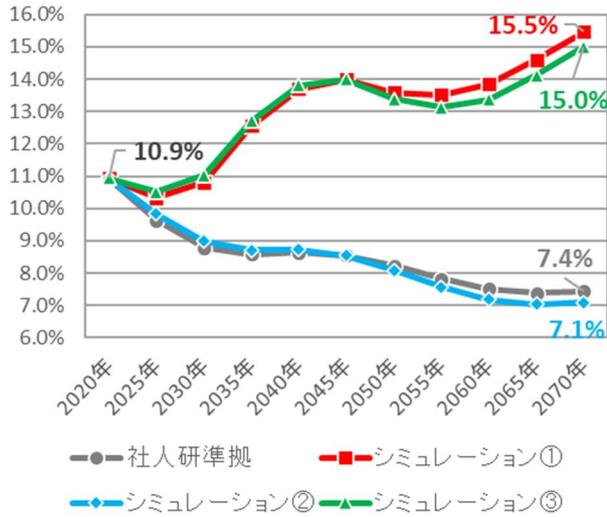
- ・年少人口を中心に 5,000 人余りの増加効果があります。ただし、自然減は将来的に継続・拡大する見込みです。
- ・年齢（3 区分）別の人口比率については、年少人口割合については令和 17（2035）年以降 12.7%から 15.0%を推移し、生産年齢人口割合については令和 17（2035）年をピークに 51%程度を推移しています。老年人口割合については、令和 32（2050）年をピークに低下しています。

【将来人口推計におけるシミュレーションのグラフまとめ】

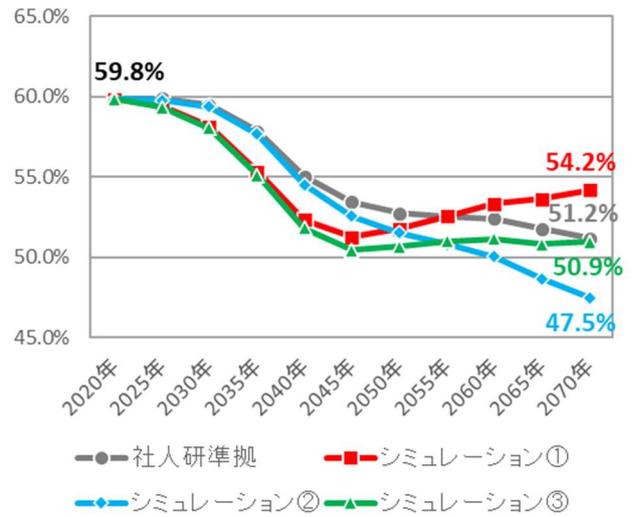


出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

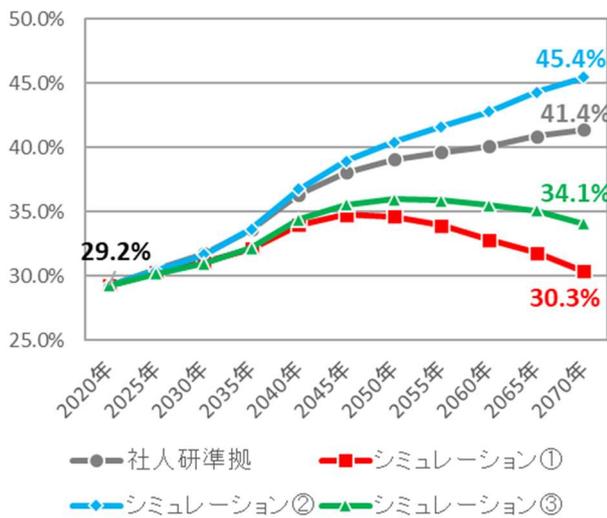
シミュレーション(年少人口割合)



シミュレーション(生産年齢人口割合)



シミュレーション(老年人口割合)



出典：国の人口推計シミュレーションシートを基に土浦市作成

オ 人口増減に対する自然増減・社会増減の影響度

(ア) 影響度評価基準

- ・(1)で整理した「社人研による将来人口推計結果」と「シミュレーション①」とを比較することで、将来人口に及ぼす「出生の影響度(自然増減の影響度)」の分析を行い、加えて、「シミュレーション①」と「シミュレーション③」を比較することで、将来人口に及ぼす「移動の影響度(社会増減の影響度)」を分析します。なお、比較分析する各シミュレーションの仮定条件の差異及び影響度評価の基準(国の考え方に準拠したもの)を以下に整理します。

■自然増減の影響度

推計時の仮定条件の差	合計特殊出生率が「現状水準」or「人口置換水準まで回復」
評価方法	①の令和32(2050)年総人口/社人研推計の令和32(2050)年総人口の算出結果に応じて、以下の5段階に整理 「1」=100%未満、「2」=100~105%、「3」=105~110%、「4」=110~115%、「5」=115%以上

■社会増減の影響度

推計時の仮定条件の差	社会移動が「継続」or「社会移動なし(純移動ゼロ)」
評価方法	③の令和32(2050)年総人口/①の令和32(2050)年総人口の算出結果に応じて、以下の5段階に整理 「1」=100%未満、「2」=100~110%、「3」=110~120%、「4」=120~130%、「5」=130%以上

(イ) 評価結果まとめ

- ・前述の評価方法に基づけば、本市は、自然増減の影響度が「4」、社会増減の影響度が「1」となり、現状の人口構造や将来人口推計結果を踏まえれば、特に出生率増加に向けた施策に取り組むことが人口減少の度合いを抑える上でより効果的と考えられます。

分類	計算内容等	影響度評価
自然増減の影響度	①の令和32(2050)年総人口=134,145人 社人研推計の令和32(2050)年総人口=118,991人 ⇒(134,145人/118,991人)×100≒112.7%	4
社会増減の影響度	③の令和32(2050)年総人口=119,037人 ①の令和32(2050)年総人口=134,145人 ⇒(119,037人/134,145人)×100≒88.7%	1

[参考] 茨城県内各市町村の影響度評価

区分		自然増減の影響度(2050年)					
		1	2	3	4	5	総計
社会増減の影響度 2050年	1	0 (0.0%)	1 (2.3%)	9 (20.5%)	8 (18.2%)	0 (0.0%)	18 (40.9%)
		—	つくばみらい市	水戸市 結城市 牛久市 ひたちなか市 鹿嶋市 守谷市 那珂市 神栖市 東海村	土浦市 古河市 龍ヶ崎市 常総市 取手市 つくば市 銚田市 阿見町	—	
	2	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (13.6%)	3 (6.8%)	1 (2.3%)	10 (22.7%)
		—	—	石岡市 下妻市 笠間市 小美玉市 茨城町 境町	筑西市 坂東市 かすみがうら市	利根町	
	3	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (6.8%)	3 (6.8%)	0 (0.0%)	6 (13.6%)
		—	—	潮来市 常陸大宮市 八千代町	日立市 大洗町 五霞市	—	
	4	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (18.2%)	1 (2.3%)	0 (0.0%)	9 (20.5%)
		—	—	常陸太田市 高萩市 北茨城市 稲敷市 行方市 城里町 美浦町 河内町	桜川市	—	
	5	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.3%)
		—	—	大子町	—	—	
総計	0 (0.0%)	1 (2.3%)	27 (61.4%)	15 (34.1%)	1 (2.3%)	44 (100%)	

出典：国の人口推計シミュレーションシート及び内閣官房まち・ひと・しごと創生本部提供資料を基に土浦市作成

(3) 人口変化が地域に与える影響

ア 概要

- ・将来人口の減少、少子高齢化の一層の進行によって、地域住民の生活や地域経済、行政運営上にもたらされる影響について整理すると、以下のような事象の発生が予想されます。

■地域住民の生活への影響

【人口減少】

- ・現在人口や世帯数は増加しているものの、高齢化や自然減の状況は続いており、将来の空き家の増加が懸念されます。市街化調整区域における既存住宅の空き家化、昭和時代に開発された団地内での空き家発生、老朽アパートの入居率低下などの問題が顕在化すると予想されます。また、空き家・空き地の発生・増加により、住環境や防犯面への悪影響も懸念されます。
- ・人口減少により、各種産業・サービスにおいて、需要減少（市場縮小）が見込まれます。これに伴い、地域内の商業・サービス施設の減少、公共交通機関の便数減少などが発生することで、地域住民の生活利便性が低下する懸念があります。

【少子高齢化】

- ・高齢化の進行によって、医療機関・介護施設などの高齢者需要の高いサービスにおいて需要の増加が見込まれる一方で、地域内での個人開業医の高齢化による医療施設の廃業、後期高齢者増加に伴う介護施設の不足といった、需要と供給のミスマッチの発生等が懸念されます。
- ・高齢者の増加（交通弱者増）により、地域内での移動手段の確保など新たな生活必需系サービスの必要性が高まると予想されます。
- ・少子高齢化の進行により、地域コミュニティや地域イベントの担い手不足や文化の継承・継続が困難になることなどが懸念されます。

■地域経済への影響

- ・人口減少により地域内の需要（市場規模）が縮小し、これに伴って、特に地域の住民に便益を提供することが主たる事業である第三次産業（サービス産業）を中心に、経済規模・活力の低下が懸念されます。結果として、商業施設等が減少する一方で、空き店舗の増加が懸念されます。
- ・主たる働き手である生産年齢人口が減少することで、既存事業所における従業員・労働力の確保、さらには新たな企業の進出が難しくなる懸念があります。
- ・農業の後継者・担い手不足から遊休農地が増加し、農地の荒廃が進行する懸念があります。

■行政運営への影響

- ・人口減少と経済活動の縮小等により、税収の減少が懸念されます。一方で、都市基盤・インフラの維持・更新、高齢化の進行による社会保障費の増大といった歳出増加とあいまって、財政運営の影響が懸念されます。
- ・公共施設の複合化や集約化と廃校・廃施設の利活用等に関する問題が顕在化することが予想されます。
- ・地域コミュニティの縮小・活力低下や多様化する市民ニーズへの対応により、社会的コストの行政負担が増大する懸念があります。

イ 第3期人口ビジョン策定における分析結果

第3期人口ビジョンの策定に当たって、これまで分析した結果をまとめると、次のとおりとなります。

【総人口・世帯数】

- ・総人口は、平成2（1990）年以降の低成長期を経て減少に転じていましたが、令和2年（2020）年国勢調査の結果、前回（平成27（2015）年）に比べ、1,270人の増加に転じており、現在14万人程度で推移しています。
- ・人口増減率でみた場合、全国は平成27（2015）年からマイナスに転じています。
→本市は令和2（2020）年からプラスに転じています。
直近の人口増減率は、全国 Δ 0.7%、茨城県 Δ 1.7%に対して本市は0.9%です。
- ・世帯数は、増加幅は縮小傾向にありましたが、直近では人口増加に転じたことに伴い、増加幅が大きくなっています。
→世帯規模については、直近では、1人世帯・2人世帯が約7割を占めている一方、4人以上の世帯は約2割まで縮小しています。3人世帯についても、構成割合においては、平成12（2000）年をピークに縮小を始めており、縮小は著しく進行しています。

【年齢階層別人口の推移】

- ・本市では、平成12（2000）年に年少人口を老年人口が逆転しています。
- ・生産年齢人口は平成12（2000）年をピークに減少傾向になっています。
→直近では増加に転じています。
- ・総合的な観点としては、第1次ベビーブーム世代の老年人口への移行により老年人口の増加に拍車がかかる一方で、第2次ベビーブーム世代の生産年齢人口への移行及び第3次ベビーブームが到来しなかったことにより、年少人口が大きく減少しています。
→人口ピラミッドはつりがね型（昭和60（1985）年）からつぼ型（令和5（2023）年）になっています。
- ・男性と女性数の比較では、これまでと同様、高齢になるほど女性の比率が高くなっています。

【自然動態（出生・死亡）の推移】

- ・出生数の低下及び死亡者数の増加により、自然減の状態は継続傾向になっています。
- ・合計特殊出生率については、茨城県平均を下回るものの、全国平均とはほぼ同様でしたが、その後は全国平均を下回る水準で推移しています。
→直近では全国、茨城県ともに低下傾向に転じています。
- ・本市の婚姻件数は年々減少傾向にあり、婚姻率については、一貫して県より高い値を示しているものの、年々減少傾向にあります。
- ・平均初婚年齢及び未婚率については、上昇傾向にあることから、晩婚化・非婚化は更に進行しています。

【社会動態（転入・転出）の推移】

- ・転入数・転出数ともに増加傾向にあり、純移動数は、令和2（2020）年以降はプラス（転入の超過）に転じており、直近では+1,274人となっています。
- ・地域間移動の状況については、以下のとおりです。
茨城県内の人口移動の状況としては、合計数では、平成23（2011）年以降一貫して転入超過となっています。
地域ごとにみると、直近では、阿見町をはじめとした4市町を除いた地域との間で、転入超過となっています。
茨城県外の人口移動の状況としては、平成23（2011）年以降は、一貫して転出超過の状況にありましたが、平成28（2016）年以降改善してきており、直近では、転入超過に転じています。転入超過に転じた主な要因としては、東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）への転出超過が縮小し、令和3（2021）年から転入超過に転じたことが挙げられます。また、国外との間では、平成23（2011）年及び令和3（2021）年を除き、転入超過が進んでおり、本市にも国際化の波が押し寄せつつあります。
- ・県内の年齢（5歳階級）別の社会移動の状況については、以下のとおりです。
直近では、10歳代後半から20歳代後半までの年齢階層において転入超過が顕著です。
→本市に所在する大学その他の教育機関等への進学や市内企業への就職を機に、本市に住む方が多いことなどの理由が想定されます。
一方、0～4歳、30歳代前半においては、転出者数が多くなっています。
→出産を機に、近隣市町村にマイホームなどを購入し、世帯単位で転出する人が多いなどの理由が想定されます。
- ・県外の年齢（5歳階級）別の社会移動の状況は、以下のとおりです。
10歳代後半から20歳代の年齢階層において、東京圏への転出者数が多く、特に女性において大幅な転出超過となっています。
→大学その他の教育機関等への進学や企業への就職を機に東京圏に転出することが多いなどの理由が想定されます。
- ・一方、上記以外の年齢階層においては、転入超過となっています。
- ・外国人人口の推移は、以下のとおりです。
本市における外国人人口は、令和6年（2024）年3月末において5,730人となっており、本市の総人口の4.1%を占めています。
→特に近年増加が顕著であり、減少を続けると見込まれる労働力の確保の観点からも、人口ビジョンにおいて注視すべき事柄です。
- ・昼夜間人口については、昼夜間人口比率が一貫して100%超となっています。直近の昼夜間人口比率については、本市は109.1%と高い比率を示していることから、本市が周辺地域との関係において、拠点性を担っていることを示しています。
- ・通勤・通学圏については、つくば市との高い一体性が確認されます。また、東京都への通勤・通学者が多いことから、本市が東京の通勤・通学圏内にあり、高い利便性があることがうかがえます。
- ・総人口の推移への自然動態・社会動態の影響について、直近では、自然減の減少幅は広がっているものの、自然減を上回る社会増の拡大により総人口が増加に転じていることから、今後の動向を注視する必要があります。

【産業別就業者数の推移】

- ・就業人口は、平成7（1995）年をピークに緩やかに減少しており、直近では64,518人となっています。
- ・産業（3区分）別の就業人口割合では、第1次産業の割合の低下が顕著であり、本市は、第3次産業に集中していることがうかがえます。
- ・男女別でみた場合、男性の就業者数は平成7（1995）年以降減少しているのに対して、女性の就業者数は平成7（1995）年度以降横ばいです。
→男女比率としては、女性の割合が増加しており、女性の社会進出が進んできたことがうかがえます。
- ・産業（3区分）別の男女の就業者割合をみた場合、第2次産業は女性の割合が一貫して少なく、女性の第1次産業離れ及び第3次産業への集中が顕著です。
- ・産業別就業者の構成割合をみると、製造業や卸売・小売業への就業者が多数を占めており、男女別では、製造業や卸売・小売業において男性が多く、医療・福祉や卸売・小売業において女性が多いことがうかがえます。
- ・産業別雇用形態別の就業者構成割合をみた場合、男性の8割が正規雇用者であるのに対して、女性の正規雇用者は4割です。
→女性の雇用環境の充実が課題です。
男性：直近の正規雇用者の割合は、若干減少傾向です。業種ごとにみた場合、正規雇用者が大半ですが、就業者数の多い製造業では派遣社員の割合が高くなっています。
女性：直近の正規雇用者の割合は若干増加傾向です。業種ごとにみた場合、就業者数の多い医療及び福祉、卸売業及び小売業、製造業や宿泊業及び飲食サービス業などの業種において、パートタイマー等の非正規者の割合が高くなっており、宿泊業及び飲食サービス業では、9割近くを占めています。

【地区別の人口動向分析】

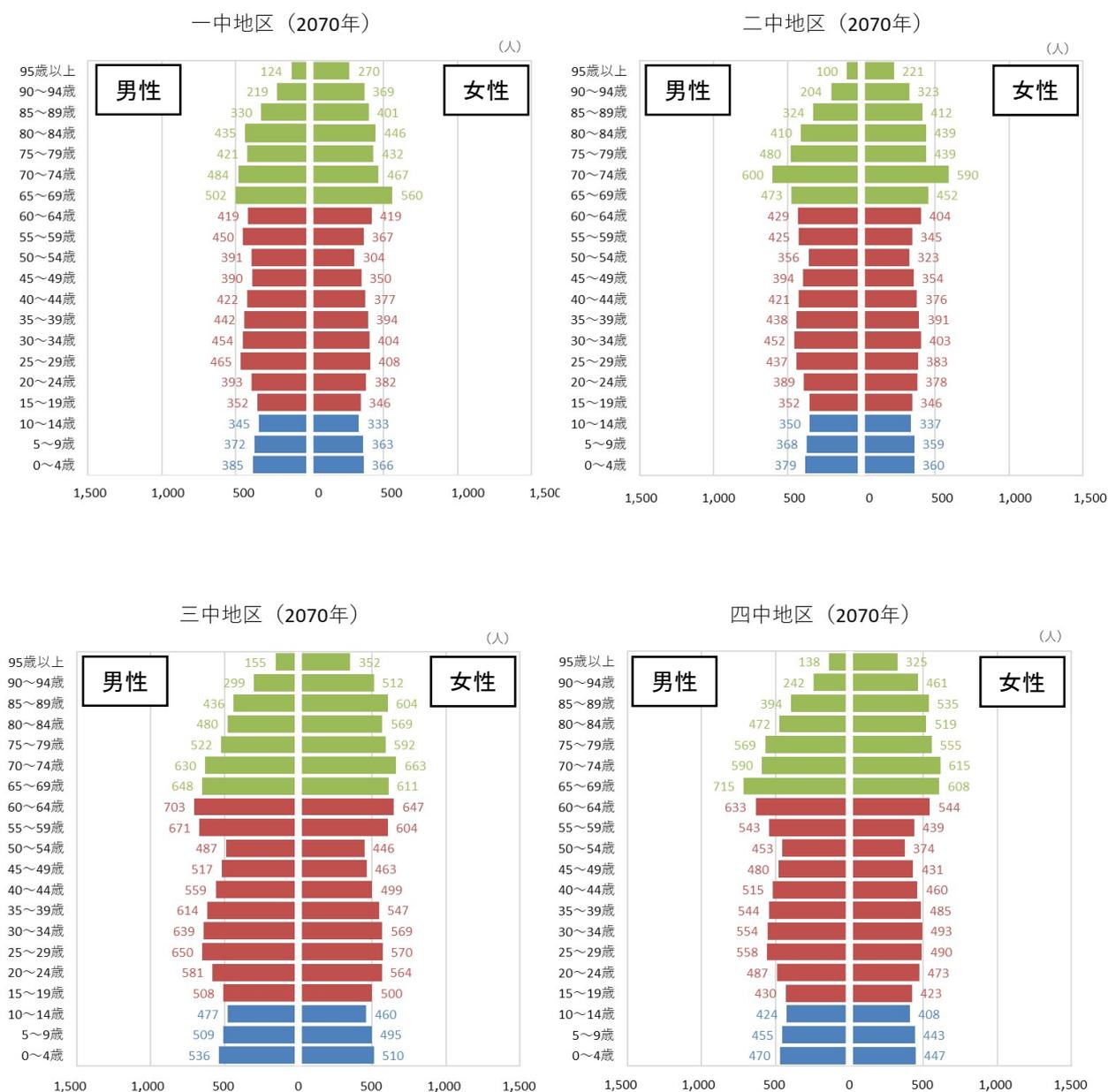
- ・三中地区（荒川沖駅西側）及び五中地区（おおつ野開発）で人口増加が継続しています。
- ・一中地区、二中地区、四中地区及び都和中地区は人口増加に転じています。
- ・市北部に位置する新治地区や市南東部に位置する六中地区では、人口が大幅に減少しています。

【将来人口推計】

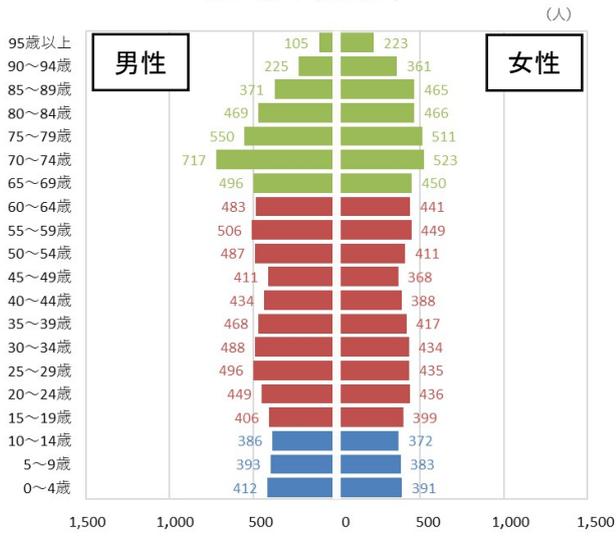
- ・総数としては、社人研の将来人口推計の移動に関する仮定において、転出超過が改善し、転入超過の推計となることから、人口減少のペースは減速する推計となっています。
- ・年齢別にみると、年少人口及び生産年齢人口については、現状からはおよそ半減すると推計され、一方老年人口については、今後も緩やかに増加を続けますが、令和27（2045）年をピークに減少を始め、令和52（2070）年には40,233人となると推計しています。
→地域の活力を支える生産年齢人口と老年人口との差は、縮小しています。
- ・第2期人口ビジョンと比較すると、令和52（2070）年において、総人口は大幅に増となりますが、年少人口が減となる推計です。
- ・年齢（3区分）別の人口比率をみた場合、年少人口及び生産年齢人口は減少を続け、一方で、老年人口は増加を続け令和52（2070）年には、10人に4人が高齢者となる推計です。
- ・人口の減少段階は現在第一段階（老年人口増加、年少・生産年齢人口減少）にあり、令和27（2045）年から第二段階（老年人口維持・微減、年少・生産年齢人口減少）に移行します。
→第2期人口ビジョンと比べ、第二段階に移行する時期が遅くなっています。
- ・将来人口のシミュレーションをした結果、自然増減の影響度が4、社会増減の影響度は1になります。
→現状の人口構造や将来人口推計結果を踏まえれば、特に出生率増加に向けた施策に取り組むことが、人口減少の度合いを抑える上でより効果的です。

(参考) 地区別の将来人口

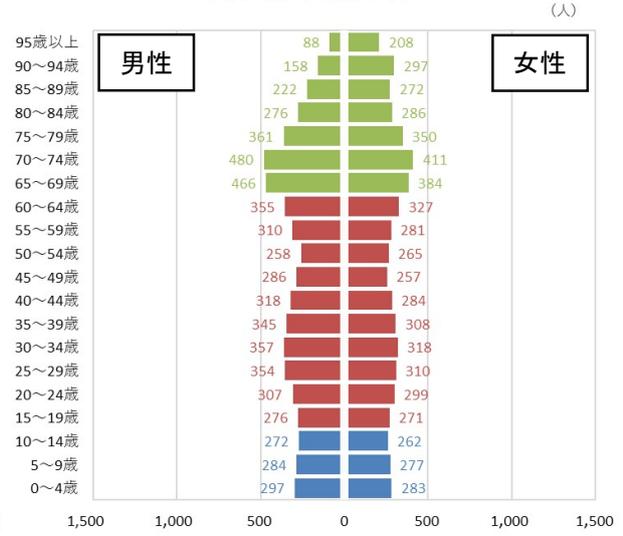
- ・ 地区別の令和 52（2070）年の将来人口ピラミッドは以下のとおりとなります。



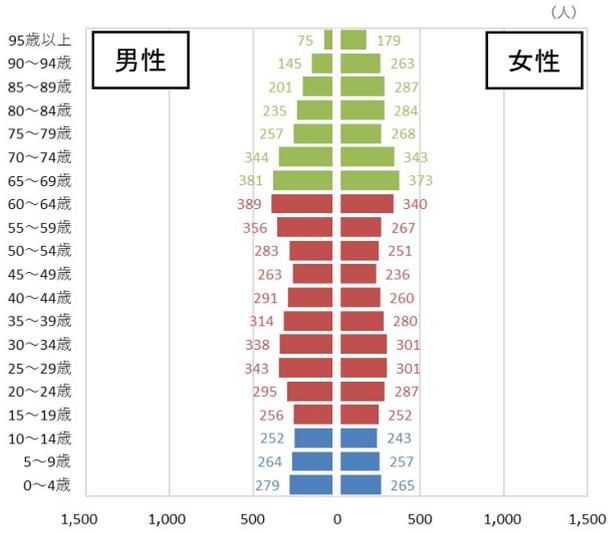
五中地区 (2070年)



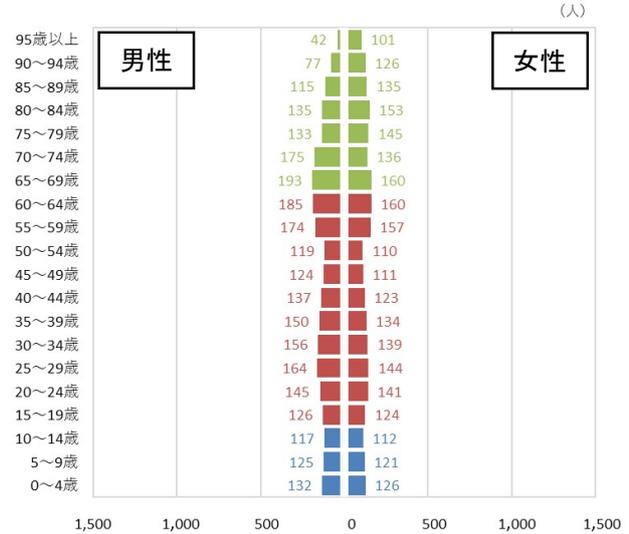
六中地区 (2070年)



都和中地区 (2070年)



新治地区 (2070年)



4 人口の将来展望

これまでに整理してきた本市の人口動態の現状等を踏まえつつ、市民意向や人口面以外の本市の特性を勘案しながら、長期的な視点に立った本市の人口の将来展望を整理します。

(1) 将来展望検討のための基礎データ等

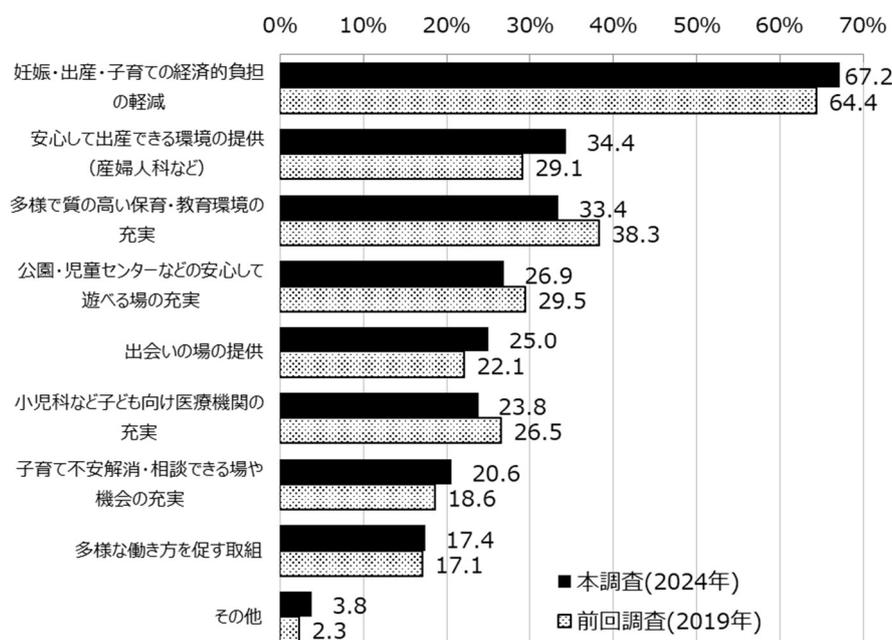
「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定に当たり、市民ニーズ等を確認するため、①市内の高校・大学の在校生に対するアンケート調査、②本市からの転出者に対するアンケート調査、③本市への転入者に対するアンケート調査、④本市在住の子育て世帯へのアンケート調査を実施しました。

① 高校生・大学生アンケート

■調査対象	：市内高校2年生、つくば国際大学4年生及びアール医療福祉専門職大学3年生
■実施時期	：令和6（2024）年6月
■配布・回収数	：〔配布〕2,932人 〔回収〕2,514件（回収率85.7%）

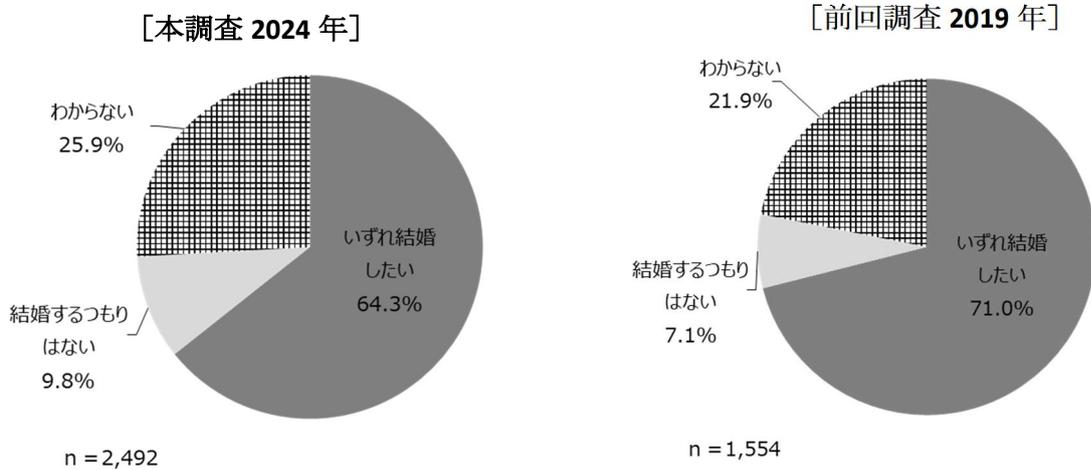
a) 子どもを増やすための取組について

- ・子どもを増やすために重視すべき取組は、「妊娠・出産・子育ての経済的負担の軽減」（67.2%）が最も多く、次いで「安心して出産できる環境の提供（産婦人科など）」（34.4%）、「多様で質の高い保育・教育環境の充実」（33.4%）の順となっています。
- ・前回調査（2019年）に比べ、「小児科など子ども向け医療機関の充実」が2.7%減少し、「安心して出産できる環境の提供（産婦人科など）」が5.3%増加しています。



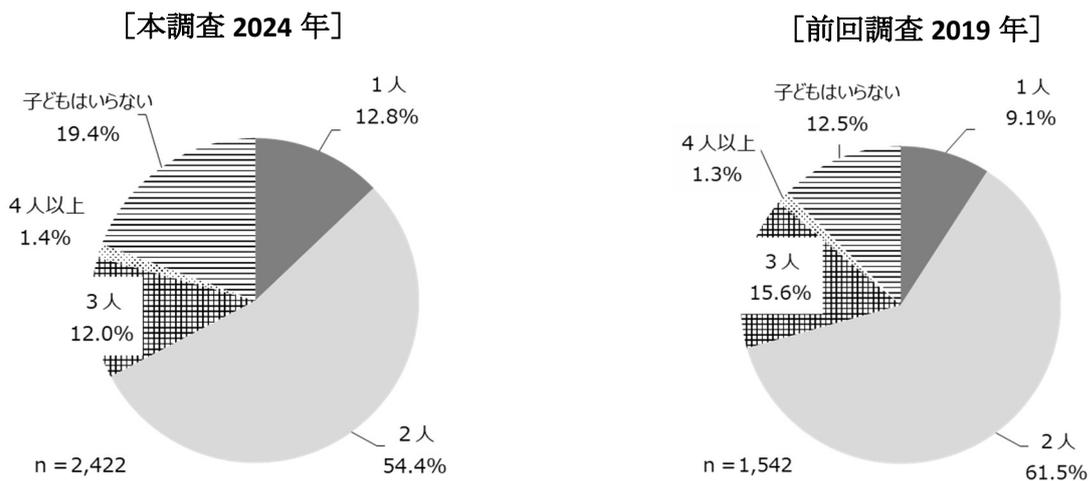
b) 結婚観について

- ・結婚に対する考えは「いずれ結婚したい」（64.3%）が最も多く、次いで「わからない」（25.9%）、「結婚するつもりはない」（9.8%）の順となっています。
- ・前回調査（2019年）に比べ、「いずれ結婚したい」が6.7%減少し、「わからない」が4.0%増加しています。



c) 将来の子どもの希望人数について

- ・欲しい子どもの人数は、「2人」（54.4%）が最も多く、次いで「子どもはいらない」（19.4%）、「1人」（12.8%）の順となっています。
- ・前回調査（2019年）に比べ、「2人」が7.1%減少し、「子どもはいらない」が6.9%増加しています。

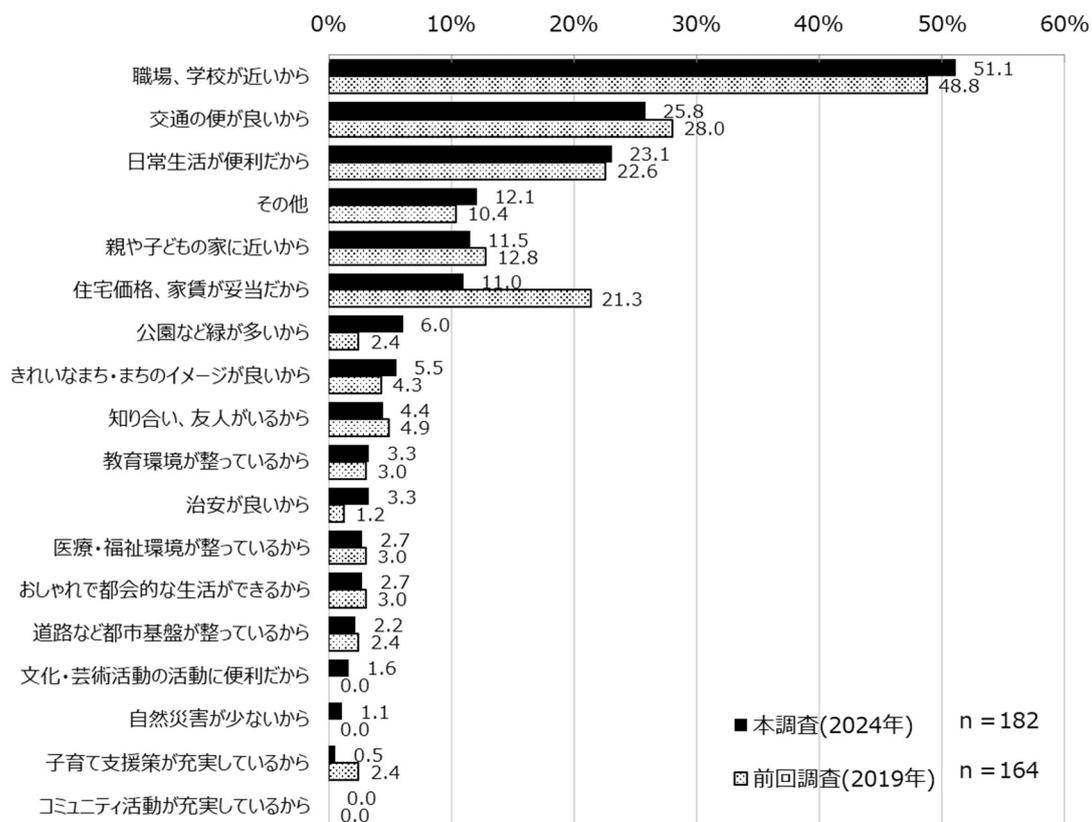


② 転出者アンケート

- 調査対象：令和5（2023）年1月から12月の1年間に本市から転出された18歳以上50歳未満の方
- 実施時期：令和6（2024）年6月
- 配布・回収数：〔配布〕1,404人（郵送戻り96人）
〔回収〕285件（回収率20.3%）

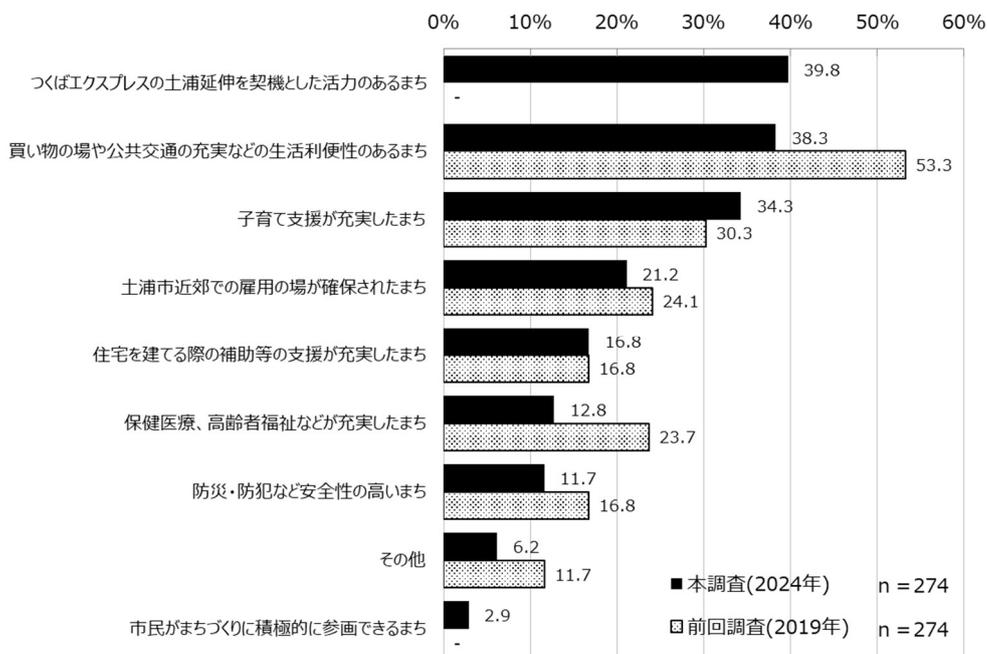
a) 他市区町村に住んだ理由について

- ・住まいの決定理由は、「職場、学校が近いから」（51.1%）が最も多く、次いで「交通の便が良いから」（25.8%）、「日常生活が便利だから」（23.1%）の順となっています。
- ・前回調査（2019年）に比べ、「住宅価格、家賃が妥当だから」が10.3%減少し、「公園など緑が多いから」が3.6%増加しています。



b) 帰郷意向及び土浦市への人口流入に関する考え方について

- ・住みたいと思えるまちについては、「つくばエクスプレスの土浦延伸を契機とした活力のあるまち」（39.8%）が最も多く、次いで「買い物の場や公共交通の充実などの生活利便性のあるまち」（38.3%）、「子育て支援が充実したまち」（34.3%）となっています。
- ・前回調査（2019年）に比べ、「買い物の場や公共交通の充実などの生活利便性のあるまち」が15.0%減少し、「子育て支援が充実したまち」が4.0%増加しています。

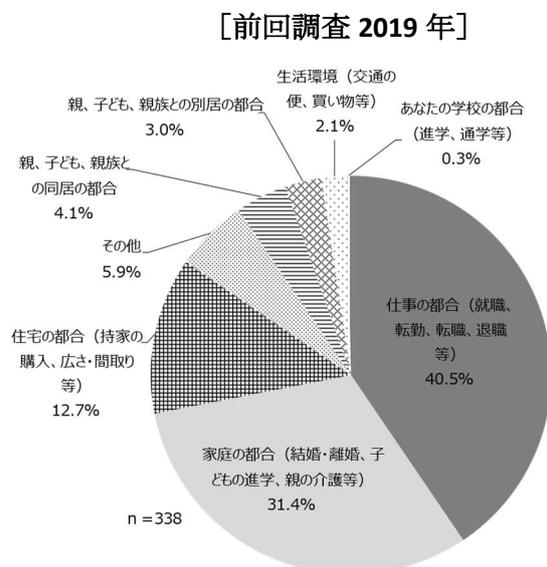
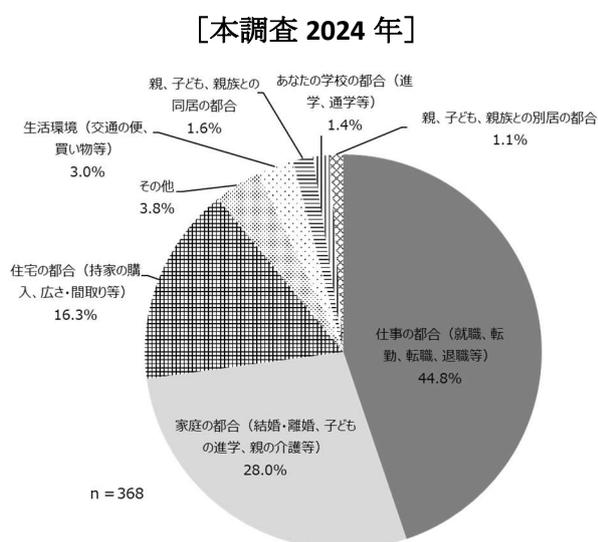


③ 転入者アンケート

a) 土浦市への転入理由について

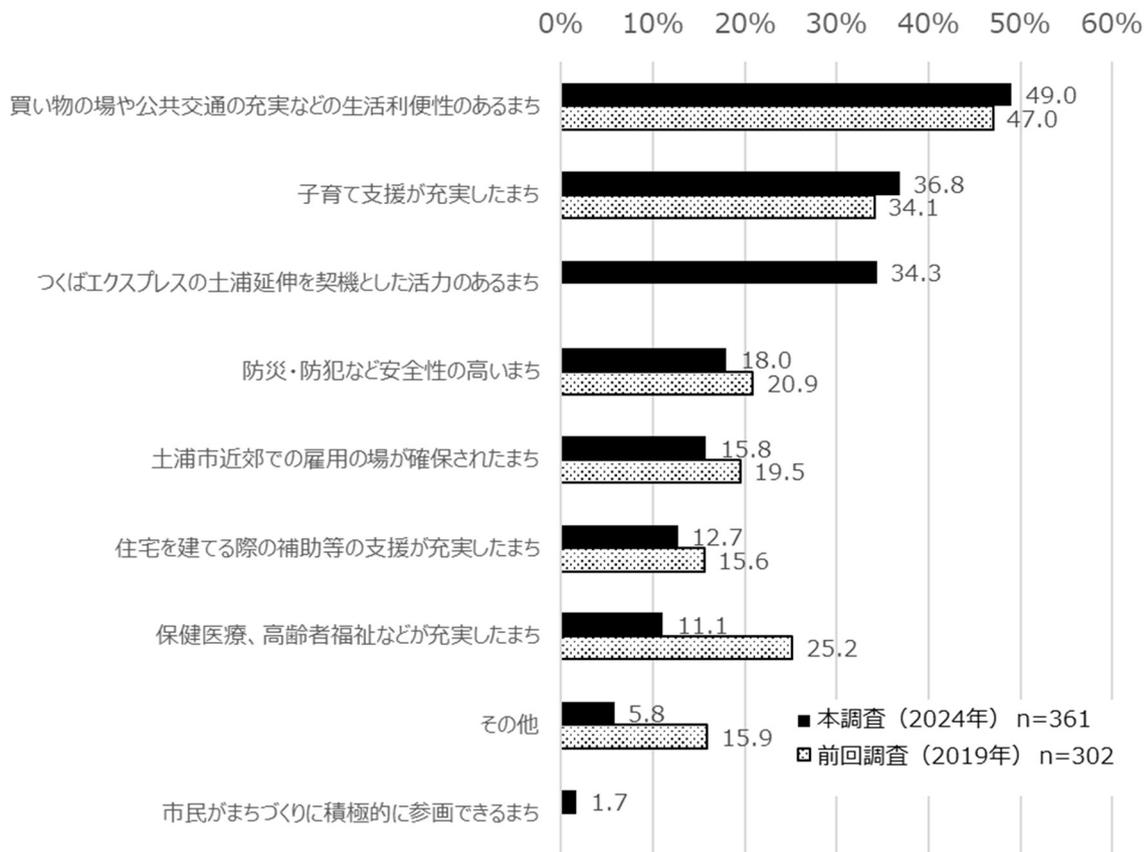
■ 調査対象 : 令和5(2023)年1月から12月の1年間に本市に転入された18歳以上50歳未満の方
 ■ 実施時期 : 令和6(2024)年6月
 ■ 配布・回収数 : [配布] 1,483人(郵送戻り17人)
 [回収] 369件(回収率24.9%)

- ・ 転入理由は、「仕事の都合(就職、転勤、転職、退職等)」(44.8%)が最も多く、次いで「家庭の都合(結婚・離婚、子どもの進学、親の介護等)」(28.0%)、「住宅の都合(持家の購入、広さ・間取り等)」(16.3%)の順となっています。
- ・ 前回調査(2019年)に比べ、「家庭の都合(結婚・離婚、子どもの進学、親の介護等)」が3.4%減少し、「仕事の都合(就職、転勤、転職、退職等)」が4.3%増加しています。



b) 居住継続意向及び土浦市への人口流入に関する考え方について

- ・ 住み続けたいと思うまちについては、「買い物の場や公共交通の充実などの生活利便性のあるまち」(49.0%)が最も多く、次いで「子育て支援が充実したまち」(36.8%)、「つくばエクスプレスの土浦延伸を契機とした活力のあるまち」(34.3%)となっています。
- ・ 前回調査(2019年)に比べ、「保険医療、高齢者福祉などが充実したまち」が14.1%減少し、「子育て支援が充実したまち」が2.7%増加しています。



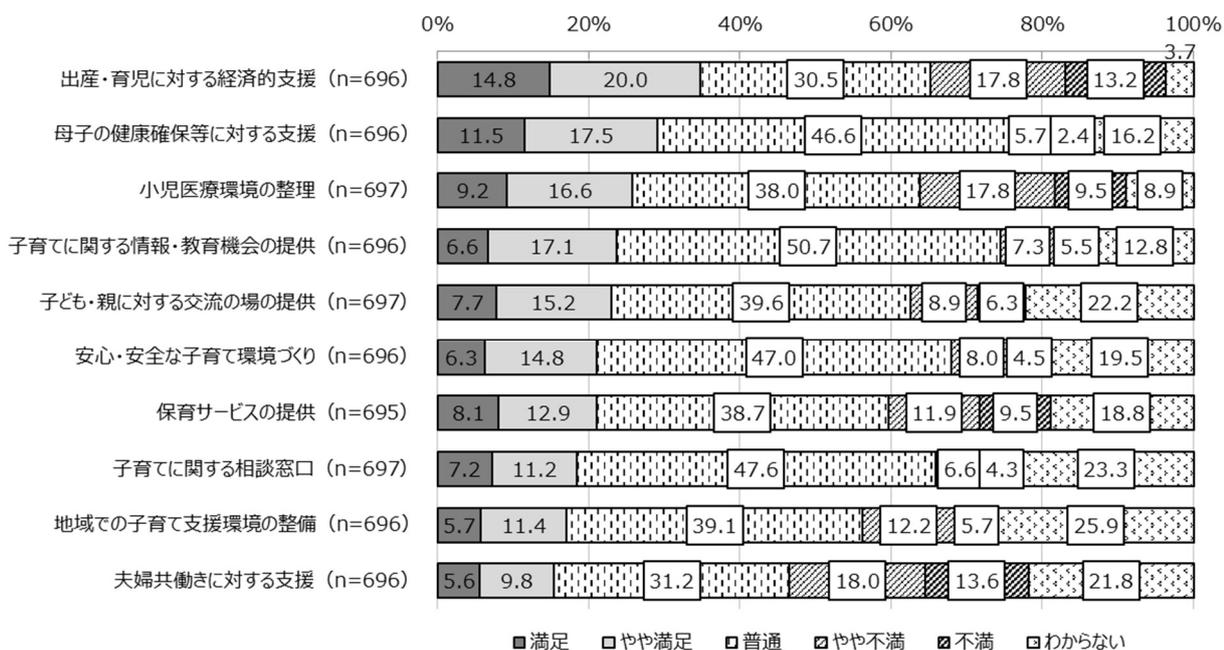
④ 子育て世帯アンケート

- 調査対象 : 18歳未満の子どもがいる世帯の父親又は母親
- 実施時期 : 令和6(2024)年6月
- 配布・回収数 : [配布] 1,498人(郵送戻り2人)
[回収] 697件(回収率46.5%)

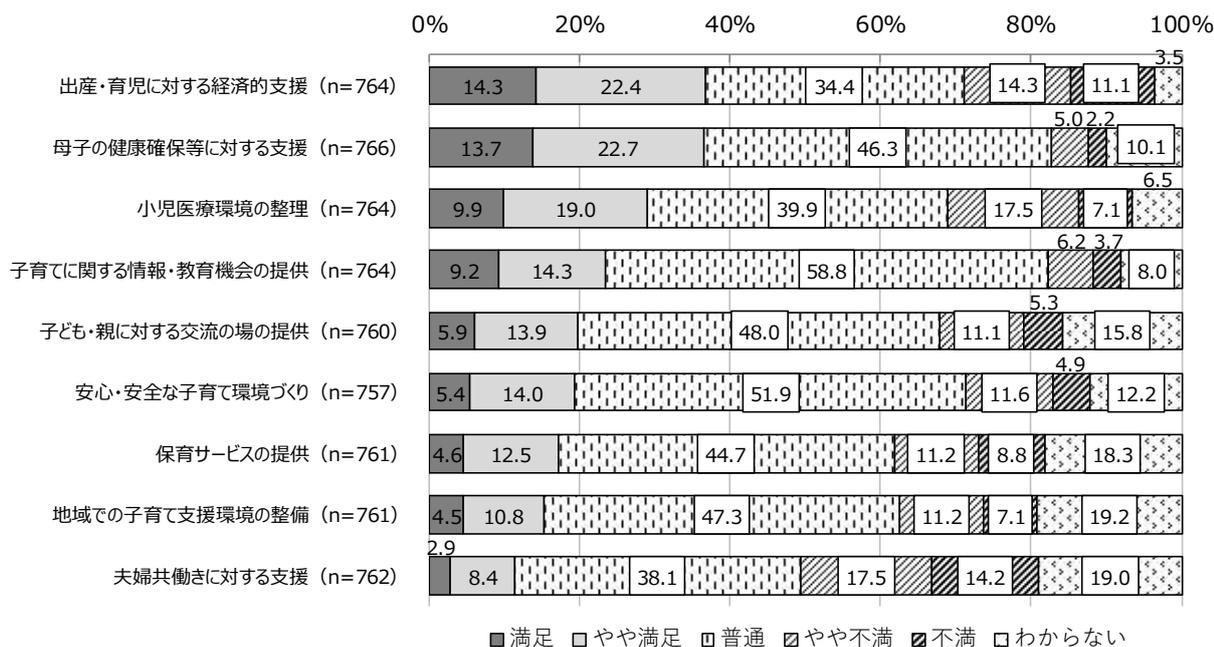
a) 子育て支援に関わる施策の満足度について(「満足」と「やや満足」の合計)

- ・ 施策の評価について、「出産・育児に対する経済的支援」(34.8%)が最も多く、次いで「母子の健康確保等に対する支援」(29.0%)、「小児医療環境の整理」(25.8%)となっています。
- ・ 前回調査(2019年)に比べ、「母子の健康確保等に対する支援」が7.4%減少し、「地域での子育て支援環境の整備」が1.8%増加しています。

[本調査 2024 年]



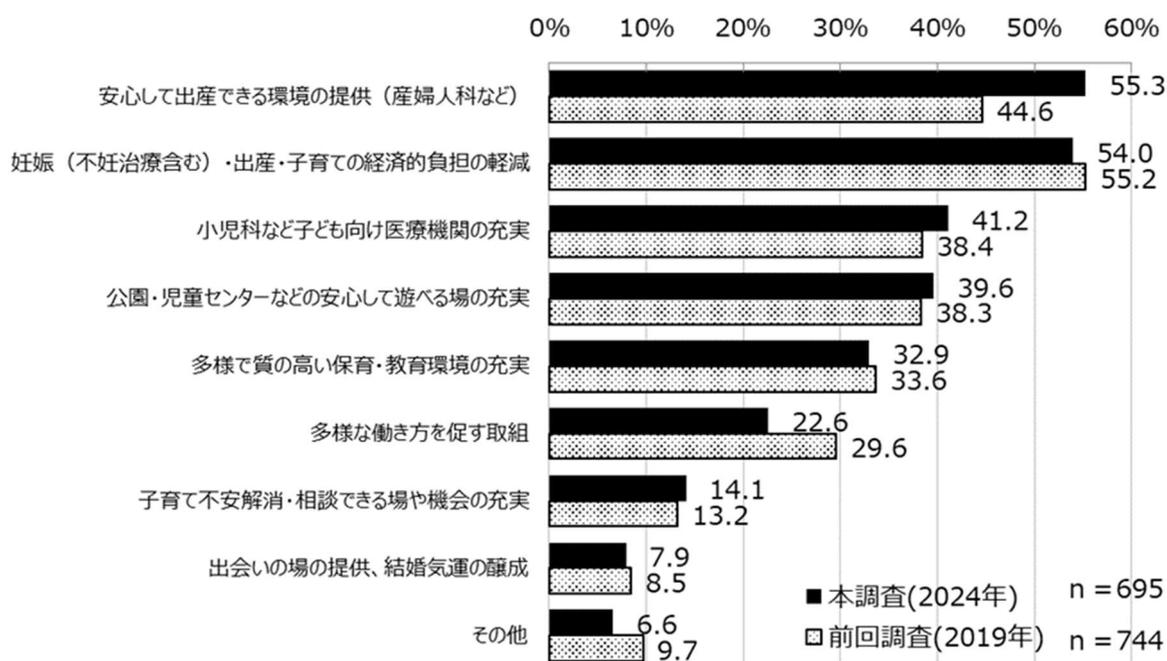
[前回調査 2019 年]



b) 出生数の増加や出産・子育て世帯の転入を促すための取組について

- 今後、土浦市が出生数（出生率）の増加や出産・子育て世帯の転入を促すために重視すべき取組は、「安心して出産できる環境の提供（産婦人科など）」（55.3%）が最も多く、次いで「妊娠（不妊治療含む）・出産・子育ての経済的負担の軽減」（54.0%）、「小児科など子ども向け医療機関の充実」（41.2%）の順となっています。

- ・前回調査（2019年）に比べ、「多様な働き方を促す取組」が7.0%減少し、「安心して出産できる環境の提供（産婦人科など）」が10.7%増加しています。



(2) 人口の将来展望

① 目指すべき将来の方向性（基本方針）

- ・本市の将来人口展望を考える上での人口面からみた現状・課題については、第2期人口ビジョンから転入超過となっているものの、将来的には人口減少が進行していくことに変化はないことから、本市が目指すべき将来の方向性（基本方針）については、基本的には第2期人口ビジョンの基本方針を維持しつつ、現状を踏まえて一部変更した基本方針とします。

■ 基本的な考え方

国の「長期ビジョン」及び「総合戦略」を踏まえつつ、本市を取り巻く環境や、直面する課題の克服につなげていくことを基本的な視点とし、本市が目指すべき将来の方向性（主たるターゲットと対応方針）を次のように定めます。

基本方針 1

結婚・出産・子育て世代をターゲットとした「出生率の向上」

基本方針 2

20歳代～30歳代を中心とする青年・壮年世代を主なターゲットとした「転入超過の維持」

基本方針 3

子育てや仕事が一段落を迎えた中高年世代を主なターゲットとした「転入の促進」

②人口の将来展望

- ・①で整理した基本方針に基づき本市の目標人口を定めるに当たり、令和5（2023）年社人研推計を基本推計としながら、下記のとおり目標値を設定します。

基本方針 1	結婚・出産・子育て世代をターゲットとした「出生率の向上」	条件対象	合計特殊出生率				
内 容	出生率の向上に向けて、個人の自由な意思を尊重しつつ、令和32（2050）年までに合計特殊出生率を人口置換水準（2.07）まで段階的に上昇させることを目指します。						
		2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年以降
	社人研	1.12	1.15	1.18	1.18	1.19	1.19
	国ビジョン	-	1.80	-	2.07	-	-
	第3期目標	1.29	1.44	1.60	1.76	1.91	2.07
	第2期目標	1.55	1.70	1.85	2.00	2.07	2.07

基本方針 2	20歳代～30歳代を中心とする青年・壮年世代を主なターゲットとした「転入超過の維持」	条件対象	純移動率				
内 容	近年、転入超過傾向にある20歳代から30歳代について、現状を維持するよう、純移動率がプラスの年代は、純移動率を今後も維持することを目指します。純移動率がマイナスの年代は、令和32（2050）年までに移動がゼロ（均衡）になることを目指します。						
	■男性の純移動率設定						
		2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年以降
	20～24歳→25～29歳						
	社人研	14.19	15.33	19.06	20.32	21.64	22.28
	第3期目標	14.19	14.19	14.19	14.19	14.19	14.19
	第2期目標	-	-	-	-	-	-
	25～29歳→30～34歳						
	社人研	0.57	△ 2.35	△ 1.66	△ 0.19	1.03	2.82
	第3期目標	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57
	第2期目標	△ 2.39	△ 1.10	0.18	1.47	2.75	2.75
	30～34歳→35～39歳						
	社人研	△ 0.89	△ 1.00	△ 2.34	△ 1.89	△ 1.16	△ 0.56
	第3期目標	△ 0.89	△ 0.71	△ 0.53	△ 0.35	△ 0.18	0.00
	第2期目標	△ 3.02	△ 2.42	△ 1.82	△ 1.22	△ 0.61	△ 0.61
	35～39歳→40～44歳						
	社人研	0.51	0.38	0.48	△ 0.30	△ 0.01	0.40
第3期目標	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	
第2期目標	△ 1.33	△ 1.10	△ 0.86	△ 0.62	△ 0.38	△ 0.38	

■女性の純移動率設定						
	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年以降
20～24歳→25～29歳						
社人研	2.98	1.74	5.05	5.84	6.98	7.46
第3期目標	2.98	2.98	2.98	2.98	2.98	2.98
第2期目標	-	-	-	-	-	-
25～29歳→30～34歳						
社人研	1.99	△ 0.39	△ 0.36	1.32	3.46	4.31
第3期目標	1.99	1.99	1.99	1.99	1.99	1.99
第2期目標	△ 1.51	△ 1.45	△ 1.39	△ 1.33	△ 1.26	△ 1.26
30～34歳→35～39歳						
社人研	△ 0.44	△ 0.64	△ 1.44	△ 1.35	△ 0.63	1.00
第3期目標	△ 0.44	△ 0.35	△ 0.26	△ 0.18	△ 0.09	0.00
第2期目標	△ 2.51	△ 1.80	△ 1.09	△ 0.38	0.33	0.33
35～39歳→40～44歳						
社人研	0.53	0.67	0.87	0.42	0.49	0.85
第3期目標	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53
第2期目標	△ 2.92	△ 2.36	△ 1.80	△ 1.24	△ 0.68	△ 0.68

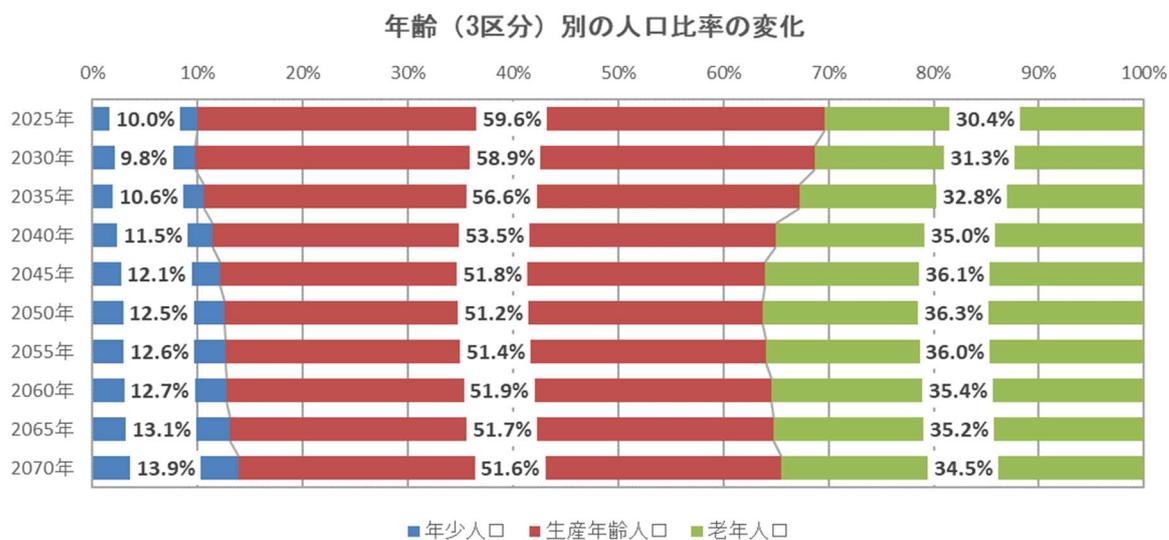
基本方針 3	子育てや仕事が一段落を迎えた中高年世代を主なターゲットとした「転入の促進」	条件対象	純移動率	
内 容	本市の強みである「住みやすさ」としての魅力を上向きさせることにより、転出者を抑制するとともに、UIJ ターン等移住・定住者の増加を促進することで、40歳代～60歳代について、純移動率がプラスの年代は、純移動率を今後も維持することを目指します。純移動率がマイナスの年代は、令和32（2050）年までに移動がゼロ（均衡）になることを目指します。			
	■男性の純移動率設定			

■女性の純移動率設定

	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年以降
40～44歳→45～49歳						
社人研	1.62	2.12	2.28	2.24	1.97	2.02
第3期目標	1.62	1.62	1.62	1.62	1.62	1.62
第2期目標	△ 0.27	0.07	0.42	0.77	1.11	1.11
45～49歳→50～54歳						
社人研	0.43	0.30	0.77	0.89	0.88	0.70
第3期目標	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43
第2期目標	△ 1.23	△ 1.01	△ 0.79	△ 0.56	△ 0.34	△ 0.34
50～54歳→55～59歳						
社人研	1.11	1.03	1.06	1.55	1.57	1.62
第3期目標	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11	1.11
第2期目標	△ 0.56	△ 0.41	△ 0.26	△ 0.11	0.04	0.04
55～59歳→60～64歳						
社人研	0.67	0.61	0.71	0.71	1.02	1.11
第3期目標	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67
第2期目標	△ 0.59	△ 0.42	△ 0.25	△ 0.08	0.09	0.09
60～64歳→65～69歳						
社人研	1.03	1.02	1.21	1.27	1.35	1.50
第3期目標	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03	1.03
第2期目標	△ 0.36	△ 0.13	0.11	0.35	0.59	0.59

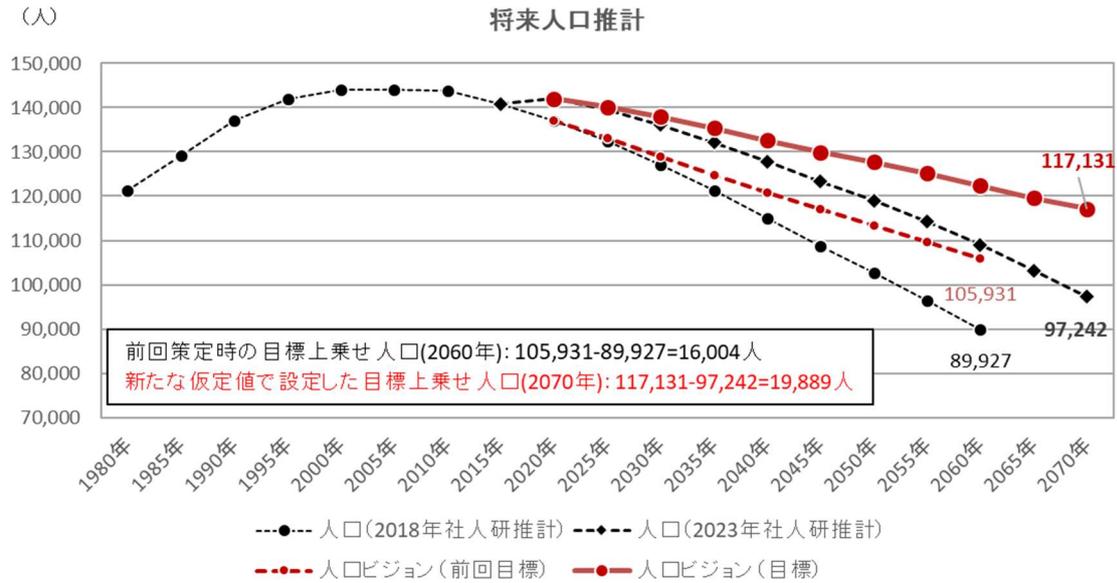
■前項の目標条件を踏まえた将来人口推計

【年齢別人口及び比率】

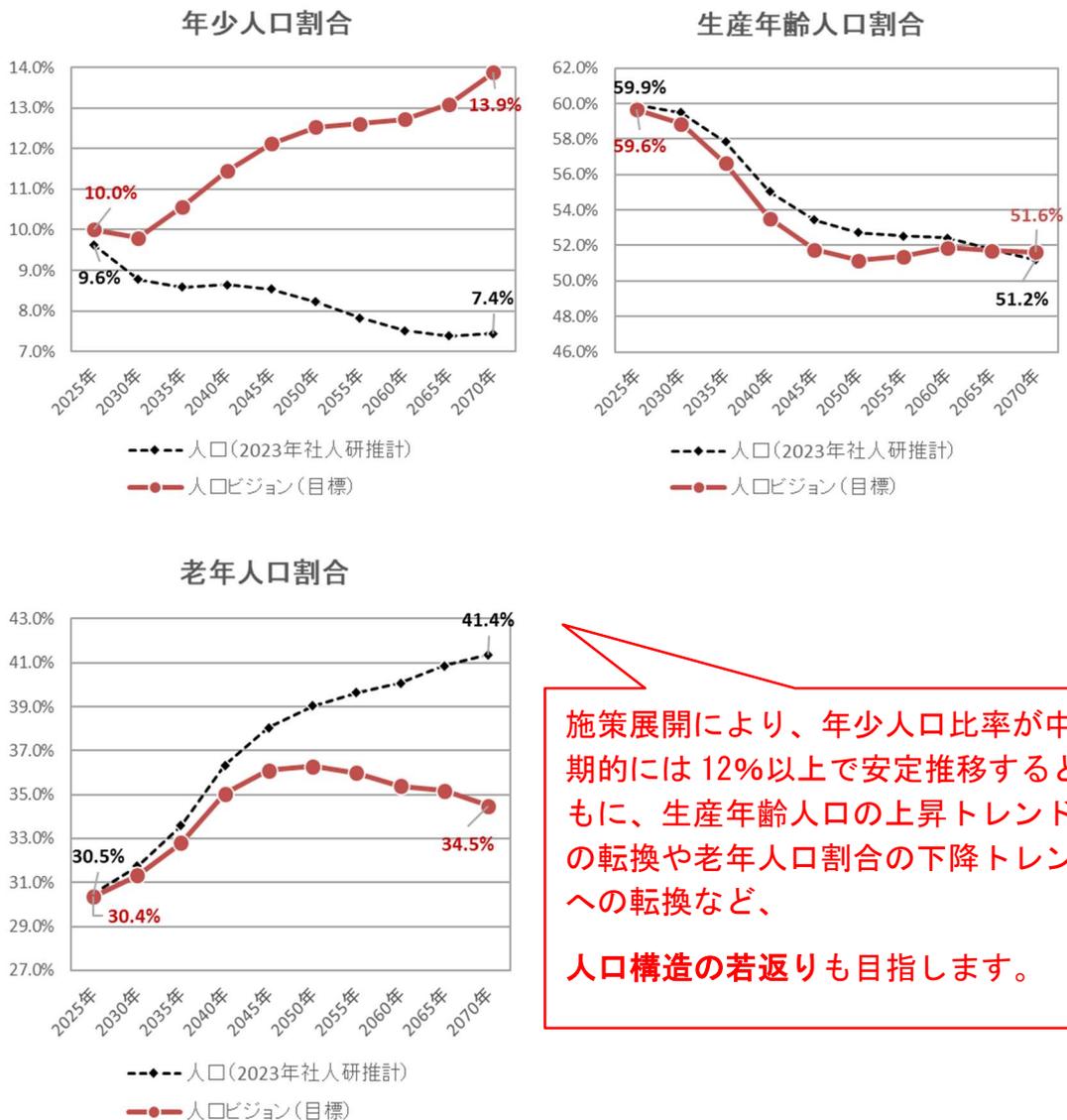


年/区分	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
総人口	140,163人	137,927人	135,381人	132,655人	129,977人	127,700人	125,182人	122,395人	119,612人	117,131人
年少人口	14,018人	13,525人	14,305人	15,194人	15,757人	16,003人	15,798人	15,575人	15,663人	16,255人
人口比率	10.0%	9.8%	10.6%	11.5%	12.1%	12.5%	12.6%	12.7%	13.1%	13.9%
生産年齢人口	83,599人	81,195人	76,684人	70,992人	67,293人	65,350人	64,326人	63,502人	61,869人	60,489人
人口比率	59.6%	58.9%	56.6%	53.5%	51.8%	51.2%	51.4%	51.9%	51.7%	51.6%
老年人口	42,545人	43,208人	44,393人	46,470人	46,927人	46,347人	45,058人	43,317人	42,080人	40,387人
人口比率	30.4%	31.3%	32.8%	35.0%	36.1%	36.3%	36.0%	35.4%	35.2%	34.5%

【総人口】

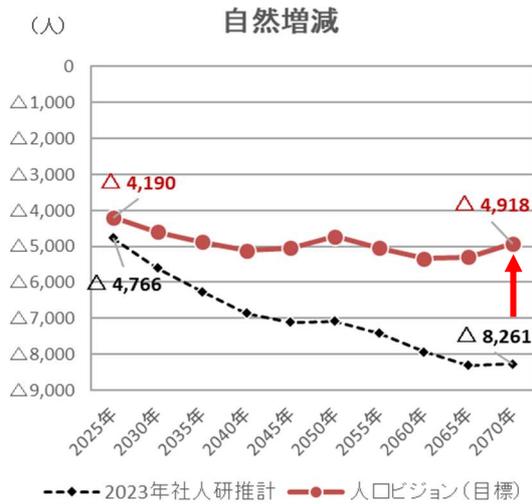


【年齢別人口割合】



施策展開により、年少人口比率が中長期的には12%以上で安定推移するとともに、生産年齢人口の上昇トレンドへの転換や老年人口割合の下降トレンドへの転換など、
人口構造の若返りも目指します。

【自然動態・社会動態】

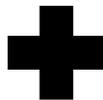


自然減は中期的に継続するものの、出生率回復効果から2023年社人研推計に比べて、6割程度の水準に抑制することを目指します。

施策展開による転入増加効果により、2,000人台での社会増減純増を維持・確保することを目指します。

・上記のような推計結果を踏まえ、本市の人口の将来展望を次のように整理します。

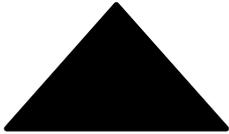
2070年の目標人口
117,500人



人口構造の若返り

施策展開に伴う人口上乗せ目標
約20,000人

子育て世代の出生率の向上
青年・壮年世代の転入超過の維持
中高年世代の転入の促進



出生率回復による
出生数(自然動態)減少の抑制
【基本方針1】

魅力あるまちづくりによる
社会増(転入超過)の維持・拡大
【基本方針2・3】

(参考) T Xの土浦延伸を見据えた人口の将来展望

- ・茨城県がT Xの県内への延伸について、令和5（2023）年6月に「延伸方面は土浦方面、J R常磐線と接続する駅は土浦駅」として、延伸構想の具体化に向けた検討を進めていくことを決定したことから、T Xの土浦延伸による開発を見据えた本市の将来人口を整理します。
- ・T Xの土浦延伸を見据えた将来人口の推計は、基本的には②人口の将来展望と同様の基本方針に基づき推計します。その推計に、各年の流入人口（開発により市外から転入する人口）を付加し、改めて将来人口を算出します。
- ・T X延伸開発による流入人口を加味した、将来人口推計の基礎や開発の前提条件、流入人口の設定手順の概要は、以下のとおりです。

■将来人口推計の基礎及び流入人口の設定条件【概要】

- 出生・移動に関する仮定
 - ・②人口の将来展望と同様の基本方針1～3に基づき設定
- 開発の前提条件
 - ・つくば駅と土浦駅間において市内に新駅（1駅）が設置されることを想定
 - ・T X延伸開発事例を踏まえ、新駅の開発規模・住宅用地規模を設定
 - ・住宅形態は、中高層住宅を含めた住宅地を想定
 - ・令和27（2045）年の新駅開業を想定し、開発事業着手年次（転入開始年次）を令和17（2035）年に設定
- 開発による流入人口の設定手順
 - ・T X沿線開発事例を踏まえ、住宅種類別の面積割合・人口等密度を算定し、開発人口を算出
 - ・ビルドアップ曲線*を用いて開発人口の推移を把握した上で、市内移動（3割）を考慮した市外からの流入人口（各年）を算出
 - ・令和5年住民基本台帳人口移動報告に基づく5歳階級別・男女別の転入者数の割合を用い、流入人口の5歳階級別・男女別構成を算出

以上を踏まえて、②人口の将来展望との比較も合わせて、将来人口推計をみると次のように整理されます。

- ・T Xの土浦延伸による開発人口は、19,280人です。開発人口のうち市内移動を3割と設定し、市外から流入する人口は13,496人となります。第3期人口ビジョンの目標年次である2070年まででは、流入人口は13,020人になると予測されます。
- ・流入人口を、各年・5歳階級別・男女別に人口ビジョンの将来展望の推計に付加して改めて将来人口を算出すると、第3期人口ビジョンの目標年次である2070年には、総人口134,796人となります。また、T X延伸開発により、2070年までに17,665人の増加が見込まれます。

*ビルドアップ曲線：開発開始後の経過年次と開発の進捗率との関係を示す曲線のこと。

【TXの土浦延伸の開発人口の推移】

単位:人

年	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065	2070	2075	2080	2085	2090	2095	累計
TXの土浦延伸による開発人口	0	0	344	604	1,524	3,213	4,787	4,407	2,585	1,136	436	158	56	20	11	19,280
市内移動人口※ 開発人口の3割	0	0	103	181	457	964	1,436	1,322	775	341	131	47	17	6	3	5,784
市外からの 流入人口	0	0	241	423	1,067	2,249	3,351	3,085	1,809	795	305	111	39	14	8	13,496

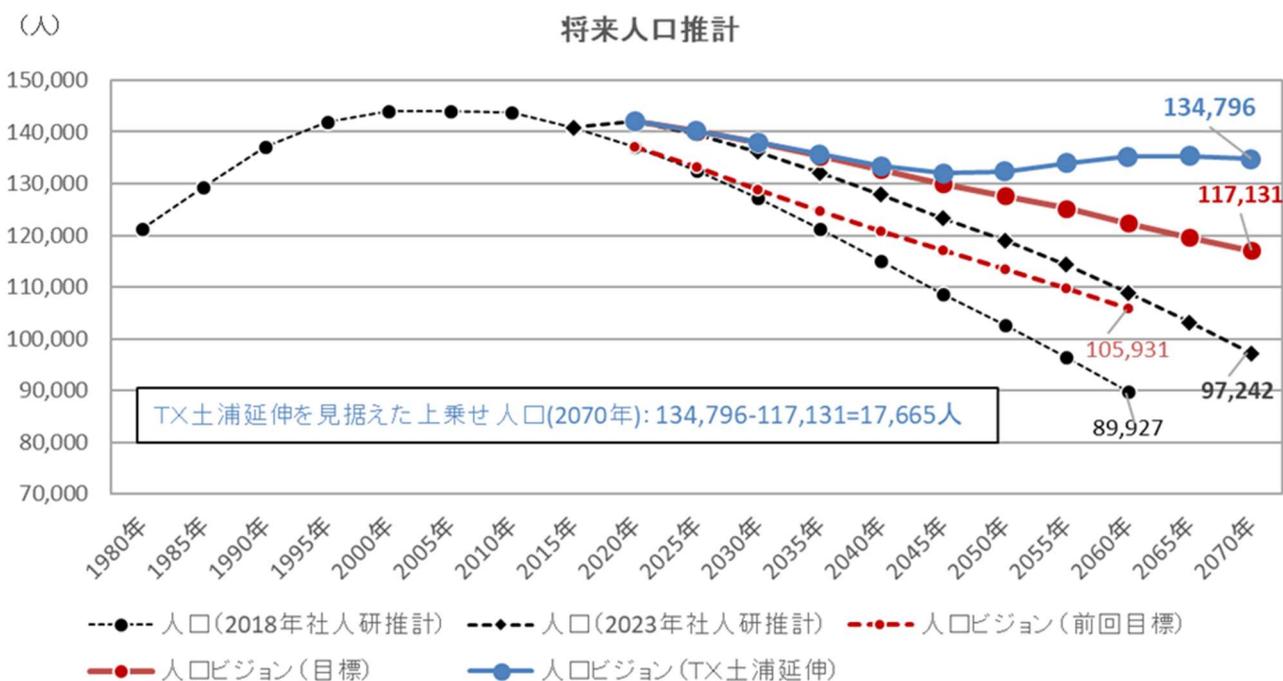


【TX開発人口を加味した将来人口の推移】

単位:人

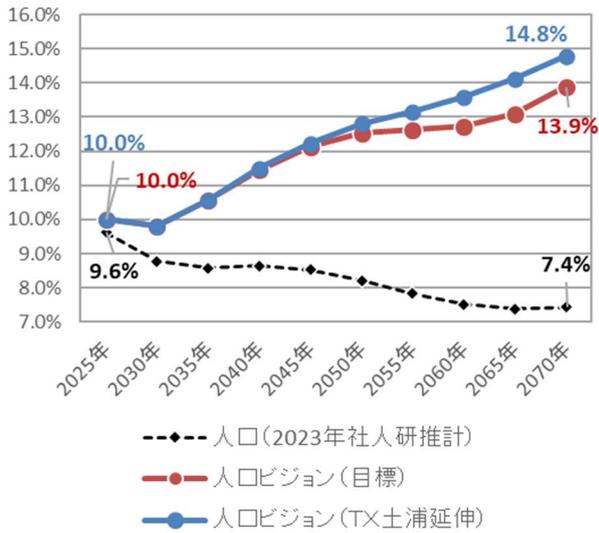
年	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065	2070
人口ビジョン (TX土浦延伸)	140,163	137,927	135,642	133,401	131,961	132,349	133,918	135,220	135,368	134,796
人口ビジョン (目標)	140,163	137,927	135,381	132,655	129,977	127,700	125,182	122,395	119,612	117,131
(参考) 上記差分	0	0	261	746	1,984	4,649	8,736	12,825	15,756	17,665

【総人口】



【年齢別人口割合】

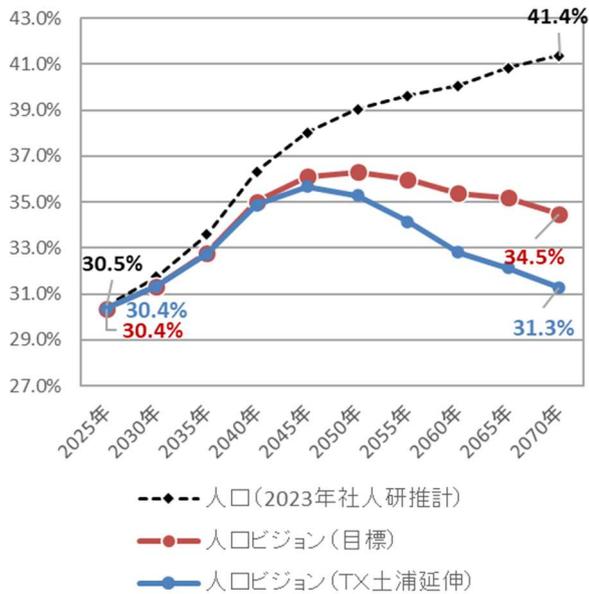
年少人口割合



生産年齢人口割合



老年人口割合



第3期土浦市まち・ひと・しごと創生

総合戦略

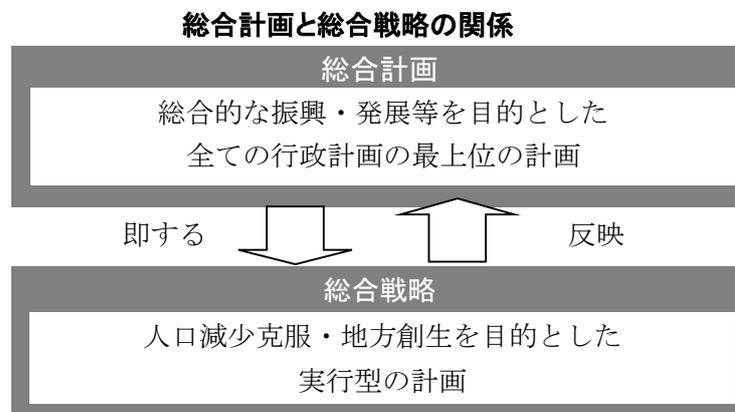
1 総合戦略とは

(1) 総合戦略策定の目的

- ・地方版総合戦略（以下「総合戦略」といいます。）は、地域の実情に応じながら、人口ビジョンの実現に向けた施策の基本的方向や具体的施策を取りまとめるものです。
- ・国が策定したデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案しつつ、人口ビジョンの実現に向けて、効果の高い施策を集中的に実施していくための『戦略』を策定します。
- ・具体的には、第9次土浦市総合計画を基本としながら、人口面での特徴・課題や本市の持つ強みを踏まえ、人口ビジョンの将来展望を実現するために求められる方針・施策を示します。

(2) 総合戦略の位置付け

- ・総合計画は、市域の総合的な振興・発展等を目的として定めるもので、本市では令和4（2022）年3月に「第9次土浦市総合計画」を策定しました。
- ・これに対し、総合戦略は、人口減少の克服と地方創生を目的として定めます。施策は、仕事づくり、人の流れ、結婚・出産・子育て及びまちづくりに関するもので、本市の関連計画や事業と横断的な連携を行うことによって取り組むものです。
- ・また、総合戦略は実行型の計画であり、数値目標、K P I（重要業績評価指標）を定めて5年ごとに達成状況を評価し、改善を図っていきます。また、実現に当たっては、住民、N P O、関係団体、民間事業者等の参加・協力が重要となるものです。



(3) 総合戦略の対象期間

- ・本戦略の対象期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間とします。

(4) 総合戦略の進行管理

- ・本市の総合戦略策定・展開に当たっては、その実効性を高めていくため、P D C A サイクルにより中長期的な視野で不断の改善を図っていきます。
- ・具体的には、数値目標とK P Iを設定し、市民や各種団体等で構成された外部組織で各施策の効果について検証を行い、必要に応じて施策の見直し改善や、戦略そのものの改訂を行います。

(5) 第2期からの見直しの視点

- ・本市においては、令和2（2020）年3月に第2期総合戦略を策定し、令和6（2024）年度に計画期間の最終年度を迎えました。
- ・そのため、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の策定の動き、第2期総合戦略の達成状況、高校生・大学生、転入者・転出者及び子育て世帯を対象としたアンケート結果等から、総合戦略の見直しの視点を整理し、第3期総合戦略を策定しました。

① 国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の策定

- ・国においては、令和4（2022）年12月に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、令和5（2023）年度を初年度とする5か年のデジタル田園都市国家構想総合戦略が閣議決定されました。その後、デジタル行財政改革の動きや「日本の将来推計人口（令和5年推計）」などを踏まえ、令和5年（2023）年12月に改定されました。
- ・デジタル田園都市国家構想総合戦略では、地方が抱える社会課題について解決を図っていくため、デジタル技術を活用しつつ、「①地方に仕事をつくる」、「②人の流れをつくる」、「③結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「④魅力的な地域をつくる」という4つの取組を進めていくことが求められています。

デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）の概要

○デジタル田園都市国家構想の基本的な考え方

1 構想の背景

- ◆第1期以降の地方創生について、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、「集中から分散」へという考えの下、地方から全国へとボトムアップの成長を目指す。

○デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向

1 取組方針

(1) デジタルを活用した地方の社会課題解決・魅力向上

- ①地方に仕事をつくる
- ②人の流れをつくる
- ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④魅力的な地域をつくる

(2) デジタル基盤整備

- ①デジタルインフラの整備
- ②マイナンバーカードの普及推進・利活用拡大
- ③データ連携基盤等の構築
- ④ICTの活用による利便性・生産性・持続可能性の高い公共交通ネットワークの整備
- ⑤エネルギーインフラのデジタル化

(3) デジタル人材の育成・確保

- ①デジタル人材育成プラットフォームの構築
- ②職業訓練のデジタル分野の重点化
- ③高等教育機関等におけるデジタル人材の育成
- ④デジタル人材の地域への還流促進
- ⑤女性デジタル人材の育成・確保

(4) 誰一人取り残されないための取組

- ①デジタル推進委員の展開
- ②デジタル共生社会の実現
- ③経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正
- ④利用者視点でのサービスデザイン体制の確立
- ⑤「誰一人取り残されない」社会の実現に資する活動の周知・横展開

国の第2期総合戦略とデジタル田園都市国家構想総合戦略の比較

第2期総合戦略(R2~R6)

基本目標1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

- 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現
- ◆地方における若者を含めた就業者増加数、100万人(2019年~2024年)
- 安心して働ける環境の実現
- ◆若い世代(15~34歳)の正規雇用労働者等の割合について全ての世代と同水準を維持等

基本目標2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

- 地方への移住・定着の推進
- ◆UIJターンによる起業・就業者数、6万人(2019年~2024年)等
- 地方とのつながりの構築
- ◆「関係人口」の創出・拡大に取り組む地方公共団体の数、1,000団体等

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
- ◆第1子出産前後の女性の継続就業率、70%(2025年)等

基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

- 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保
- ◆市町村域内人口に対して、居住誘導区域内の人口の占める割合が増加している市町村数、評価対象都市の2/3等

横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する

- 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
- ◆地域再生法等に基づき指定されているNPO法人等の数、150団体
- 誰もが活躍する地域社会の推進
- ◆女性(25~44歳)の就業率、82%等

横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする

- 地域におけるSociety5.0の推進
- ◆未来技術を活用し、地域課題を解決・改善した地方公共団体の数及びその課題解決・改善事例数、600団体・600件
- 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり
- ◆SDGsの達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合、60%

デジタル田園都市国家構想総合戦略(R5~R9)

基本目標1 地方に仕事をつくる

- スタートアップ・エコシステムの確立
- 中小・中堅企業DX
- 地域の良質な雇用の創出等
- スマート農林水産業・食品産業
- 観光DX
- 地方大学を核としたイノベーション創出
- 地方と海外を含めた他地域とのつながりの強化

基本目標2 人の流れをつくる

- 地方への移住・定住の推進
- 「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流
- 関係人口の創出・拡大等、二地域居住等の推進
- 地方大学・高校の魅力向上
- 女性や若者に選ばれる地域づくり

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- デジタル技術の活用等による少子化対策の総合的な推進
- 結婚・出産・子育てへの支援
- 仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり
- こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進

基本目標4 魅力的な地域をつくる

- デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成
- 教育DX
- 医療・介護分野でのDX
- 地域交通・物流・インフラDX
- 多様な暮らし方を支える人間中心のコンパクトで緑豊かなまちづくり
- 地域資源を生かした個性あふれる地域づくり
- 防災・減災、国土強靱化の強化等による安全・安心な地域づくり
- 地域コミュニティ機能の維持・強化

②第2期総合戦略の達成状況

- 第2期総合戦略の成果指標とKPIの達成状況は「第2期土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略 実施状況報告書（令和2年度～令和4年度実施事業分）」で示しており、その結果をまとめると、以下のとおりになります。

戦略分野Ⅰ「地域経済の活性化を通じた持続性ある雇用基盤の確立」

- 成果指標はAとC、7つのKPIのうちAは3割近くに留まり、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい、観光入込客数について、達成率が低い結果となりました。
- 一方、SNSのフォロワー数が大幅に伸びるなど、情報発信機能が強化されつつあります。

戦略分野Ⅱ「生活の安心・付加価値の創出による人口還流の創造」

- 成果指標はA、8つのKPIのうちAが4割近くとなり、他の戦略分野と比較すると順調に進捗しました。
- 特に、「社会移動数（純移動数）」が目標値を大きく上回っており、これまでの取組の成果が表れてきております。

戦略分野Ⅲ「結婚・出産・子育ての応援、誰もが活躍できる地域社会の創造」

- 成果指標はB⁺とC、9つのKPIのうち1つのAを除いて、他は全てCとなり、達成状況について評価できる段階ではありません。
- 保育所の待機児童ゼロは達成したものの、合計特殊出生率や婚姻率が低下するなど最も課題が多い分野です。

戦略分野Ⅳ「持続可能な地域の創造」

- 成果指標はCが2つ、4つのKPIのうちAが2つとBが1つ、Cが1つとなっています。
- 地域コミュニティについては、利用者数に関する指標の達成率は低いものの、NPO法人設立数や公園里親制度認証団体数など、順調に進捗している指標もあります。

戦略分野ごとの成果指標とKPIの評価結果(概要)

戦略分野	成果指標	達成率
Ⅰ	市内民営事業所に就業する従業者数	A
	事業従業者一人当たり付加価値額	C
Ⅱ	社会移動数（純移動数）	A
Ⅲ	合計特殊出生率	C
	年少人口	B ⁺
Ⅳ	地域コミュニティ整備後の利用者数率	C
	DID地区の人口比率	C



基本施策ごとの KPI の達成状況

戦略分野	基本施策	KPI	達成状況の評価			
			A	B+	B	C
戦略分野Ⅰ 「地域経済の活性化を通じた持続性ある雇用基盤の確立」	基本施策① 既存事業者等の支援を通じた多様な就労環境の維持・拡大	2	1			1
	基本施策② 交流人口・関係人口の拡大による地域経済の活性化	2	1			1
	基本施策③ 新たな就労機会の創造・提供	3				3
戦略分野Ⅰ 計		7	2	0	0	5
戦略分野Ⅱ 「生活の安心・付加価値の創出による人口還流の創造」	基本施策① 都心にはないゆとりある環境の創造	3	1			2
	基本施策② 市民の「理想のまち」の実現	3	2			1
	基本施策③ 「選ばれるまち」としての魅力の創造と定住のきっかけづくり	2			1	1
戦略分野Ⅱ 計		8	3	0	1	4
戦略分野Ⅲ 「結婚・出産・子育ての応援、誰もが活躍できる地域社会の創造」	基本施策① 仕事と子育てが両立できる環境の構築	1	1			
	基本施策② 安心して子育てできる環境の構築	3				3
	基本施策③ 結婚支援の充実	1				1
	基本施策④ 女性、高齢者、障害者、外国人等誰もが活躍できる地域社会づくり	4				4
戦略分野Ⅲ 計		9	1	0	0	8
戦略分野Ⅳ 「持続可能な地域の創造」	基本施策① 持続可能なコミュニティの確立	2	2			
	基本施策② 暮らしの質を向上させるまちづくり	2			1	1
戦略分野Ⅳ 計		4	2	0	1	1
総計		28	8	0	2	18

注：達成率の記号の定義は、次のとおり。

A：達成率 100%以上、B+：達成率 70%以上 100%未満、B：達成率 50%以上 70%未満、C：達成率 50%未満

また、令和2年度から令和4年度までの達成状況の評価においては、5年間の計画期間のうちの3年間の達成状況であることから、「A」、「B+」及び「B」評価については、おおむね期待した成果が得られていると判断する。

③総合戦略の見直しの視点

- ・第2期総合戦略の成果指標及びK P Iの達成状況、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略策定の動き、アンケート結果及び有識者会議の意見から、総合戦略の見直しの視点を以下のとおりとしました。

総合戦略の見直しの視点

見直しの背景

本市の人口動態

- ・自然減の減少幅は広がっているものの、自然減を上回る社会増の拡大により、総人口は増加に転じている

デジタル田園都市国家構想総合戦略

- ・第2期総合戦略を抜本的に改訂し、デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定
 - ・デジタル技術を活用しつつ、以下の4つの取組を進める
- ①地方に仕事をつくる
 - ②人の流れをつくる
 - ③結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ④魅力的な地域をつくる

第2期総合戦略の達成状況

- ・戦略分野Ⅲ「結婚・出産・子育ての応援、誰もが活躍できる地域社会の創造」の目標達成率が低い

市民等へのアンケート

魅力的なまちの条件

- ・生活利便性のあるまち
- ・出産・子育てがしやすいまち
- ・治安のよいまち

有識者会議の意見

- ・少子化対策、柔軟な働き方
- ・企業のニーズを踏まえた支援
- ・シティプロモーション活動の充実
- ・外国人が暮らしやすい環境整備
- ・災害や犯罪に強いまち

総合戦略の見直しの視点

○基本的な考え方、戦略分野

解決すべき課題は大きく変わらないため、第2期の内容を原則として維持しつつ、すべての戦略分野に関わる事項として、基本的な考え方に「デジタル技術の活用」を追加

○将来目標人口

最新の統計値等を用いた人口ビジョンの推計値から設定

○基本施策

次の①～⑦の視点から施策を強化又は追加

- ①こどもまんなか社会の実現に向けた子育て支援の充実
- ②デジタル技術を活用した社会課題解決や魅力向上の推進
- ③移住・定住の推進・関係人口の拡大を目指した「地域の宝」の活用
- ④人材投資の活発化・企業誘致等による就業環境の確保
- ⑤多様な人材の個性と能力が発揮できる社会づくりの推進
- ⑥全ての市民が安心して暮らせる防犯・防災のまちづくりの推進
- ⑦T Xの土浦延伸を見据えた機運醸成・調査検討の推進

○成果指標・K P I

第2期の達成状況を踏まえた見直し上位関連計画との整合

2 基本的な考え方

- ・本市が抱える人口構造上の課題や本市が持つ「地域の宝」に加え、デジタル田園都市国家構想総合戦略や第9次土浦市総合計画、さらに、持続可能な開発目標（SDGs）や国が掲げる Society5.0 等を踏まえながら、多様性、公平性及び包摂性のある持続可能な社会の実現に向けて、様々な立場や組織を越えた取組により、人口減少を克服し、地域の活力の向上を図るため、本市の総合戦略における基本的な考え方を以下のとおり整理します。

①若い世代の結婚・出産・子育てに対する希望を実現する

- ・今後も高齢者の増加に伴う死亡数の増加が予想されることから、現状の出生率のままでは、これまで以上に人口の自然減少が拡大していくものと考えられます。
- ・また、人口減少を克服し、本市の継続的な発展・活力の維持を図っていくためには、長期的に人口構造の若返りを進めていくことも必要となります。
- ・そのためには、本市がこれまで取り組んできた、若い世代が安心して結婚し、出産・子育てをすることができる環境づくりについて、時代に合った取組を推進し、こうした世代の希望を実現することで、出生数の増加（合計特殊出生率の向上）や婚姻率の上昇を図っていくことが重要となります。

②本市の「地域の宝」を生かして、人口流出を抑制し、人口流入を促進する

- ・本市には、これまで先人たちが守り、育ててきた多様な「地域の宝」があります。加えて、県南地域の中心として、高い拠点性に支えられたまちづくりが進められてきました。
- ・近年では、本市の社会動態は、大幅な転入超過となっており、これまで転出超過の傾向が顕著だった 20 歳代後半から 30 歳代といった若い世代についても、転出が抑制され改善傾向にあります。
- ・これは、本市のこれまでの取組の成果が表れてきていることに加え、常磐線の上野東京ラインが開業したことに伴い、東京駅や品川駅へのアクセスが向上したことが大きく、土浦は東京と距離が近いこと、通学や通勤でメリットがあり、特に恩恵を受けているのではないかと考えられます。
- ・また、テレワークや在宅勤務が普及し、東京一極集中から地方分散型への社会構造の転換が進んだことが、本市にとって人口増の追い風になっていると考えられます。
- ・本市としては、生活基盤としての都市環境の向上・拡充に引き続き取り組むとともに、今ある本市の強みを最大限に活用しながら、東京圏にはみられない個性ある魅力づくりを進め、子育て世帯の転出を抑制するとともに、若い世代を中心としながら、アクティブシニア層を含む多様な世代の転入の促進に取り組んでいくことが重要となります。

③誰もが充実した暮らしができるまちづくりに取り組む

- ・高齢者や外国人の人口が増加し、社会参画する人がより多様化している状況を踏まえ、持続可能な都市を目指し、誰もが一定の利便性のもとに、充実した暮らしをすることのできるまちづくりを進めることが必要となります。

- ・そのためには、人口減少を前提とした公共施設等の再編・再配置、適切な土地利用の誘導や都市インフラ等のマネジメントを進めながら、身近な拠点で享受できる暮らしに必要なサービスを充実するとともに、様々な人々が集う機会を創出する魅力的な空間の形成等に取り組んでいくことが重要となります。

④周辺市町村と連携して人口減少・高齢化に伴う地域社会の変化に対応する

- ・本市の周辺市町村とは、人口減少や少子高齢化等の共通する課題を抱えている一方で、鉄道や幹線道路といった県内外を結ぶ交通網、サイクリングルートなどの広域の回遊ネットワークや霞ヶ浦等の自然環境などの地域資源を共有しています。
- ・市町村間で連携し、こうした資源を相互補完的に活用することにより、共通する課題の解決に向けた、より効果的な取組を展開することが期待できます。

⑤行政と地域に関わる一人ひとりが共に取り組む

- ・快適で安心・安全な日本一住みやすい「まち」をつくり、若者を始めとした多様な世代にとって魅力的な「しごと」をつくるには、行政のみならず、企業、NPO、住民など、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として、共に考え、行動していくことが必要になります。
- ・そのためには、地方創生を担う人材の掘り起こしや育成に関する支援を行うとともに、地域づくりを担う企業等と連携した取組を展開していくことが重要となります。

⑥デジタル技術を活用して社会課題解決や魅力向上に取り組む

- ・国では、デジタル技術を活用した地方創生の取組を加速化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指しており、デジタル技術を活用した生活環境や業務の改善が全国的に取り組まれています。
- ・本市においても、子育て分野をはじめ、あらゆる分野においてデジタル技術を最大限に活用し、社会課題解決や魅力向上を図る取組を展開していくことが重要となります。

3 国の最新の動向

国においては、地方創生の取組開始から10年が経過したことを踏まえ、「新しい地方経済・生活環境創生本部」の下で、今後の地方創生政策の在り方について、様々な議論がなされてきました。令和6（2024）年12月には、「地方創生2.0」の基本的な考え方が示され、以下の5本の柱に沿った政策体系を検討し、令和7（2025）年夏に、今後10年間集中的に取り組む基本構想を取りまとめることが示されたため、本市といたしましても国の動向を注視しつつ、地方創生に取り組む必要があります。

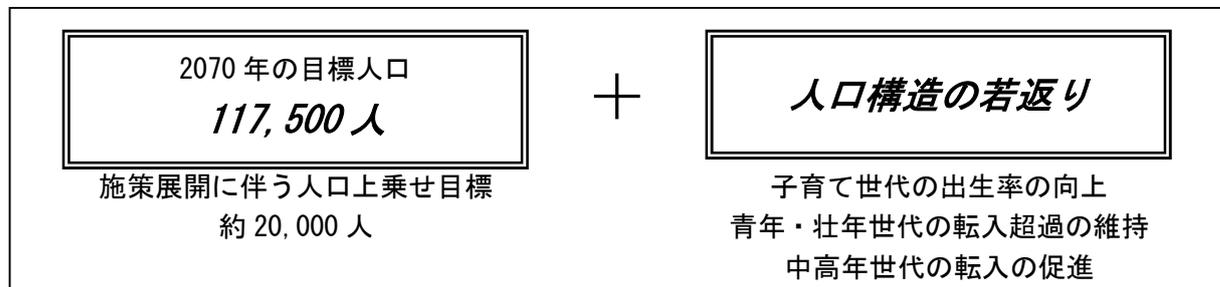
地方創生2.0の基本構想の5本柱

- ①安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
- ②東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散
- ③付加価値創出型の新しい地方経済の創生
- ④デジタル・新技術の徹底活用
- ⑤「産官学金労言」の連携など、国民的な機運の向上

4 戦略分野と基本施策

- ・人口ビジョンの基本方針や、前項で掲げた本戦略の基本的な考え方にに基づき、以下のとおり4つの戦略分野を掲げ、人口ビジョンの実現を目指します。

【人口ビジョンに掲げる目標】



戦略分野Ⅰ

結婚・出産・子育ての応援、誰もが活躍できる地域社会の創造

- ・出生率の回復・上昇は、一人ひとりの結婚観・家族観などの価値観によるところも大きく、基礎自治体である本市単独の取組で効果の高い施策を講じることが困難な面もありますが、国や茨城県の取組と歩調を合わせ、若者の希望の実現に向けた応援を継続的に展開していきます。
- ・本市で暮らす誰もが活躍ができ、多様な人々との触れ合いの中で生きていけるような地域社会をつくっていきます。

戦略分野Ⅱ

地域経済の活性化を通じた持続性ある雇用基盤の確立

- ・中堅・中小企業への支援や交流人口の拡大による地域経済の活性化を通じて、市内における持続性ある雇用基盤を確立します。
- ・企業立地補助金等の活用や新たな土地利用の誘導による企業誘致を促進するとともに、新規出店等を積極的に支援し、新たな就労機会を創出します。

戦略分野Ⅲ

暮らしやすさの向上による人口還流の創造

- ・生活利便性の向上や、安心して生活できる都市基盤の整備・拡充、また、こうした環境を広く知ってもらうためのプロモーション活動の強化等により、進学、就職、結婚、出産や住宅購入など大きなライフイベント期にある世代を中心とした転入を促します。
- ・本市が持つ「地域の宝」やデジタル技術を活用した付加価値のある「住まう場」の創造を通じて、アクティブシニア層を含めた多様な世代の転入を促します。

戦略分野Ⅳ

長期的な視野に立った魅力ある地域の創造

- ・今後の人口減少と少子高齢化に対応するため、持続可能な地域コミュニティの確立や暮らしの質を向上させるまちづくりを推進していきます。
- ・TXの土浦延伸は、市民の利便性の向上はもとより、沿線開発による人口流入が期待されることから、実現に向けた取組に加え、実現後を見据えた調査・検討に取り組んでいきます。

戦略分野Ⅰ「結婚・出産・子育ての応援、誰もが活躍できる地域社会の創造」

戦略の考え方

- 出生率の回復・上昇は、一人ひとりの結婚観・家族観などの価値観によるところも大きく、本市単独の取組のみで高い効果を実現することは困難です。しかしながら、将来的な人口の維持・減少の抑制、さらには、長期的な人口構造の若返り実現のためには、出生率の回復・上昇は極めて重要な要素です。
- また、アンケート調査等からは、子育て世帯の市民が理想とする子どもの人数と実際の子どもの人数は、差が縮小しつつあるものの、未だに開きがある状態であり、このギャップを丁寧に埋めていくことが求められています。
- そこで、本市では、国や茨城県と歩調を合わせた取組を進めていくことを基本としつつ、基礎自治体として提供すべき各種支援・サービスの拡充を多面的に進め、結婚・出産・子育て世代の希望の実現に向けた応援をこれまで以上に強化するとともに、多様な人々が活躍できる地域社会をつくっていきます。

成果 指標	合計特殊出生率 (土浦市)	[基準値 (令和1年~令和5年)] 1.13	[目標値] 1.41
	年少人口割合 (茨城県常住人口調査)	[基準値 (令和5年10月)] 10.4%	[目標値] 9.8%

戦略展開方針

①仕事と子育てが両立できる環境の構築

- ・近年のワークライフバランスへの意識の高まりを背景に、仕事と子育ての両立、共働き・共育てを前提とした育児環境の構築が不可欠となっています。
- ・育児に関する肉体的・心理的負担が出生数を抑制する大きな要因にもなっており、これらの負担を軽減するため、質の高い、利用しやすい保育等サービスの提供を進めます。
- ・加えて、地域の企業・事業所等と連携しながら、育児休業取得率の向上や育児休暇制度の導入促進、出産・育児時の離職者・休職者に対する復職・再就職支援などに取り組むとともに、テレワークやフレックスタイム制度を始めとした多様な柔軟な働き方の活用促進など、仕事と子育てが両立できる環境を構築します。

②安心して子育てできる環境の構築

- ・妊娠・出産から年齢に応じた育児、2人目、3人目の出産と、家族形成の段階に応じながら、切れ目のない多面的な支援・サービスを更に強化することで、子育てで親子が孤立せず、安心して出産・子育てのできる環境を提供します。
- ・多様な市民ニーズを丁寧にくみ取りながら、既存の子育て支援制度の見直し・拡充を進め、子育てにかかる経済的負担に対する不安解消に取り組みます。

③結婚支援の充実

- ・県と連携しながら、出会いの場の提供を充実させることで、結婚希望の実現を支援するとともに、若者に対する結婚や出産、子育てへのポジティブな意識を醸成する取組を検討します。
- ・結婚に伴う経済的支援を行うことにより、市内外の若者に対して、本市での結婚と新婚生活のスタートに関する気運醸成を図ります。

④市民の誰もが活躍できる地域社会づくり

- ・市民の誰もが地域社会に参画することができるよう環境の整備や支援を進めることで、誰もが居場所と役割を持つことができ、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を發揮でき、それぞれが生きがいを感じながら暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

基本施策

■基本施策① 仕事と子育てが両立できる環境の構築

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値	目標値
保育所待機児童数	[基準値（令和6年4月）] 0人	0人
父親の育児休業取得率	20.5%	74.3%

【施策方針と主な取組】

■質の高い、利用しやすい保育等サービスの提供

- ◇ 本市では、子ども・子育て支援法で構築された新しい仕組みの中で幼児保育を始め、保育サービスについて必要な供給量を確保し、保育及び子育て環境の更なる充実を図ることで、待機児童ゼロを継続し、母親の就業希望が実現できる環境を創ります。【継続・見直し】
- ◇ 保育を支える保育士等の確保が困難な状況であることから、民間保育士の処遇を改善することで、保育士の就業継続及び離職防止を支援し、保育士が働きやすい環境を整備することにより、質の高い安定的な保育を提供します。【継続】
- ◇ 既存の事業・サービスにおける運営方法等の見直しを中心に、サービスの質と提供効率の両立を図り、安心して利用できる子育て環境を構築します。【継続】
- ◇ 放課後児童クラブの利用希望者は、女性の就業率上昇等を背景に増加していることから、これを充足できる受け入れ環境の整備を推進します。【追加】
- ◇ グローバル化が進む中で、将来世界で活躍する子どもたちが幼少期から国際感覚を身につけられるよう、認定こども園土浦幼稚園及び全公立保育所において英語教室を推進するほか、自転車教室や体操教室といった、本市独自の特色ある保育を実施することで、多様な体験、遊びができる機会を確保し、保育の質の向上を目指します。【追加】

[主な取組] 供給不足が見込まれる事業（0歳児保育、一部地区の放課後児童クラブ、病後児保育等）のサービス供給量の拡大【継続】、放課後児童クラブの開所時間の延長【継続】、小規模保育事業所の整備支援【継続】、民間保育所等に対する運営支援【継続】、医療的ケア児の受け入れの拡大【追加】、放課後子供教室・放課後児童クラブの一体運営【継続】、特定教育・保育施設利用者負担額の見直し検討【継続】、多子世帯の保育料軽減【継続】、多子世帯保育応援事業の検討【継続】、放課後児童クラブの整備【追加】、保育所等A I入所選考システム導入【追加】、公立保育所ゲストティーチャー事業【追加】、認定こども園土浦幼稚園運営事業【追加】 など

■仕事と子育ての両立支援の促進【新規】

- ◇ 厚生労働大臣が認定する子育てサポート企業の証である「くるみん認定」について、認定を受けるメリットを周知することで認定の取得を促進し、テレワークやフレックスタイム制度を始めとした多様で柔軟な働き方の普及、育児休業取得率

の向上や育児休暇制度の導入など、仕事と子育てを両立できる環境を整備します。
 ☆子育ての負担が女性に偏り、働くことへの負担にならないよう、男性の育児休業取得や家事・育児への参画を促進する取組を検討します。

[主な取組] テレワークを活用した雇用機会の創出支援の検討、男性の育児休業取得と家事・育児の参画促進 など

■基本施策② 安心して子育てできる環境の構築

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値	目標値
小地域交流サロン事業の実施数	[基準値（令和5年）] 31 地区	37 地区
子育て支援拠点施設の利用者数	[基準値（令和5年）] 50,296 人	76,900 人
「赤ちゃんの駅」設置数	[基準値（令和5年）] 34 か所	40 か所

【施策方針と主な取組】

■安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり

- ☆妊娠・出産・子育てについての相談・支援・情報提供をワンストップで行い、一人ひとりに寄り添った切れ目ない支援を提供します。【追加】
- ☆健診や専門職の面談により、支援を必要とする方が相談しやすい体制を整えることにより、子育て支援サービスの充実を図ります。【追加】
- ☆国のこども未来戦略に基づき、全ての子育て家庭を対象とした支援を強化するため、保護者の就労の有無に関わらず、柔軟に利用できる新たな通園制度を導入します。【追加】
- ☆ガイドブックやホームページ、アプリによる分かりやすい情報発信を行うとともに、相談・情報案内の窓口として、子育て支援コンシェルジュを積極的に活用することで、子育て支援サービスを幅広く周知し、気軽に活用していただける環境を整備します。【継続・見直し】

[主な取組] こども家庭センターの相談支援体制の充実【追加】、利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）【追加】、妊婦訪問支援事業【追加】、乳児家庭全戸訪問【継続】、産後ケア事業【追加】、産前・産後家事ヘルパーの派遣【追加】、妊産婦・乳幼児健診・出張相談【継続】、マタニティタクシー利用料金助成【追加】、子育て情報発信【追加】、男女共同参画事業の展開【継続】、こども誰でも通園制度の導入【追加】、子育て世帯訪問支援事業【追加】、幼児2人同乗用自転車購入費補助【追加】、訪問型家庭教育支援事業【追加】 など

■子育てにやさしい都市機能の構築

- ☆子育て世帯が安心して外出でき、伸び伸びとした暮らしが実現できるよう、授乳やおむつ替えのできる設備の設置を促進するとともに、こうした設備を有する施設の紹介や案内表示の充実等を図ります。【継続】

<p>◇公共施設や公共交通機関、建築物等のバリアフリー化を進めることにより、都市の生活を支える施設の利用上の利便性及び安全性の向上を図ります。特に、子育て世帯を含めた全ての人移動に不自由なく、安全かつ快適に生活し、活動できる共生社会を実現するため、バリアフリー特定事業計画において重点地区として位置付けた地区内については、道路のバリアフリー化を進めます。【継続・見直し】</p>
<p>[主な取組]「赤ちゃんの駅」の充実【継続】、バリアフリー特定事業計画の推進【継続】、道路新設改良事業（バリアフリー特定事業）【継続】 など</p>
<p>■安心して過ごすことができる居場所づくり</p> <p>◇子育て支援施設など親子が安心して遊べる場を確保するとともに、親同士の交流・情報交換を促す場としての機能拡充や利用促進を通じて、子育てに対する不安解消を支援します。【継続・見直し】</p> <p>◇アンケート調査で意見が多かった公園施設については、利用者の安全性の向上を図ることを基本的な考え方としつつ、公園施設長寿命化計画に基づき公園施設の更新や修繕を進め、子育て世帯をはじめとした市民の活動の場、憩いの場の形成を推進します。【追加】</p> <p>◇地域や高齢者との連携を進め、地域ぐるみで子どもを守り、育てる環境を構築するとともに、子どもが地域で安心して過ごすことができる居場所づくりを推進します。【継続・見直し】</p>
<p>[主な取組] 小地域交流サロン事業の拡大【継続】、児童・生徒や乳幼児とその保護者が安全かつ快適に利用できる施設環境の充実【継続】、子育て支援施設見学会の実施【継続】、亀城公園・乙戸沼公園等の都市公園等管理運営・長寿命化事業【継続】、霞ヶ浦総合公園管理運営・長寿命化事業【継続】、高齢者・子どもふれあい事業の拡充【継続】、コミュニティ・スクールの推進（学校と地域の連携）【追加】、子ども食堂への支援【追加】、放課後子ども教室の推進【追加】 など</p>
<p>■切れ目のない経済的支援の実施</p> <p>◇子育ての各段階に応じた様々な経済的支援制度について、適宜内容の見直し・拡充を図りながら継続していきます。【継続】</p>
<p>[主な取組] 既存支援制度の継続運用・改善【継続】、まちなか定住促進事業（賃貸住宅家賃補助、建替え・購入借入金補助）【継続・見直し】、チャイルドシート貸出事業【継続】、小児の医療費助成対象の拡大による子育て世帯の医療費負担の軽減【継続】、多子世帯への経済的支援の検討【継続】、市立小・中学校給食費負担の軽減【追加】、新入学児童ランドセル購入事業【追加】 など</p>

■基本施策③ 結婚支援の充実

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値	目標値
婚姻率（人口1,000人当たり） [茨城県人口動態統計]	[基準値（令和5年）] 4.6	5.9

【施策方針と主な取組】

■ 出合いの場の創出

◇ 社会的な結婚支援機能が弱まっていることから、「一般社団法人いばらき出合いサポートセンター（全県的な結婚支援事業を推進する中核組織）」や「マリッジサポートセンター（県が委嘱するボランティア）」等との連携により、出合いサポートを強化していきます。【継続】

【主な取組】 各種イベント・いばらき出合いサポートセンターとの連携強化【継続】 など

■ 若者の結婚への気運醸成・意識啓発と支援

◇ 茨城県で展開する「いばらき結婚・子育てわくわくキャンペーン推進事業」への積極的な協力・連携を図ります。【継続】

◇ アンケート結果から、高校生・大学生の結婚・子どもを持つことへの意欲の低下が見られるため、県や学校と連携し、結婚や出産、子育てへのポジティブな意識を醸成することを目的に、進学・就職後のライフデザイン形成の支援を検討します。【追加】

◇ 婚活等を支援する、あるいはサポートする団体や個人を支援するなど、地域全体での「婚活」への気運醸成を図ります。【継続】

◇ 若者が結婚に踏み切れない主な要因として、経済的理由が挙げられることから、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的支援を行うことにより、若者の結婚への気運醸成を図り、婚姻数の増加につなげるとともに、市外からの転入の促進を図ります。【継続】

【主な取組】 県事業との協力・連携【継続】、ライフデザイン形成支援事業【追加】、結婚新生活支援事業【継続】 など

■ 基本施策④ 市民の誰もが活躍できる地域社会づくり

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値	目標値
女性就業率（25～49歳就業者／同総人口） 〔国勢調査〕	〔基準値（令和2年）〕 68.3%	78.0%
生きがい対応型デイサービス事業 における60歳以上の利用者数	〔基準値（令和5年）〕 44,155人	72,000人
就労訓練を受けた方のうち 一般就労した人数	〔基準値（令和5年）〕 16人	38人
ボランティア日本語教師数	〔基準値（令和5年）〕 24人	40人
市内学生の地域愛着度	〔基準値（令和6年）〕 66.8%	75.0%

【施策方針と主な取組】

■ 女性の活躍とワークライフバランスを促す取組

◇ 市民意識や社会情勢の変化等を踏まえ、土浦市男女共同参画推進計画に基づき、

<p>時代に合った的確な施策を市内事業所等との連携のもとに推進し、多様な分野での女性の活躍やワークライフバランスの確保などを促進します。【継続】</p> <p>◇「共に考え行動する『協働』によるまちづくり」の観点から、地域社会の課題である性別による固定的役割分担意識の解消や働き方の見直し等による男性にとっても地域や家庭へ参画しやすい環境づくりに向けて、男女共同参画について協働で考える効果的な意識啓発や情報提供を行います。【継続】</p>
<p>[主な取組] 土浦市男女共同参画推進計画に基づく各種取組の推進【継続】、「人権と平和のつどい」と「市民協働×男女共同フェスティバル」を統合した「クローバーフェスティバル」の開催【継続・見直し】、ダイバーシティ推進事業【追加】 など</p>
<p>■高齢者の生きがいづくり</p> <p>◇高齢者が健康を維持し、自分の能力を生かして地域社会への積極的な参加ができるよう、高齢者自身が行うボランティア活動を通しての地域貢献を奨励・支援するとともに、地域の福祉団体がボランティアの協力のもと、高齢者を対象に、地域の人材や建物などを活用し、地域の実状に応じた健康や生きがいに関する活動等の機会を提供する福祉事業を支援するなど、介護予防と合わせて、高齢者の生きがいづくりを推進します。【継続】</p>
<p>[主な取組] 介護支援ボランティア制度【継続】、生きがい対応型デイサービス事業【継続】 など</p>
<p>■障害者の就労支援と働く場づくり</p> <p>◇障害のある人が安心して生きがいをもって働くことができるよう、ハローワークや障害者の就労支援を行う事業所など関係機関との連携を強化し、一般就労の支援として、就労への準備、求人・求職相談、就労定着など一般就労希望者への支援や事業主が理解と対応力を高めるための支援などを充実するとともに、福祉的就労の場の提供として、賃金などの待遇向上、障害の特性に応じた仕事の確保など支援の充実を図ります。【継続】</p>
<p>[主な取組] 就労支援事業の充実【継続】、福祉の店「ポプラ」の活用【継続】 など</p>
<p>■「外国人市民」が地域づくりへ参加する環境の整備</p> <p>◇近年増加を続ける「外国人市民」については、今後も日本への定住化がますます進むことが予想されることから、同じ土浦市民として安心して暮らすことができるよう、多文化共生推進プランに基づき、地域の担い手として活躍する多文化共生のまちづくりを推進します。【継続・見直し】</p> <p>◇外国人児童生徒の増加に対応するため、特に在籍数が多い地区については、日本語指導の教員を多く配置し、日本語指導の充実を図るとともに、市立小中義務教育学校に多言語翻訳機を整備し、児童生徒や保護者からの就学相談・教育支援に係る相談に適切に対応します。【追加】</p>
<p>[主な取組] 多文化共生意識の啓発【継続】、外国人市民への生活情報やイベント情報などの提供及び本市の魅力のPR【継続】、外国籍児童生徒就学支援事業【追加】、日本語教室の充実【追加】 など</p>
<p>■子ども・若者主体のまちづくりの推進【新規】</p> <p>◇本市は県内でも高校等が多い特色を生かし、学祭TSUCHIURAや土浦わかものまちプロジェクトが主催する土浦ティーンズフェスなど、高校等と連携し</p>

た取組を推進し、土浦に愛着を持ち主体的に本市に関わる機運の醸成を図ります。

◇子ども模擬議会の体験学習を通じ、子どもたちが、自分自身が住むまちに関心を持ち、地域に対する理解と愛着を深めるとともに、市長と子どもたちの座談会を「子ども世代の代表が共通の課題について話し合う場」である中学生サミットに発展させるなど、次世代の地域を担う人材育成を推進します。

◇本市の小学校児童と、友好交流都市である台南市の小学生とのオンラインや対面での交流を通じて、国際感覚を養い、相互理解を促進し、広い視野をもった国際人の育成を目指します。

[主な取組] 学祭TSUCHIURAの開催、土浦わかもののもちプロジェクトとの連携、子ども食堂への支援、中心市街地商店街シャッターアート事業、子ども模擬議会の開催、中学生サミットの開催、台南市小学生との交流推進事業 など

戦略分野Ⅱ「地域経済の活性化を通じた持続性ある雇用基盤の確立」

戦略の考え方

- 本市の昼夜間人口比率は100を上回ります（夜間人口よりも昼間人口が多い状態）。こうした「都市拠点性」は、本市の強みと評価できます。一方で、経済活動を取り巻く環境変化は、かつてない程にスピードが増しており、これまでに培ってきたこの強みが突然失われてしまうようなリスクも増大しています。
- そこで、本市では、本市の「都市拠点性」を支えてきた中堅・中小企業を支援し成長を促進することで、良質な雇用の拡大を図るとともに、来訪者（交流人口）や関係人口の増加を通じて地域経済の活性化につなげます。
- また、企業立地補助金・奨励金の活用等によって、企業誘致を促進するとともに、新規出店等を積極的に支援し、新たな就労機会を創造するなど、市内全体での雇用力を高め、働く場としての雇用基盤の拡大を目指します。

成果 指標	市内民営事業所に就業する従業者数 （経済センサス活動調査）	[基準値（令和3年）] 76,348人	[目標値] 77,635人
	事業従業者一人当たり付加価値額 （経済センサス活動調査）	[基準値（令和3年）] 484万円	[目標値] 550万円

戦略展開方針

①良質な雇用の拡大と多様な人材の就業促進

- ・これまで取り組んできた、各種融資制度を利用した円滑な資金調達の支援等に加え、金融機関や商工会議所等と連携を図りつつ、地域経済を支える中堅・中小企業を支援するなど、良質な雇用の拡大を図ります。
- ・農産物等のブランド化による付加価値の創造や高収益作物への転換支援を通じて、農業を稼げる産業にし、安定的な雇用基盤として確立していきます。
- ・生産年齢人口が減少していく中、生産力を維持・拡大するため、高齢者や外国人など多様な人材の就業を促進します。

②新たな就労機会の創造

- ・企業立地補助金・奨励金制度の活用による、企業・事業所等の立地促進に加え、スマートインターチェンジの整備に伴う新たな土地利用の誘導や、インターチェンジ周辺地区における新たな産業用地の創出により、企業を誘致し、雇用を創出します。
- ・新規創業や新事業展開・新規出店等を積極的・多面的に支援し、自発的・内発的な雇用を創造するとともに、各人の能力を最大限に生かすための「人財育成」を促進します。

③交流人口・関係人口の拡大による地域経済の活性化

- ・本市の「地域の宝」の活用による誘客を、県や周辺市町村と連携しながら進めます。加えて、メタバース^{*}やSNS等のデジタルツールを活用しつつ、まちの魅力を戦略的に市内外へ発信することにより、市外からの来訪者（交流人口）と関係人口を拡大し、域外からの観光関連事業を中心とした「稼ぐ力」を高めます。
- ・「稼ぐ力」を地域経済の活性化、ひいては雇用力強化に結び付けることで、持続性のある新たな雇用基盤として確立させていきます。

^{*}メタバース：インターネット上に構築された三次元の仮想空間のこと

基本施策

■基本施策① 良質な雇用の拡大と多様な人材の就業促進

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値	目標値
企業の付加価値額 [経済センサス]	[基準値 (令和3年)] 2,441 億円	2,832 億円
年間販売額 [経済センサス]	[基準値 (令和3年)] 5,087 億円	5,901 億円
ブランド（農産物）認証件数	[基準値 (令和5年)] 5 件	10 件
65 歳以上の就業者数 [国勢調査]	[基準値 (令和2年)] 9,529 人	11,900 人

【施策方針と主な取組】

■地域の良質な雇用の拡大

- ◇金融機関や商工会議所等と連携を図りつつ、地域経済を支える中堅・中小企業を支援し成長を促進することで、良質な雇用の拡大を図ります。【追加】
- ◇金融機関等が行う、中小企業へのデジタル化支援コンサルティングを促進するとともに、デジタル関連セミナーを開催するなど、中小企業のデジタル化を通じて、生産性向上を図ります。【追加】
- ◇各種融資制度を利用した円滑な資金調達の支援、販路開拓や人材育成などの総合的な経営支援に加え、事業者の訪問活動を実施し、操業環境充実のための支援を行うことで、既存事業者の事業活動の継続・発展を支えます。【継続・見直し】

[主な取組] デジタル関連セミナー開催【追加】、各種経営支援制度等の普及・啓発【継続】、商工会議所・金融機関と連携した販路開拓支援・経営指導の運営支援【継続】、土浦まちゼミへの協力【継続】、企業誘致事業（市内既存事業者等の操業環境充実のための支援）【追加】 など

■農業の自立・高付加価値化による雇用力の拡大

- ◇地域農業の将来の在り方を定める「地域計画」の策定や認定農業者の育成・確保、さらには、農地集積化や遊休農地の活用など、農業の自立化による雇用の拡大を図ります。【継続・見直し】
- ◇ブランド化した農産物等（土浦ブランド）を最大限活用し、農産物の付加価値向上や6次産業化を通じて、新たな雇用を創出します。特に、れんこんについては、PRや販売促進、品質向上などに努めるとともに、新たに開発したれんこん焼酎「土浦恋婚」の販売や民間事業者との連携による「れんこんサラダ化プロジェクト」など、様々な取組を推進することで、日本一の産地としての知名度向上と消費拡大を図ります。【継続・見直し】

[主な取組] 担い手育成総合支援事業【継続】、機構集積支援事業（農地集積）【継続】、土浦ブランドアッププロジェクト推進事業【継続・見直し】、日本一のれんこん産地推進

事業【追加】 など

■生産力の維持・拡大に向けた多様な人材の就業促進

- ◇生産年齢人口の減少及び老年人口の増加が進行を続ける中で、退職した高齢者に臨時的・短期的な就業の場を提供しているシルバー人材センター等との連携を強化し、健康で働く意欲のある高齢者の就業を促進しつつ、生涯現役の場の創出を図ります。【継続】
- ◇増加する外国人労働者に対応するため、ハローワーク等の関係機関と連携を強化し、就業に役立つ日本語教室の充実を図るとともに、事業者に対し就業環境に関する意識啓発を推進するなど、適切な労働環境の確保に努めます。【追加】

[主な取組] シルバー人材センター事業の活性化【継続】、日本語教室の充実【再掲】【追加】 など

■基本施策② 新たな就労機会の創造

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値	目標値
産業系立地を誘導する 区画等の立地件数	[基準値（令和5年）] 64/67 区画	67 区画
新設事業所数 [経済センサス]	[基準値(平成29年～令和3年)] 1,304 件	基準値以上

【施策方針と主な取組】

■企業誘致の促進と雇用確保

- ◇本市の雇用力（市民の就業機会）を増加させるため、企業立地補助金・奨励金制度を活用することにより、企業・事業所等の立地促進等を進めます。【継続・見直し】
- ◇スマートインターチェンジの整備によって、中心市街地へのアクセス向上や観光の振興など、地域経済の活性化を図るとともに、新たな土地利用を誘導することで、物流や商業など、民間事業所の立地による経済効果や雇用の創出につなげます。【長期的取組・追加】
- ◇インターチェンジ周辺地区において、新たな産業用地の創出により、企業を誘致し、雇用を創出することで、地域経済の活性化を図ります。【長期的取組・追加】
- ◇県や周辺市町村と連携して、東京圏から本市に移住し、新たに就業する者を支援することにより、定住人口の増加と地域経済の活性化を図ります。【継続】

[主な取組] 企業誘致事業（企業立地補助金・奨励金、企業立地サポート）【継続・見直し】、わくわく茨城生活実現事業【継続】、奨学金返還支援制度【追加】、地方就職学生支援制度【追加】、スマートインターチェンジ整備事業【追加】、開発候補地調査検討事業【追加】、インターチェンジ周辺地区土地利用促進事業【追加】

■創業・新事業の創出やICT技術等の活用を通じた新たな就労機会の創造

- ◇産業の活性化や雇用機会の創出を図るため、新規開業・出店や新たな事業へのチ

チャレンジに対して、積極的な支援を行います。【継続】

- ◇本市の人材・資源・資金を活用し、新たな事業を立ち上げようとする民間事業者に対して、初期投資費用を支援することで、地域経済の更なる循環を図り、地域活性化につなげます。【追加】
- ◇空きオフィスへ進出する企業に対し、OAフロアや通信環境などIT環境整備に関する支援を行い、市内へのオフィス移転を促進するとともに、関係機関と連携し、市内の中小企業等のICT支援を推進します。【追加】

[主な取組] 中心市街地開業支援事業【継続】、中心市街地新規出店者育成支援事業【継続】、商工会議所との連携による創業支援【追加】、地域経済循環創造事業【追加】、ITオフィス環境整備事業【追加】、中小企業等ICT支援事業【追加】 など

■求人・求職マッチングによる新しい就労機会の提供と人財育成

- ◇市内事業者等と連携の上、都内の学生と市内企業とのコミュニケーション機会の拡大の観点から、本市での就職(求人)活動に対する幅広い支援を検討します。【継続】
- ◇新たな時代に合わせた学び直しを行うリスキリングによる就労者能力向上など、人材投資の活発化について検討します。【追加】

[主な取組] 女性のためのデジタル人材育成事業【追加】 など

■基本施策③ 交流人口・関係人口の拡大による地域経済の活性化

【KPI (重要業績評価指標)】

指標	基準値	目標値
観光入込客数 [観光客動態調査]	[基準値 (令和5年)] 1,425,987人	1,586,900人
SNSのフォロワー数 (X、Facebook、Instagram)	[基準値 (令和5年)] 26,671人	38,100人

【施策方針と主な取組】

■「地域の宝」の魅力向上による交流人口の拡大

- ◇本市には、霞ヶ浦や筑波山などの自然環境や歴史・文化、日本一の生産量を誇るれんこん、花きなどの特産物や土浦全国花火競技大会などのイベント、つくば霞ヶ浦りんりんロードなど、数多くの「地域の宝」があります。これら「地域の宝」を最大限に生かして本市の魅力を生み出し、交流人口の増加を図ります。【継続・見直し】
- ◇歴史的風致維持向上計画に基づき、本市の長い歴史を物語る歴史的建造物や遺跡、伝統行事などの歴史や文化を生かしたまちづくりを推進することで、まちなかへの人の動きを促進します。【追加】
- ◇観光に関する案内板を設置するなど来訪者のニーズに対応した受入態勢の充実を図り、来訪者の利便性や満足度を向上させることで、訪れやすいまちづくりを推進し、交流人口の拡大につなげます。【継続】

<p>◇本市の地域の宝や歴史を生かしたまちづくりについては、隣接する市町村や事業者等との連携を図ります。【追加】</p>
<p>[主な取組] 水郷筑波サイクリング環境整備事業【継続】、ジオパーク推進事業【継続】、歴史的風致維持向上計画推進事業【追加】、博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場等での各種企画展開催【継続】、上高津貝塚再整備事業【追加】、収蔵美術品修復事業【継続】、文化財の計画的な保存・活用の検討【継続・長期的取組】、ご当地アニメを生かしたコンテンツの創出【追加】、花火大会事業【継続】、食・農関連イベント（食のまちづくり等）【継続・見直し】、霞ヶ浦観光にぎわい創出【継続】、土浦ウインターフェスティバル開催【追加】、まちなかイベント（まちなか元気市開催、パブリックビューイング等）【継続・見直し】、高付加価値旅行者の誘致促進の検討【追加】 など</p>
<p>■情報発信機能の強化による認知度向上・来訪誘致・関係人口の拡大</p> <p>◇本市が存在感のある選ばれるまちとなることを目指し、まちの競争力や地域資源の魅力を戦略的に市内外へ発信するための施策を実施します。</p> <p>◇広報つちうら、公式ホームページ、SNS等の情報発信の強化に加え、メタバース空間「バーチャルつちうら」を効果的に活用し、地域ブランディングの強化を図るとともに、本市の魅力の伝達を通して、関係人口の更なる増加を目指します。</p>
<p>[主な取組] 広報つちうら、公式ホームページ・SNS等を活用した情報発信の強化【継続】、安心・安全な暮らしに向けた積極的な情報発信【継続】、イベント・ミックスによる相乗効果の創出【継続】、メタバース空間の活用【追加】 など</p>
<p>■効果的・効率的な施策展開のための観光プロデュース組織の確立</p> <p>◇各種観光・地域資源やイベントの連携・連動性を高めるとともに、更に効果的なプロモーションの展開を実現するため、隣接する市町村との連携を含め、観光推進組織の強化・拡充を図ります。【継続】</p>
<p>[主な取組] 第2次観光基本計画に位置付けた観光事業の推進体制の整備の検討【継続・見直し】 など</p>

戦略分野Ⅲ「暮らしやすさの向上による人口還流の創造」

戦略の考え方

- 本市では、結婚や住宅購入の中心的な年代である20歳代後半から30歳代の年齢層における社会移動が、これまでの転出超過から転入超過に転じました。この傾向が一過性のものとならないよう、本市が「住まう場」としての地域間競争に勝ち残っていくことが必要です。また、地域活力の維持のためには、アクティブシニア等を含めた多様な世代の流入も必要です。
- そこで、市民が安心安全に暮らせるまちづくりを進めるとともに、本市が持つ「地域の宝」やデジタル技術を活用しながら、生活の場としての“オンリーワン”の付加価値を創出し、東京圏に近接する地理的優位性との相乗効果により、本市への人口還流の強化に取り組みます。また、中長期的な視点から、本市との地縁がある方々との継続的なコミュニケーションを図り、市内外への戦略的なプロモーション等を通じて、将来的な「定住候補者」を獲得していきます。

成果 指標	社会移動数（純移動数） （茨城県常住人口調査）	[基準値（令和5年）] +1,274人	[目標値] 基準値以上
----------	----------------------------	------------------------	----------------

戦略展開方針

①都心にはないゆとりある魅力的な環境の創造

- ・テレワーク等の活用による「転職なき移住」が普及しつつある中、サイクリングやマラソンができる環境の充実、田舎暮らしを実現できる場づくり、官民連携による土浦港周辺等の魅力的な水辺空間の形成等を通じて、本市の恵まれた地域環境を最大限に生かしながら、都心にはない「ゆとり」と「快適さ」の両立した暮らしを実現します。
- ・また、文化的な環境の充実を通じた「心のゆとり」を合わせて提供し、多様な世代の流入増加を目指します。

②生活の利便性向上と安心・安全な暮らしの実現

- ・関係市町村と連携しながら、JR常磐線の輸送力強化と利便性向上を促進するとともに、地域のモビリティの向上に取り組むことにより、通勤・通学や日常生活の利便性を確保することで、人口流出の抑制、働き盛りの世代の流入増加を目指します。
- ・人口減少・少子高齢化など、様々な社会課題に直面する地方においては、デジタル技術の進展を背景に、その活用によって地域の個性を生かしながら地方の社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化を加速することが求められています。本市においても、子育てなどあらゆる分野でのデジタル技術の実装を検討し、暮らしやすさの向上を図ります。
- ・治安や災害に対する市民の不安を解消するため、防犯・防災意識を高めるための普及啓発、総合的な施策・事業、自主防犯組織及び自主防災組織への支援等を推進し、安心して住むことのできる環境を創出します。
- ・市民の保健福祉の増進に資することを目的として、公的医療機関への運営を支援するなど、救急医療体制のほか、地域医療の充実を図ります。

③「選ばれるまち」としての魅力の創造と定住のきっかけづくり

- ・本市が子育て世代や若者に「選ばれるまち」となるように、まちの魅力を創造し、戦略的な広報・プロモーションを展開します。
- ・本市に住む子ども、本市に通学してくる生徒、本市に通勤してくる市外在住者など、本市に何らかの「縁」を持つ人々との継続的なコミュニケーションや、都市と農村との交流を進めることにより、将来の「定住候補者」を獲得します。
- ・「定住候補者」に対しては、本市への定住のきっかけの提供や経済的支援を行うことにより、流入人口の増加を目指します。

基本施策

■基本施策① 都心にはないゆとりある魅力的な環境の創造

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値	目標値
市民農園の利用率	[基準値（令和5年）] 100%	100%
図書館の利用者数	[基準値（令和5年）] 411,283人	586,000人
土浦港周辺の歩行者通行量	[基準値（令和5年）] 2,713人/日	3,856人/日

【施策方針と主な取組】

■健康暮らし・田舎暮らしの創造

- ◇近年の「健康づくり」ニーズの高まりを本市にとっての機会ととらえ、サイクリングやマラソンといった「地域の宝」の充実・活用を通じて、「健康づくりのできるまち」を創造します。【継続】
- ◇家庭菜園ができる小規模農地の紹介や田植えなどの農業体験ができる機会を提供し、中心市街地に代表される都市的環境（利便性）との共存の中で、多様な自然に囲まれた中で過ごす「田舎暮らし」が実現できる場を創造します。【継続】

[主な取組] 水郷筑波サイクリング環境整備事業【再掲】【継続】、かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソン・土浦マラソン大会の開催【追加】、市民農園の利用率の向上【継続・見直し】 など

■「ゆとり」のある快適な都市環境の創出

- ◇霞ヶ浦や桜川といった本市の水辺空間を有効に活用し、「まち」と「水辺」が融合した魅力ある空間を創造します。特に、かわまちづくり計画において、川口二丁目地区拠点整備として位置付けている土浦港周辺広域交流拠点については、本市が先行整備した「りんりんポート土浦」に続けて、官民連携により、多くの方々が訪れる魅力ある空間の形成を目指します。【継続・見直し】
- ◇良好な風致・景観を備えた自然共生型の公園・レクリエーションの場の整備・充実や、貴重な自然環境や谷津田などの保全により、「憩い」と「潤い」の場を創出・提供します。【継続】
- ◇霞ヶ浦湖畔や筑波山麓、旧城下町とその周辺、土浦駅周辺の地区については、本市を特徴づけられるような景観形成に向け、重点的かつ計画的な景観の保全・誘導を進めます。【継続】

[主な取組] 土浦港周辺広域交流拠点の活用における民間事業者との連携【継続・長期的取組】、亀城公園・乙戸沼公園等の都市公園等管理運営・長寿命化事業【再掲】【継続】、霞ヶ浦総合公園管理運営・長寿命化事業【再掲】【継続】、都市景観整備事業【継続】 など

■多様な「学び」による心のゆとりづくり

- ◇公民館や図書館・市民ギャラリーを中核施設としながら、市民の生涯学習活動がより活発化していくよう支援するとともに、市民に開かれた芸術文化活動を推進します。【継続・見直し】
- ◇市民との連携による芸術文化との触れ合いの機会提供、県と連携した生涯学習活動の奨励など、市民が進んで学ぶことのできる環境を構築します。【継続】

〔主な取組〕 図書館・市民ギャラリーの利用の推進（本の通帳、図書館フェス、図書館・市民ギャラリー連携企画）【継続】、土浦薪能開催の支援【継続】、博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場等での各種企画展開催【再掲】【継続】、上高津貝塚再整備事業【再掲】【追加】、公民館講座の開催【追加】 など

■基本施策② 生活の利便性向上と安心・安全な暮らしの実現

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値	目標値
公共交通不便地域	[基準値（令和5年）] 75.6 km ²	66.2 km ²
刑法犯認知件数	[基準値（令和5年）] 1,284 件	現状値（1,284 件） 以下
常時受付オンライン化手続き数	[基準値（令和5年）] 累計 160 件	累計 320 件

【施策方針と主な取組】

■地域内外のモビリティの向上

- ◇地域内外の通勤通学、あるいは日常生活の利便性を確保するため、既存の鉄道や路線バスの利用環境の改善、新たなコミュニティ交通の導入などを図り、総合的な地域公共交通の確保・維持・改善策を展開します。【継続・見直し】
- ◇特に、路線バスの減便によって、市民の移動に困難が生じている地域について、隣接自治体と連携するとともに、デジタル技術を活用することによって、地域公共交通のドライバー不足の解消及び運行の効率化を図り、持続可能な公共交通網の構築を目指します。【追加】
- ◇JR常磐線については、羽田空港アクセス線（仮称）の整備等も見据えつつ、輸送力の強化及び利便性の更なる向上に向けて、関係市町村と連携して、JR東日本に対する要望活動やJR常磐線の利用促進に向けた取組を行います。【継続・見直し】
- ◇更なる利便性向上・地域活性化を図るため、つくばエクスプレス（以下、「TX」という。）土浦延伸の実現に向けた取組を推進します。【追加】
- ◇土浦市自転車のまちづくり構想に基づき、水郷筑波サイクリング環境整備等と連携しながら、市内の自転車交通ネットワークを整備し、身近で安心・安全な交通体系を構築します。【継続・見直し】

〔主な取組〕 地域公共交通の総合的な確保・維持・改善策の立案【継続・見直し】、地域連携で移動の足を確保するためのモビリティサービス基盤の構築【追加】、まちづくり活

性化バス運行支援・利用促進【継続】、T X土浦延伸の早期実現に向けた取組【追加】、自転車交通ネットワーク整備【継続・見直し】 など

■デジタル技術の活用による生活の利便性の向上【新規】

- ◇新たなデジタル技術を活用するニーズを踏まえ、子育てをはじめ、教育、交通、観光、福祉、行政サービスなどのあらゆる分野において、デジタル技術の実装を検討し、市民生活の快適性の向上を図ります。
- ◇デジタル技術の実装にあたっては、国が示す、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化の観点のもと、高齢者や障害者、子ども、在留外国人等にもデジタルデバイドが発生しないよう、利用者目線による様々な配慮、必要となるケア、サポート等を実施します。

[主な取組] 地域連携で移動の足を確保するためのモビリティサービス基盤の構築、新公共施設予約システムの活用、書かない窓口の導入、つちうらリモートコンサルジュシステム(テレビ会議システム)の活用、保育所等A I入所選考システムの導入、スマートフォン操作方法講座の開催、SNSセミナーの開催、デジタル関連セミナー開催 など

■安心・安全な暮らしの実現

- ◇治安の維持・向上を図るため、防犯ステーション「まちばん」や防犯灯・防犯カメラの有効活用等を行うとともに、防犯意識の高揚を図るため、各地区の自主防犯組織の活動の活性化、防犯教室等の拡充を図ります。【継続】
- ◇「自分達のまちは、自分達で守る」という意識のもとに結成された、各地区の自主防災組織を中心とした防災活動の活性化に加え、ボランティアとして地域の防災活動を支える「地域防災サポーター」と自主防災組織が連携することによって、市民の防災意識の高揚と、地域防災力の更なる強化を図ります。【継続・見直し】
- ◇交通安全施設の整備や通学路の安全確保、放置自転車対策、土浦市空家等対策計画に基づく空家等予防対策や空家等解消対策、急傾斜地崩壊対策など、様々な視点からの取組を一つひとつ着実に進め、まち全体の「安心・安全」を創出します。【継続】

[主な取組] LED防犯灯設置補助【継続】、放置自転車対策強化【継続】、土浦市空家等対策計画に基づく各種施策の推進【継続】、防犯教室・出前講座の拡充【継続】、既存の防犯組織の活性化及び地域の自主的な防犯の取組に対する支援【継続】、自主防災組織の運営や各種取組に対する支援【継続】、消防団を中核とした地域防災力の充実強化【追加】、急傾斜地崩壊対策【追加】、防災意識普及啓発【追加】、防災拠点・防災設備整備【追加】、災害現場でのドローンの活用【追加】 など

■地域医療の充実

- ◇日常のかかりつけ医から、救命救急医療や周産期医療に至るまで、市民誰もが住み慣れた地域で安心して医療を受けることができる環境を整備します。【継続】
- ◇また、市民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むことができる体制の充実に図ります。【継続】

[主な取組] 公的医療機関運営支援事業【継続】、医療体制強化事業(筑波大学連携)【継続】、救急医療体制強化支援事業【追加】、地域医療対策事業【追加】、土浦市健康増進計画・食育推進計画に基づく各種取組の推進【継続】 など

■基本施策③ 「選ばれるまち」としての魅力の創造と定住のきっかけづくり

【K P I（重要業績評価指標）】

指標	基準値	目標値
まちなか定住促進事業（住宅関連助成） 利用実績	[基準値（令和5年）] 累計 213 件	累計 351 件
市内就業者における市内常住者割合 [国勢調査]	[基準値（令和2年）] 49.8%	50.0%

【施策方針と主な取組】

■「選ばれるまち」としての魅力の創造

◇シティプロモーション戦略プランに基づく戦略的な広報・プロモーションを展開することで、潜在的なまちの魅力を引き出し、その価値をPRすることにより、子育て世代や若者に「選ばれるまち」を目指します。また、ふるさと納税の利用促進等を通じて、新たな「地縁ある人々」を創造します。【継続・見直し】

[主な取組] 戦略的広報・シティプロモーションの推進【継続・見直し】、イベント等を契機としたふるさと納税制度のPR【継続】、企業版ふるさと納税制度の利用促進【継続】など

■郷土の歴史・文化を通じた「ふるさと」づくり

◇市史編さんや本市に関わる重要資料の保存・公開を始めとして、地域財産の学校教育・郷土教育での活用を進め、市内の子どもたちの「ふるさと意識」の醸成を図ります。【継続】

◇事業者との連携などにより、職業体験・しごと体験等の機会を提供し、年少世代における職業観・地域観の育成を図ります。【継続】

[主な取組] 文化財の調査・保護・活用【継続】、新編土浦市史編さん【継続】、郷土教育推進事業【継続】、博物館・上高津貝塚ふるさと歴史広場の活用【継続】、上高津貝塚再整備事業【再掲】【追加】、事業者連携によるしごと体験会の開催の検討【継続】など

■定住のきっかけづくり

◇東京圏から本市に移住し、新たに就業する者への経済的支援、若者の結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経済的支援などを通じて、市外在住者が市内へ転入してくるきっかけを提供します。【継続・見直し】

◇新婚世帯・子育て世代に対するまちなかへの定住支援について、多世代近居・同居世帯に対する支援を拡充するとともに、支援の対象者に単身学生を加えるなど、若い世代を中心に中心市街地への転入を促進します。【継続・見直し】

◇首都圏在住者を始め、地方への移住に関心のある方に対し、移住体験などを通して本市の魅力をアピールすることで、本市への移住・定住を促進します。【継続・見直し】

◇若者の経済的負担を軽減するため、奨学金の返還支援と就職活動に要した交通費等の支援を実施し、本市へのU I J ターンを促進することで、若者定住による活

性化に繋がります。【追加】

[主な取組] わくわく茨城生活実現事業【再掲】【継続】、結婚新生活支援事業【再掲】【継続】、まちなか定住促進事業（賃貸住宅家賃補助、建替え・購入借入金補助）【再掲】【継続・見直し】、移住定住促進事業【継続・見直し】、奨学金返還支援制度【再掲】【追加】、地方就職学生支援制度【再掲】【追加】 など

戦略分野Ⅳ「長期的な視野に立った魅力ある地域の創造」

戦略の考え方

- 本市では、今後、本戦略の展開を通じて人口ビジョンの実現を目指していきますが、人口ビジョンが実現されたとしても、一定の高齢化、人口減少は避けられません。
- 地域を支える市民の高齢化や減少は、とりも直さず地域コミュニティの活力低下に直結するおそれがあることから、将来を展望した中で、持続可能性のある新しいコミュニティの在り方を確立するとともに、活動の担い手の育成、様々な主体との協働により、まちづくりを推進していきます。
- また、人口減少による税収の減少や高齢化に伴う扶助費の増加等により、厳しい財政運営が予想されることから、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を基本とした効果的・効率的な取組を進めることにより、これまで以上に「効率性」と「質の向上」が両立したまちづくりの実現を目指します。
- TXの土浦延伸は、市民の日常生活の利便性が飛躍的に向上することはもとより、沿線開発が期待され、東京圏に近接している地理的優位性との相乗効果で、本市への人口流入が見込まれます。TXの土浦延伸の実現に向けた取組に加え、実現後を見据えた調査・検討に今から取り組んでいく必要があります。

成果 指標	地域コミュニティ施設整備後の利用者数率	[基準値(令和5年)] 118.52%	[目標値] 181.02%
	D I D地区※の人口比率 (国勢調査)	[基準値(令和2年)] 59.3%	[目標値] 62.0%

戦略展開方針

①持続可能なコミュニティの確立

- ・自助・共助・公助の密接な連携と相互補完の下で、地域の課題解決に取り組むことができるよう、各分野におけるコミュニティ活動の強化を進めます。一方で、「共助」を持続性のある形にしていくため、まちづくりに関わる市民団体等の自発的・自立的な活動が促進するよう、これまで以上に積極的な支援を行います。
- ・また、これまで以上に激しくなることが予想される地域間競争に打ち勝っていくため、まちづくりに関わる全ての関係者・関係機関が一致団結し、政策立案機能の高度化、あるいは具体的事業の実行力を高めていく取組を進めます。

②暮らしの質を向上させるまちづくり

- ・人口減少を前提として、都市の活力と住民の生活利便性を維持しつつ、いつまでも暮らしやすいまちの実現に向けて、中心市街地を核として、地区の拠点をつなぐ都市構造を基本とした「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めます。
- ・中心市街地は、進めてきた拠点機能形成の成果を土台として、中心市街地活性化基本計画等に基づき、新たな商業の担い手や定住者を生み出すソフト施策等による更なる活性化を図ります。

③TXの土浦延伸を見据えた機運醸成と調査検討の推進

- ・TXの土浦延伸は、都市構造や交通ネットワークを大きく変革する事業であり、実現までには長い時間を要しますが、その実現に向けて機運醸成を図るとともに、実現後を見据えた調査・検討を進めます。

※D I D地区：人口集中地区。市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。都市的地域と農村的地域の分けや、狭義の都市としての市街地の規模を示す指標として使用される。

基本施策

■基本施策① 持続可能なコミュニティの確立

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値	目標値
NPO法人設立数	[基準値(令和5年)] 42 法人	45 法人
公園里親制度 認証団体数	[基準値(令和5年)] 16 団体	22 団体

【施策方針と主な取組】

■市民主体のまちづくりの推進

- ◇ これまでに取り組んできたまちづくりの中でも、市民との協働が求められる分野は、福祉、防犯・防災、生涯学習、景観など多岐にわたります。市民との協働のまちづくりの推進に当たっては、市民の自治意識の高揚を図り、「共に考え行動する『協働』によるまちづくり」の理念を市民と共有しつつ、こうした取組について、丁寧に支援・対応することで、市民のまちづくりへの参画意欲を高めるとともに、未来に向かって共に歩みを進める機運を醸成します。【継続】
- ◇ まちづくりを学ぶ機会の提供等による担い手づくりを進めるとともに、地域力向上や市内で活動する市民団体等の自発的・自律的な活動を促進する重点的な取組を行い、地域コミュニティの再生・強化を図ります。【継続】
- ◇ 本市に集う市民と産官学金言労（産業・行政・大学・金融・報道・労働）が、常に政策立案や様々な事業実施について、各々の立場から一致団結した取組が進められるよう、新しい地域ネットワークの形成づくりに取り組んでいきます。【継続】

[主な取組] 自主防犯組織及び自主防災組織等の市民活動に対する継続的支援【継続】、市民の協働と自治意識に対する啓発の取組の推進【継続】、協働のまちづくりファンド事業【継続】、「人権と平和のつどい」と「市民協働×男女共同フェスティバル」を統合した「クローバーフェスティバル」の開催【再掲】【継続・見直し】、地域コミュニティ活動の拠点となる地域公民館、集会施設の整備支援【継続】、茨城県提案型共助社会づくり支援事業（県連携）【継続】、大学等との連携事業の検討【継続】、市民と市長の対話集会の開催【継続】、公園の里親制度の促進【継続】など

■持続可能なコミュニティの形成

- ◇ 現在、地域福祉を目的に実施されている様々なサービス事業を継続的に実施していくとともに、NPOや民間企業、市民などの多様な主体との強固な連携体制を構築し、幅広い高齢者向け生活支援サービスを提供します。【継続】
- ◇ 地域包括ケアシステムである「ふれあいネットワーク」を再構築し、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築することで、より身近な地域での地域共生社会の実現を目指します。【継続・見直し】

[主な取組] 重層的支援体制整備事業【追加】、高齢者移送サービスの提供【継続】 など

■基本施策② 暮らしの質を向上させるまちづくり

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値	目標値
中心市街地居住者人口割合	[基準値（令和4年）] 5.42%	5.75%
休日の中心市街地歩行者・ 自転車交通量	[基準値（令和4年）] 21,166人/日	26,270人/日

【施策方針と主な取組】

■中心市街地を核としたコンパクトシティの実現

◇土浦駅前への市庁舎や図書館の移転整備等により進めてきた拠点機能形成の成果を土台として、周辺資源との連携、商業の担い手づくり、定住促進等に取り組み、「歴史が息づき人々が集う、魅力ある湖畔の都市」として中心市街地の更なる活性化を進めます。【継続・見直し】

[主な取組] 土浦市中心市街地活性化基本計画に基づく各種取組の推進【継続・見直し】 など

■地域特性に応じた市街地の形成

◇市域の効率的、かつ、バランスのある発展のため、各地域において拠点性の強い地区について、地域の現状・特性に応じた良好な市街地の形成を進め、地区拠点としての機能を強化します。【継続】

◇本市の南の拠点である荒川沖駅について、周辺の都市化等による交通状況の変化に対応し、利用者の更なる利便性向上を図るため、駅西口及び東口の駅前広場の機能再編に向けた取組を推進します。【追加】

◇生活サービス施設が拠点に集積するとともに、公共交通により誰もがその拠点に容易にアクセスできる「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の都市構造を構築することを目指し、立地適正化計画に基づく取組を推進します。【継続・長期的取組】

◇まちなかの歩行者空間の創出や官民連携による都市空間の多彩な活用等により、地区拠点に人が集まり、歩きたくなる空間の創出について検討していきます。【継続・長期的取組】

[主な取組] 荒川沖駅東西口駅前広場の機能再編【追加】、立地適正化計画に基づく各種取組の推進【継続・長期的取組】、土浦港周辺広域交流拠点の活用における民間事業者との連携【再掲】【継続・長期的取組】 など

■公共施設等の適切な維持管理や適正な配置

◇人口減少社会を迎える中、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の適切な維持管理や適正な配置を推進します。【継続・見直し】

◇特に、小学校・中学校等については、学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化の進む施設の改修・更新による長寿命化を進め、安全・安心で持続的な教育環境を

<p>整備するとともに、各地区における人口推移等を勘案しながら、子どもたちに最適な教育が提供できるよう、立地の適正化を図ります。【継続・見直し】</p> <p>◇道路や上下水道、ごみ焼却施設、公園といった都市的インフラについて、マネジメント計画に基づく適切な修繕等の対応を計画的に実施するとともに、延命化・長寿命化を図りながら維持・活用を図ります。【継続】</p>
<p>[主な取組] 公共施設等の総合管理の実施【継続】、小学校等の適正配置の推進【継続・見直し】、上大津地区統合小学校整備事業【追加】、小学校・中学校長寿命化改良事業【追加】など</p>
<p>■ 広域連携の推進による新たな経済・生活圏の形成</p> <p>◇交通や観光等の共通かつ広域的な課題に対する周辺地域とのネットワークの形成を推進します。【継続・見直し】</p> <p>◇人口減少が進み、なおかつ、地域住民の生活行動圏が拡大する中で、市民の暮らしの質の維持・向上に向けて、本市を含む周辺市町村がそれぞれ有する強みを生かした広域での連携による効率的なまちづくりの在り方を検討していきます。【継続・長期的取組】</p>
<p>[主な取組] 水郷筑波サイクリング環境整備事業【再掲】【継続】、ジオパーク推進事業【再掲】【継続】、地域公共交通の総合的な確保・維持・改善策の立案【再掲】【継続・見直し】、地域連携で移動の足を確保するためのモビリティサービス基盤の構築【再掲】【追加】、広域連携による行政サービスの在り方の検討【継続・長期的取組】など</p>

■ 基本施策③ TXの土浦延伸を見据えた機運醸成と調査検討の推進【新規】

【KPI（重要業績評価指標）】

指標	基準値	目標値
<p>「TXの土浦延伸を契機とした活力のあるまち」と回答した転入者・転出者の割合</p> <p>[住みたいまちに関するアンケート調査]</p>	<p>[基準値（令和6年）]</p> <p>36.7%</p>	<p>50.0%</p>

【施策方針と主な取組】

<p>■ TXの土浦延伸の実現に向けた取組</p> <p>◇延伸の意義や効果、市民生活への影響等について、市民に対し丁寧に説明を行うとともに、市、市民有志、経済団体等で結成した「TX土浦延伸を早期実現する会」を中心に、イベントなどで各種PR活動を展開し、機運の醸成を図ります。</p> <p>◇早期実現に向けて、県と連携を図りながら、機を捉えて国や関係機関に対し働きかけを行います。</p>
<p>[主な取組] TX土浦延伸の早期実現に向けた取組 など</p>
<p>■ TXの土浦延伸を見据えた取組</p>

◇ T Xの土浦延伸は、都市構造や交通ネットワークを大きく変革する事業であり、実現までには長い時間を要しますが、延伸の事業化に向けた準備段階で進める必要がある取組について整理し、新たな開発候補地選定に向けた調査など、延伸実現を見据えた調査・検討を進めます。

[主な取組] 開発候補地調査検討事業 など

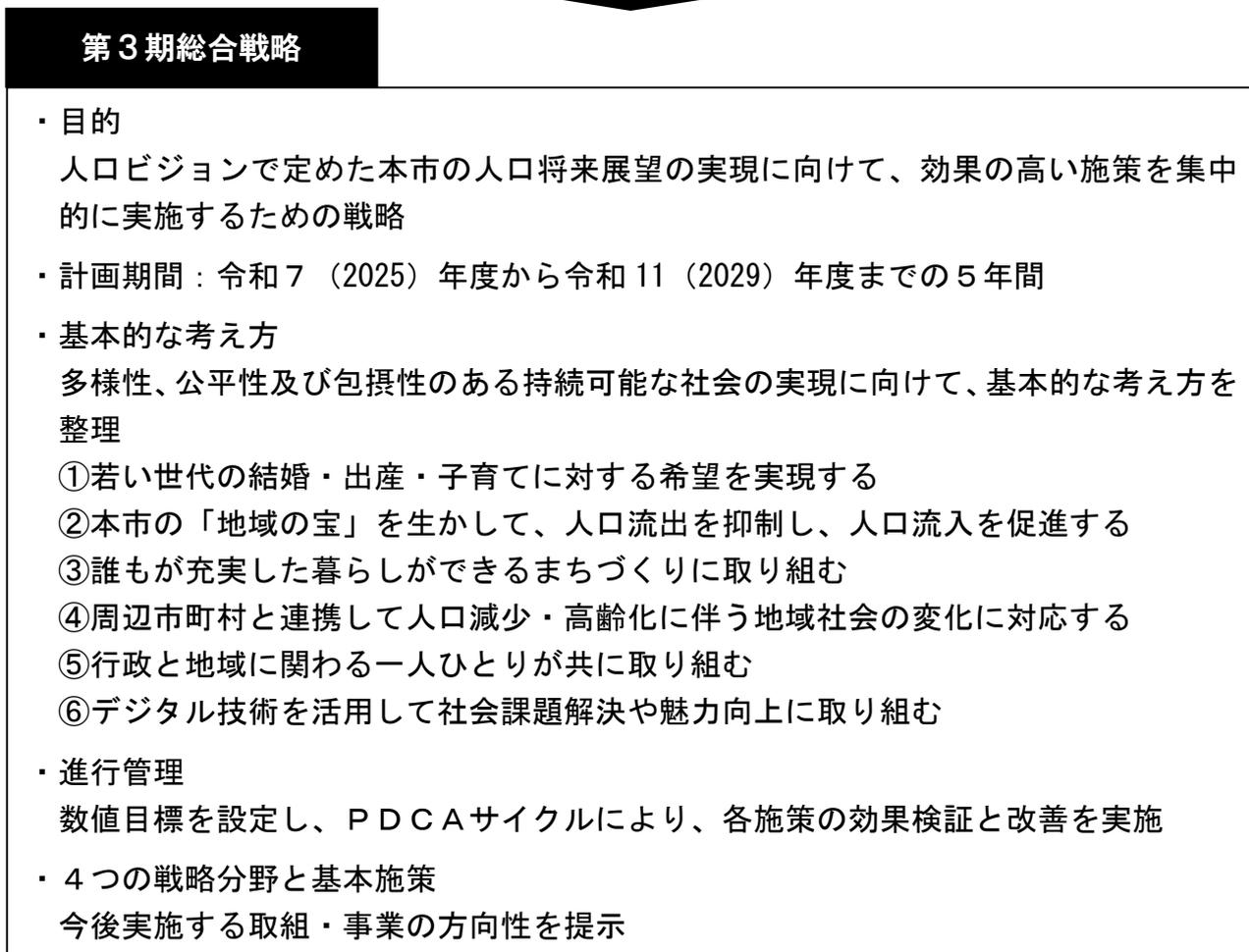
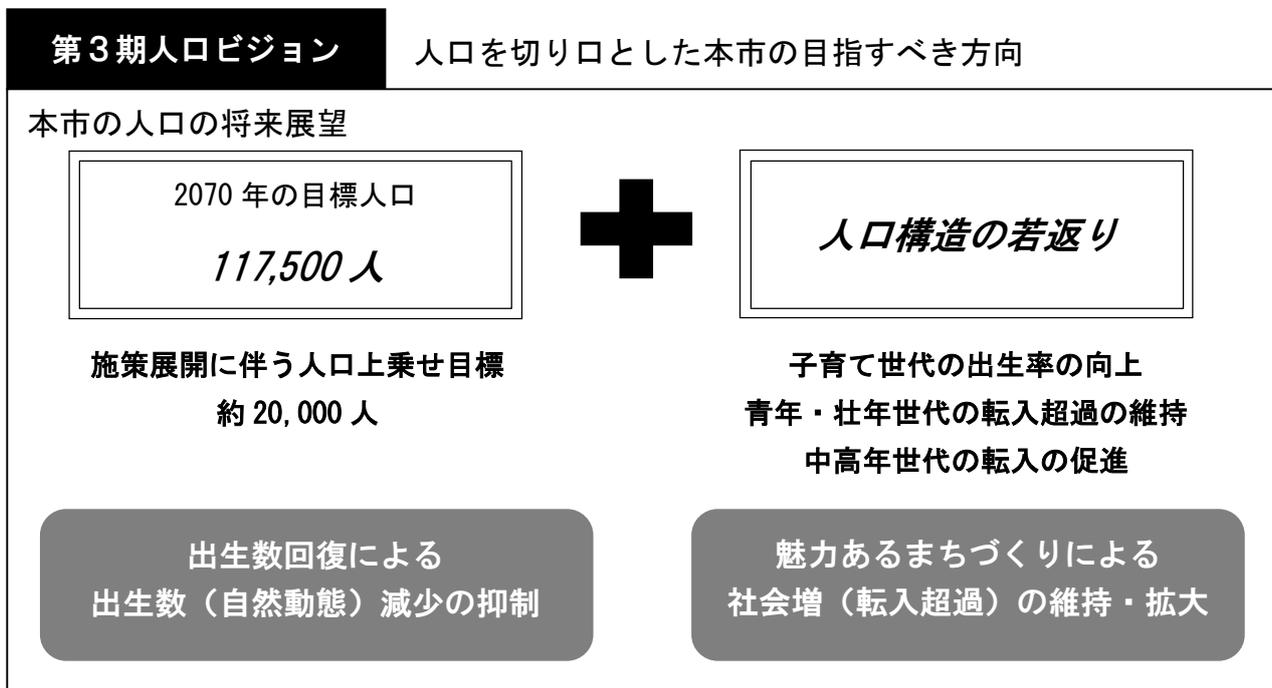
第3期土浦市まち・ひと・しごと創生

人口ビジョン・総合戦略

【資料編】

1 第3期人口ビジョン・総合戦略の体系と成果指標・KPIの考え方（概要）

（1）第3期人口ビジョンと総合戦略との関係



(2) 第3期総合戦略の展開（戦略分野と基本施策）

戦略分野Ⅰ「結婚・出産・子育ての応援、誰もが活躍できる地域社会の創造」

【戦略の考え方】

基礎自治体として提供すべき各種支援・サービスの拡充を多面的に進め、結婚・出産・子育て世代の希望の実現に向けた応援を強化するとともに、多様な人々が活躍できる地域社会をつくる。

基本施策①仕事と子育てが両立できる環境の構築

【戦略展開方針】

- ・育児に関する肉体的・心理的負担を軽減するため、質の高い、利用しやすい保育等サービスの提供を進める。また、テレワークやフレックスタイム制度を始めとした多様で柔軟な働き方の活用促進など、仕事と子育てが両立できる環境を構築する。

【施策方針】

- ・質の高い、利用しやすい保育等サービスの提供
- ・仕事と子育ての両立支援の促進

基本施策②安心して子育てできる環境の構築

【戦略展開方針】

- ・家族形成の段階に応じながら、切れ目のない多面的な支援・サービスを更に強化することで、子育てで親子が孤立せず、安心して出産・子育てのできる環境を提供する。また、多様な市民ニーズを丁寧にくみ取りながら、子育てにかかる経済的負担に対する不安解消に取り組む。

【施策方針】

- ・安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり
- ・子育てにやさしい都市機能の構築
- ・安心して過ごすことができる居場所づくり
- ・切れ目のない経済的支援の実施

基本施策③結婚支援の充実

【戦略展開方針】

- ・県と連携しながら、結婚希望の実現を支援する。また、結婚に伴う経済的支援を行うことにより、市内外の若者に対して、本市での結婚と新婚生活のスタートに関する気運醸成を図る。

【施策方針】

- ・出会いの場の創出
- ・若者の結婚への気運醸成・意識啓発と支援

基本施策④市民の誰もが活躍できる地域社会づくり

【戦略展開方針】

- ・市民の誰もが地域社会に参画することができるよう環境の整備や支援を進めることで、誰もが居場所と役割を持つことができ、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、希望がかない、能力を発揮でき、生きがいを感じながら暮らすことができる地域社会の実現を目指す。

【施策方針】

- ・女性の活躍とワークライフバランスを促す取組
- ・高齢者の生きがいづくり
- ・障害者の就労支援と働く場づくり
- ・「外国人市民」が地域づくりへ参加する環境の整備
- ・子ども・若者主体のまちづくりの推進

【戦略分野 I 成果指標・KPI一覧】

分類	成果指標・KPI	基準値⇒目標値	目標値の設定理由
戦略分野 I 成果指標	○合計特殊出生率	◆1.13(R1～R5)⇒1.41	安心して出産・子育てができる環境が構築され、一人当たりの出生数が増加した程度を示す指標
	○年少人口割合	◆10.4%(R5.10)⇒9.8%	人口構造の若返りに向けて、子育て世帯の転入促進・転出抑制を含め、子どもの総数を示す指標
基本施策① KPI	○保育所待機児童数	◆0人(R6.4)⇒0人	充実した子育て支援環境を象徴する、保育所の整備状況を示す指標
	○父親の育児休業取得率	◆20.5%⇒74.3%	父親の育児への参画状況を示す指標
基本施策② KPI	○小地域交流サロン事業の実施数	◆31地区(R5)⇒37地区	子どもの遊べる場・親同士の交流の場の充実度を示す指標
	○子育て支援拠点施設の利用者数	◆50,296人(R5) ⇒76,900人	子育て支援環境の充実度を示す指標
	○「赤ちゃんの駅」設置数	◆34か所(R5)⇒40か所	まち全体での子育てしやすい環境の整備状況を示す指標
基本施策③ KPI	○婚姻率(人口1,000人当たり)	◆4.6(R5)⇒5.9	結婚支援の取組成果を示す指標
基本施策④ KPI	○女性就業率 (25～49歳就業者／同総人口)	◆68.3%(R2)⇒78.0%	仕事と子育てが両立できる環境への取組成果を示す指標
	○生きがい対応型デイサービス事業における60歳以上の利用者数	◆44,155人(R5) ⇒72,000人	高齢者が生きがいを持って暮らすことができる環境構築の進捗状況を示すとともに、地域(住民)の参画による地域活動への取組状況を示す指標
	○就労訓練を受けた方のうち一般就労した人数	◆16人(R5)⇒38人	障害者の就労支援への取組成果を示す指標
	○ボランティア日本語教師数	◆24人(R5)⇒40人	外国人市民も日本人市民と同様、土浦市民として地域社会で安心して暮らせるように、基本的な生活環境を整えるための指標
	○市内学生の地域愛着度	◆66.8%(R6)⇒75.0%	市内学生の地域への理解と愛着を深める取組成果を示す指標

戦略分野Ⅱ「地域経済の活性化を通じた持続性ある雇用基盤の確立」

【戦略の考え方】

本市の「都市拠点性」を支えてきた中堅・中小企業を支援し成長を促進することで、良質な雇用の拡大を図るとともに、来訪者（交流人口）や関係人口の増加を通じて地域経済の活性化につなげる。また、企業立地補助金・奨励金の活用等によって、市内全体の雇用基盤の拡大を目指す。

基本施策①良質な雇用の拡大と多様な人材の就業促進

【戦略展開方針】

- ・各種融資制度を利用した円滑な資金調達の支援等に加え、金融機関や商工会議所等と連携を図りつつ、地域経済を支える中堅・中小企業を支援するなど、良質な雇用の拡大を図る。
- ・農産物等のブランド化による付加価値の創造や高収益作物への転換支援を通じて、農業を稼げる産業にし、安定的な雇用基盤として確立する。
- ・生産力を維持・拡大するため、高齢者や外国人など多様な人材の就業を促進する。

【施策方針】

- ・地域の良質な雇用の拡大
- ・農業の自立・高付加価値化による雇用力の拡大
- ・生産力の維持・拡大に向けた多様な人材の就業促進

基本施策②新たな就労機会の創造

【戦略展開方針】

- ・企業立地補助金・奨励金制度の活用による、企業・事業所等の立地促進に加え、スマートインターチェンジの整備に伴う新たな土地利用の誘導や、インターチェンジ周辺地区における新たな産業用地の創出により、企業を誘致し、雇用を創出する。
- ・新規創業や新事業展開・新規出店等を積極的・多面的に支援し、自発的・内発的な雇用を創造するとともに、各人の能力を最大限に生かすための「人財育成」を促進する。

【施策方針】

- ・企業誘致の促進と雇用確保
- ・創業・新事業の創出やICT技術等の活用を通じた新たな就労機会の創造
- ・求人・求職マッチングによる新しい就労機会の提供と人財育成

基本施策③交流人口・関係人口の拡大による地域経済の活性化

【戦略展開方針】

- ・本市の「地域の宝」を活用し、県や周辺市町村と連携して誘客を進める。加えて、メタバースやSNS等のデジタルツールを活用しつつ、まちの魅力を市内外に発信し、市外からの来訪者や関係人口を増加させ、観光関連事業を中心とした「稼ぐ力」を高める。
- ・「稼ぐ力」を地域経済の活性化、ひいては雇用力強化に結び付けることで、持続性のある新たな雇用基盤として確立する。

【施策方針】

- ・「地域の宝」の魅力向上による交流人口の拡大
- ・情報発信機能の強化による認知度向上・来訪誘致・関係人口の拡大
- ・効果的・効率的な施策展開のための観光プロデュース組織の確立

【戦略分野Ⅱ 成果指標・KPI一覧】

分類	成果指標・KPI	基準値⇒目標値	目標値の設定理由
戦略分野Ⅱ 成果指標	○市内民営事業所に就業する従業者数	◆76,348人(R3) ⇒77,635人	本市の「雇用力」の状況を示す指標
	○事業従業者一人当たり付加価値額	◆484万円(R3)⇒550万円	本市の「雇用力」の裏付けとなる経済活動の活性度を示す指標
基本施策 ① KPI	○企業の付加価値額	◆2,441億円(R3) ⇒2,832億円	企業・事業所における「雇用力」の前提となる事業拡大の状況を示す指標
	○年間販売額	◆5,087億円(R3) ⇒5,901億円	商業の振興への取組成果を示す指標
	○ブランド(農産物)認証件数	◆5件(R5)⇒10件	安定した雇用基盤の前提として、農業の高付加価値化への取組状況を示す指標
	○65歳以上の就業者数	◆9,529人(R2) ⇒11,900人	多様な就労機会が確保・拡充できているかを示す指標
基本施策 ② KPI	○産業系立地を誘導する区画等の立地件数	◆64区画/67区画(R5) ⇒67区画	新たな就労の場としての企業・事業所の誘致活動成果を示す指標
	○新設事業所数	◆1,304件(H29～R3) ⇒基準値以上	「雇用力」底上げとして、新規の創業・起業等の状況を示す指標
基本施策 ③ KPI	○観光入込客数	◆1,425,987人(R5) ⇒1,586,900人	観光振興・交流人口拡大に向けた取組成果を示す指標
	○SNSのフォロワー数 (X、Facebook、Instagram)	◆26,671人(R5) ⇒38,100人	関係人口拡大に向けた取組成果を示す指標

戦略分野Ⅲ「暮らしやすさの向上による人口還流の創造」

【戦略の考え方】

市民が安心安全に暮らせるまちづくりを進めるとともに、本市が持つ「地域の宝」やデジタル技術を活用しながら、生活の場としての付加価値を創出し、本市への人口還流の強化に取り組む。また、中長期的な視点から、市内外への戦略的なプロモーション等を通じて、将来的な「定住候補者」を獲得する。

基本施策①都心にはないゆとりある魅力的な環境の創造

【戦略展開方針】

- ・本市の恵まれた地域環境を最大限に生かしながら、都心にはない「ゆとり」と「快適さ」の両立した暮らしを実現する。また、文化的な環境の充実を通じた「心のゆとり」を合わせて提供し、多様な世代の流入増加を目指す。

【施策方針】

- ・健康暮らし・田舎暮らしの創造
- ・「ゆとり」のある快適な都市環境の創出
- ・多様な「学び」による心のゆとりづくり

基本施策②生活の利便性向上と安心・安全な暮らしの実現

【戦略展開方針】

- ・JR常磐線の輸送力強化と利便性向上を促進するとともに、地域のモビリティの向上により、通勤・通学や日常生活の利便性を確保することで、人口流出の抑制、働き盛りの世代の流入増加を目指す。
- ・様々な社会課題に直面する地方においては、デジタル技術の活用による社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化を加速することが求められている中、本市においても、子育てなどあらゆる分野でのデジタル技術の実装を検討し、暮らしやすさの向上を図る。
- ・防犯・防災意識を高めるための普及啓発、総合的な施策・事業、自主防犯組織及び自主防災組織への支援等を推進し、安心して住むことのできる環境を創出する。
- ・公的医療機関への運営を支援するなど、救急医療体制のほか、地域医療の充実を図る。

【施策方針】

- ・地域内外のモビリティの向上
- ・デジタル技術の活用による生活の利便性の向上
- ・安心・安全な暮らしの実現
- ・地域医療の充実

基本施策③「選ばれるまち」としての魅力の創造と定住のきっかけづくり

【戦略展開方針】

- ・本市が子育て世代や若者に「選ばれるまち」となるように、まちの魅力を創造し、戦略的な広報・プロモーションを展開する。
- ・本市に何らかの「縁」を持つ人々との継続的なコミュニケーションや、都市と農村との交流を進めることにより、将来の「定住候補者」を獲得し、本市への定住のきっかけの提供や経済的支援を行うことにより、流入人口の増加を目指す。

【施策方針】

- ・「選ばれるまち」としての魅力の創造
- ・郷土の歴史・文化を通じた「ふるさと」づくり
- ・定住のきっかけづくり

【戦略分野Ⅲ 成果指標・KPI一覧】

分類	成果指標・KPI	基準値⇒目標値	目標値の設定理由
戦略分野Ⅲ 成果指標	○社会移動数(純移動数)	◆+1,274(R5) ⇒基準値以上	「住みたい」と感じてもらい、どれだけ転入増加・転出抑制が図られたかを示す指標
基本施策 ① KPI	○市民農園の利用率	◆100%(R5)⇒100%	「田舎暮らし」を実現できる環境づくりの成果を示す指標
	○図書館の利用者数	◆411,283(R5)⇒586,000人	「心のゆとり」を提供できる文化的施設の充実度を示す指標
	○土浦港周辺の歩行者通行量	◆2,713人/日(R5) ⇒3,856人/日	地域(自然)資源の活用による「ゆとり」あるまちづくりの成果を示す指標
基本施策 ② KPI	○公共交通不便地域	◆75.6km ² (R5)⇒66.2km ²	生活行動の重要な手段となる公共交通の充実度を示す指標
	○刑法犯認知件数	◆1,284件(R5) ⇒現状値以下	治安向上の成果を示す指標
	○常時受付オンライン化 手続き数	◆累計160件(R5) ⇒累計320件	デジタル技術の活用の取組状況を示す指標
基本施策 ③ KPI	○まちなか定住促進事業 (住宅関連助成)利用実績	◆累計213件(R5) ⇒累計351件	定住のためのきっかけとして支援策展開の成果を示す指標
	○市内就業者における 市内常住者割合	◆49.8%(R2)⇒50.0%	本市に勤めているという「縁」のある人の定住化状況を示す指標

戦略分野Ⅳ「長期的な視野に立った魅力ある地域の創造」

【戦略の考え方】

持続可能性のある新しいコミュニティの在り方を確立するとともに、活動の担い手の育成、様々な主体との協働により、まちづくりを推進する。また、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を基本とした取組を進めることにより、「効率性」と「質の向上」が両立したまちづくりの実現を目指す。さらに、T×の土浦延伸によって、本市への人口流入が見込まれるため、T×の土浦延伸の実現に向けた取組に加え、実現後を見据えた調査・検討に今から取り組んでいく必要がある。

基本施策①持続可能なコミュニティの確立

【戦略展開方針】

- ・ 自助・共助・公助の密接な連携と相互補完の下で、地域の課題解決に取り組むことができるよう、各分野におけるコミュニティ活動の強化を進める。一方で、まちづくりに関わる市民団体等の自発的・自立的な活動が促進するよう、これまで以上に積極的な支援を行う。
- ・ 地域間競争に打ち勝っていくため、まちづくりに関わる全ての関係者・関係機関が一致団結し、政策立案機能の高度化や具体的事業の実行力を高めていく取組を進める。

【施策方針】

- ・ 市民主体のまちづくりの推進
- ・ 持続可能なコミュニティの形成

基本施策②暮らしの質を向上させるまちづくり

【戦略展開方針】

- ・ 人口減少を前提として、中心市街地を核として、地区の拠点をつなぐ都市構造を基本とした「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進める。
- ・ 中心市街地は、新たな商業の担い手や定住者を生み出すソフト施策等による更なる活性化を図る。

【施策方針】

- ・ 中心市街地を核としたコンパクトシティの実現
- ・ 地域特性に応じた市街地の形成
- ・ 公共施設等の適切な維持管理や適正な配置
- ・ 広域連携の推進による新たな経済・生活圏の形成

基本施策③T×の土浦延伸を見据えた機運醸成と調査検討の推進

【戦略展開方針】

- ・ T×の土浦延伸の実現に向けて機運醸成を図るとともに、実現後を見据えた調査・検討を進める。

【施策方針】

- ・ T×の土浦延伸の実現に向けた取組
- ・ T×の土浦延伸を見据えた取組

【戦略分野Ⅳ 成果指標・KPI一覧】

分類	成果指標・KPI	基準値⇒目標値	目標値の設定理由
戦略分野Ⅳ 成果指標	○地域コミュニティ施設整備後の利用者数率	◆118.52%(R5) ⇒181.02%	コミュニティ活動の充実度を示す指標
	○DID地区の人口比率	◆59.3%(R2)⇒62.0%	効率的で利便性の高いまちとしての「コンパクトシティ」の実現度を示す指標
基本施策① KPI	○NPO法人設立数	◆42法人(R5)⇒45法人	市民との協働によるまちづくりへの取組成果を示す指標
	○公園里親制度認証団体数	◆16団体(R5)⇒22団体	市民・事業者等の地域コミュニティ・まちづくりへの参加状況を示す指標
基本施策② KPI	○中心市街地居住者人口割合	◆5.42%(R4)⇒5.75%	中心市街地活性化の取組成果を示す指標
	○休日の中心市街地歩行者・自転車交通量	◆21,166人/日(R4) ⇒26,270人/日	中心市街地活性化の取組成果を示す指標
基本施策③ KPI	○「TXの土浦延伸を契機とした活力のあるまち」と回答した転入者・転出者の割合	◆36.7%(R6)⇒50.0%	TX土浦延伸の機運醸成の取組成果を示す指標

2 策定経過

年月日	事由	内容
令和5年 9月29日	第1回土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議	【議事】 ○第2期土浦市まち・ひと・しごと創生「総合戦略」の進行管理について ○第3期土浦市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定について
令和6年 3月21日	第2回土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議	【議事】 ○第3期土浦市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」(素案)について ○土浦市将来の人口ビジョンに係るアンケート調査の実施について
4月16日～ 5月15日	アンケート調査	【調査対象者】 ○高校生・大学生 ○転出者 ○転入者 ○子育て世帯
5月17日	第3回土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議	【議事】 ○第3期土浦市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」(素案)について ○第3期土浦市まち・ひと・しごと創生「総合戦略」について
9月26日	第4回土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議	【報告事項】 ○土浦市将来の人口ビジョンに係るアンケート調査の結果について 【議事】 ○第3期土浦市まち・ひと・しごと創生「総合戦略」(素案)について
11月15日	第5回土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議	【議事】 ○第3期土浦市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」(案)・「総合戦略」(案)について
12月9日～ 令和7年 1月10日	「人口ビジョン」(案)・「総合戦略」(案)に係るパブリック・コメント	【実施結果】 ○意見提出者数 2人 ○意見件数 5件
2月14日	第6回土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議	【議事】 ○パブリック・コメント実施結果について ○第3期土浦市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」(案)・「総合戦略」(案)について

3 土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議

(1) 土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

平成 27 年 5 月 1 日

告示第 206 号

○土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(設置)

第 1 条 本市において安定した人口構造を保持し、将来にわたって活力ある地域を維持していくための施策を推進するに当たり、広く有識者からの意見を聴取するため、土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 有識者会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに関する事項
- (2) まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に規定する土浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 有識者会議は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 有識者会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係機関及び団体の役職員
- (4) 行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 有識者会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 有識者会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 第3条第2項第4号に掲げる者として委嘱された委員（委員長及び副委員長である場合を除く。）が、やむを得ない事由のため会議に出席できない場合において、当該委員が代理人を選任し、かつ、その旨を委員長に届け出たときは、委員長は、当該代理人を会議に出席させることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 有識者会議の庶務は、市長公室政策企画課及び市長公室DX推進課において処理する。

（補則）

第8条 この告示に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（最初の会議）

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集し、第5条第1項の規定により委員長を定めるまでの間、会議の議長となる。

付 則（令和3年3月31日告示第106号）

この告示は、公表の日から施行する。

付 則（令和5年7月19日告示第246号）

この告示は、公表の日から施行する。

付 則（令和6年3月29日告示第86号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属	備考
学識経験を有する者	大澤 義明	麗澤大学工学部 教授	委員長
	佐野 幸恵	筑波大学システム情報系社会工学域 准教授	副委員長
市議会の議員	島岡 宏明	土浦市議会 議長	
関係機関及び団体の役員	森 浩孝	土浦市地区長連合会 顧問兼副会長	
	今高 博子	土浦市女性団体連絡協議会 会長	
	塚原 建	土浦商工会議所 青年部直前会長	
	堀越美樹朗	水郷つくば農業協同組合 常務理事	
	下川 直美	土浦市小中学校PTA連絡協議会 土浦市子育てネットワーク委員会 委員長	令和5年度委員
	石井留美子	土浦市小中学校PTA連絡協議会 土浦市子育てネットワーク委員会 委員長	令和6年度委員
	稲本 創	一般社団法人土浦青年会議所 直前理事長	
	松山 由美	土浦地区私立幼稚園協会 認定こども園エンゼルススポーツ幼稚園 園長	
	菅谷 晴美	土浦地区私立保育協議会 中央保育園 園長	
	齊藤 元洋	連合茨城土浦地域協議会 日立建機労働組合土浦支部 副執行委員長	
	清水 勉	株式会社常陽銀行 執行役員土浦支店長	令和5年度委員
	伊藤 幹生	株式会社常陽銀行 執行役員土浦支店長	令和6年度委員
	内村 尚史	株式会社筑波銀行 本店営業部エリア長兼 本店営業部長	
	山崎 吉久	日立建機株式会社 人材本部総務部担当部長	
	大久保利一	東日本電信電話株式会社 ビジネスイノベーション部 まちづくりコーディネータ担当 担当部長	令和6年9月25日まで
大塚 康紀	東日本電信電話株式会社 ビジネスイノベーション部 まちづくりコーディネータ担当 担当部長	令和6年9月26日から	
行政機関の職員	鈴木 麻美	茨城県政策企画部計画推進課 課長	令和5年度委員
	長島ゆみ子	茨城県政策企画部計画推進課 課長	令和6年度委員

(3) 意見書

令和7年3月25日

土浦市長 安藤 真理子 殿

土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議
委員長 大澤 義明

第3期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略について

土浦市まち・ひと・しごと創生有識者会議では、第3期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の策定に当たり、産官学金労といった多分野からの委員の参画により、これまで6回の会議を開催し、議論を進めてまいりました。

つきましては、当有識者会議での主な意見と提案を下記のとおり取りまとめましたので、十分留意して取り組まれることを希望します。

記

- これまでの取組の成果により社会増に転じている一方で、自然減が続いていることが大きな課題となっていることから、出生率の向上による自然増を目指すため、結婚・出産・子育て支援に重点的に取り組むこと。
- 高等学校が多いことなど、土浦市が持つ強みを最大限に生かしつつ、若者や女性に選ばれるまちづくりを推進すること。
- 子育て分野をはじめ、あらゆる分野においてデジタル技術を最大限に活用し、社会課題解決や魅力向上を図る取組を展開していくこと。
- 今後、総合戦略を推進するに当たっては、より実効性を高めるため、引き続き施策の効果検証を行い、必要に応じて見直しや改善を実施すること。

第3期土浦市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

発行 令和7年3月
土浦市
〒300-8686
土浦市大和町9番1号
電話 029-826-1111(代)
